

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月
長 野 大 学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	19
基準 3 経営・管理と財務	57
基準 4 自己点検・評価	74
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	81
基準 A「地域に生きる」大学としての責任と地域課題の解決	81
V. エビデンス集一覧	93
エビデンス集（データ編）一覧	93
エビデンス集（資料編）一覧	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

本学の「建学の理念」は、次のとおりである。

1. 清らかな自然環境を十分に活かした理想的教育研究の場の建設をめざす。
2. 少人数教育により人間的接触を深め、全人的人間形成をめざす。
3. 専門的技術的教育のみに偏せず、広い社会的視野の涵養をめざす。
4. 地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす。

この「建学の理念」を踏まえ、「長野大学学則」第1章第1条に本学の目的を以下のように規定している。

「長野大学は、教育基本法に則り、学校教育法第52条の定めるところに従って大学教育を施し、学術の理論および応用を研究教授するとともに、豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実有為な社会的人格を有する者を育成することを目的とする。」

また、平成20(2008)年3月には、「建学の理念」に基づいた「長野大学憲章」を定めて、その前文において本学の使命を以下のように規定している。

「長野大学は、建学の理念および学校教育法第52条を踏まえ、さまざまな学問分野の『ものの見方・考え方』を身につけることを通じて、世間の常識や社会通念を問い直すことができる力を養い、自らの社会的役割を的確に認識することのできる人間を世に送り出すことを使命とする。とりわけ、地域に根ざし世界に開かれた大学として、21世紀の地域社会の発展を牽引することのできる人間の養成が主要な責務であると自覚する。」

「長野大学憲章」には、以下の5つの基本目標を定めている。

1. 教養ある職業人の育成
2. 学生が「自己成長を楽しむ」ことができる支援体制の追求
3. 未来を拓く学生主体のキャンパスづくり
4. 地域に貢献する学術研究の展開
5. 構成員の主体的活動による「知の共同体」の構築

本学の教学面の特色は、「大学憲章」に明文化された基本目標のうちの「教養ある職業人の育成」と「学生が『自己成長を楽しむ』ことができる支援体制の追求」に集約できる。本学は、このような学生の成長像を定義しつつ、成長に向けて多角的に支援するために、「教育の質の向上」および「学生支援の拡充」を継続的に図り、「オンリーワン教育」を確立していくことを重視している。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

年 月	事 項
昭和 41（1966）年 4 月	本州大学経済学部経済学科を開設
昭和 42（1967）年 4 月	本州女子短期大学幼児教育科を開設
昭和 47（1972）年 9 月	昭和 48 年度経済学部の学生募集を停止
昭和 48（1973）年 3 月	本州女子短期大学を分離し経営を他に移譲
昭和 49（1974）年 4 月	法人名を長野学園に、大学名を長野大学に改称 産業社会学部（産業社会学科、社会福祉学科、入学定員は各 50 名）を開設
昭和 51（1976）年 4 月	両学科の入学定員を各 100 名に変更
昭和 52（1977）年 4 月	附属図書館竣工
昭和 63（1988）年 4 月	産業情報学科（入学定員 100 名）を増設
平成 4（1992）年 5 月	中国河北省の河北大学と「学術交流に関する協定」締結
平成 4（1992）年 11 月	中国上海市の復旦大学日本研究センターと「学術交流に関する協定」締結
平成 5（1993）年 6 月	生涯学習センター開設
平成 9（1997）年 5 月	情報システムセンター開設
平成 9（1997）年 7 月	附属新図書館竣工
平成 12（2000）年 10 月	中国遼寧省の大連外国語学院（現 大連外国語大学）と「学術交流に関する協定」締結
平成 13（2001）年 4 月	社会福祉学科の入学定員を 200 名に変更
平成 13（2001）年 7 月	国際交流センター開設
平成 13（2001）年 8 月	中国内蒙古自治区の内蒙古智力引進学院と「教育学術協力に関する協定」締結
平成 14（2002）年 1 月	ミャンマーヤンゴン市のミャンマーロゴス国際学院と「教育学術協力に関する協定」締結
平成 14（2002）年 4 月	社会福祉学部（入学定員 200 名）を開設、産業社会学部社会福祉学科の学生募集を停止
平成 14（2002）年 9 月	中国北京市の北京聯合大学国際語言文化学院と「学術交流に関する協定」締結
平成 17（2005）年 3 月	長野大学と上田市との連携に関する協定締結
平成 17（2005）年 12 月	エクセラン高等学校と長野大学社会福祉学部との高大連携協定の締結
平成 18（2006）年 4 月	生涯学習センターを改組し地域連携センター開設
平成 18（2006）年 8 月	中国山東省青島市の中国海洋大学外国語学院と「学術交流に関する協定」締結
平成 18（2006）年 10 月	長野大学と坂城町との連携に関する協定締結

長野大学

平成 18（2006）年 12 月	長野県蓼科高等学校との高大連携協定の締結
平成 19（2007）年 3 月	長野県軽井沢高等学校との高大連携協定の締結
平成 19（2007）年 4 月	環境ツーリズム学部（入学定員 120 名）および企業情報学部（入学定員 95 名）を開設
平成 19（2007）年 4 月	附属地域共生福祉研究所開設
平成 19（2007）年 11 月	長野県高遠高等学校と長野大学社会福祉学部との高大連携協定の締結
平成 19（2007）年 12 月	長野県中野立志館高等学校と長野大学社会福祉学部との高大連携協定の締結
平成 19（2007）年 12 月	長野県坂城高等学校との高大連携協定の締結
平成 20（2008）年 3 月	長野大学憲章の制定
平成 20（2008）年 6 月	韓国安養市の聖潔大学と「学術交流に関する協定」締結
平成 20（2008）年 6 月	清州市の一信女子高校と「教育学術協力に協定」締結
平成 21（2009）年 4 月	社会福祉学科の入学定員を 150 名、環境ツーリズム学部および企業情報学部の入学定員を各 75 名に変更
平成 21（2009）年 5 月	中国広東省湛江市の湛江師範学院（現 嶺南師範学院）と「学術交流に関する協定」締結
平成 21（2009）年 5 月	中国広東省江門市の五邑大学と「学術交流に関する協定」締結
平成 21（2009）年 8 月	中国北京市の北京聯合大学と「学術交流に関する協定」締結
平成 21（2009）年 10 月	長野県高遠高等学校と長野大学（全学）との高大連携協定の締結
平成 21（2009）年 12 月	中国山東省青島市の中国海洋大学青島学院（現 青島工学院）と「学術交流に関する協定」締結
平成 21（2009）年 12 月	長野大学と立科町商工会との連携に関する協定締結
平成 22（2010）年 3 月	長野県東御清翔高等学校との高大連携協定の締結
平成 22（2010）年 10 月	韓国天安市の白石大学校と「学術交流に関する協定」締結
平成 22（2010）年 10 月	韓国天安市の白石文化大学と「学術交流に関する協定」締結
平成 22（2010）年 10 月	韓国昌原市の馬山大学と「学術交流に関する協定」締結
平成 23（2011）年 6 月	中国江蘇省南京市の三江学院と「学術交流に関する協定」締結
平成 23（2011）年 6 月	中国浙江省杭州市の浙江旅遊職業学院と「学術交流に関する協定」締結
平成 23（2011）年 6 月	韓国昌原市の馬山第一高校、馬山第一女子高校と「教育学術協力に関する協定」締結
平成 24（2012）年 5 月	中国山東省青島市の青島農業大学外国語学院と「学術交流に関する協定」締結
平成 25（2013）年 3 月	長野県中野立志館高等学校と長野大学（全学）との高大連携協定の締結

長野大学

平成 26 (2014) 年 2 月	長野大学と青木村との連携に関する協定締結
平成 26 (2014) 年 3 月	台湾台中市の朝陽科技大学と「学術交流に関する協定」締結
平成 26 (2014) 年 3 月	長野県丸子修学館高等学校との高大連携協定の締結
平成 26 (2014) 年 7 月	長野大学研究・教育基本構想の決定
平成 26 (2014) 年 10 月	臼田高校（現 長野県佐久平総合技術高等学校）との高大連携協定の締結
平成 27 (2015) 年 2 月	青木村との連携に関する協定締結
平成 27 (2015) 年 4 月	台湾台南市の長栄大学と「学術交流に関する協定」締結

2. 本学の現況

・大学名

大 学 名	長 野 大 学
-------	---------

・所在地

所 在 地	〒386-1298 長野県 上田市 下之郷 658 番地 1
-------	--------------------------------

・学部構成

学 部	学 科
社会福祉学部	社会福祉学科
環境ツーリズム学部	環境ツーリズム学科
企業情報学部	企業情報学科

・学生数、教員数、職員数

学生数〔平成 27(2015)年 5 月 1 日現在〕

学部	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	合計
社会福祉学部	150	131	110	134	525
環境ツーリズム学部	99	84	93	81	357
企業情報学部	99	95	101	74	369
合計	348	310	304	289	1251

長野大学

教員数〔平成27(2015)年5月1日現在〕

学部	教授	准教授	助教	専任（計）	兼任講師
社会福祉学部	14	9	3	26	40
環境ツーリズム学部	9	4	2	15	17
企業情報学部	10	3	1	14	14
合計	33	16	6	55	71

職員数〔平成27(2015)年5月1日現在〕

区分	専任職員	非常勤職員	合計
人数	36	12	48

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。】

本学の「建学の理念」は、次のとおりである【資料 1-1-①-1】。

1. 清らかな自然環境を十分に活かした理想的教育研究の場の建設をめざす。
2. 少人数教育により人間的接触を深め、全人的人間形成をめざす。
3. 専門的技術的教育のみに偏せず、広い社会的視野の涵養をめざす。
4. 地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす。

本学の使命については、建学の理念を踏まえた「大学憲章」の前文に明記している。

「大学憲章」の前文は次のとおりである【資料 1-1-①-2】。

長野大学は、建学の理念および学校教育法第 52 条を踏まえ、さまざまな学問分野の「ものの見方・考え方」を身につけることを通じて、世間の常識や社会通念を問い直すことができる力を養い、自らの社会的役割を的確に認識することのできる人間を世に送り出すことを使命とする。とりわけ、地域に根ざし世界に開かれた大学として、21 世紀の地域社会の発展を牽引することのできる人間の養成が主要な責務であると自覚する。

「大学憲章」の本文に 5 つの「基本目標」を定め、本学すべての構成員の指針としている。その「基本目標」は次のとおりである。

1. 教養ある職業人の育成

長野大学は、学生の自発性を尊重し、さまざまな課題を文献学習やフィールドワークや実習をとおして発見し解決する能力を培うとともに、自立した個人に必要なコミュニケーション能力、論理的な思考力を高める教育を実践し、生涯にわたって地域社会に貢献できる「教養ある職業人」を育成する。

2. 学生が「自己成長を楽しむ」ことができる支援体制の追求

長野大学は、地域の豊かな資源を積極的に活用しながら、学生が目標をもって主体的に行動し、「入学から卒業までの自己成長を楽しむ」ことができるような学習・キャンパ

スライフ・キャリア支援体制を構築する。

3. 未来を拓く学生主体のキャンパスづくり

長野大学は、現代社会の情報化、共生化、国際化を踏まえた「学生が主人公」のキャンパスづくりを推進するために、「IT キャンパス」「エコキャンパス」「バリアフリーキャンパス」「グローバルキャンパス」を構築するという目標を掲げ、学生・教職員が一体となってその達成に努める。

4. 地域に貢献する学術研究の展開

長野大学は、地域における社会、産業および政策に関する学術研究の拠点として、教員個人および組織的な研究活動の不断の発展に努め、福祉、環境・観光、情報の分野における成果を積極的に地域に還元することによって、人々の豊かな暮らしの実現に貢献する。

5. 構成員の主体的活動による「知の共同体」の構築

長野大学は、すべての構成員の自主性を尊重し、互いに協調し啓発しあうことをつうじて、高い倫理観と豊かな教養の醸成に努めるとともに、知の継承、創造、統合を実践し「知の共同体」を構築することをめざす。

また、大学設置基準第2条に則り、本学の目的については、建学の理念を踏まえ、「長野大学学則」の第1章第1条に、次のとおり規定している【資料 1-1-①-3】。

長野大学は、教育基本法に則り、学校教育法第83条の定めるところに従って大学教育を施し、学術の理論および応用を研究教授するとともに、豊かな教養と深い専門知識を具えた堅実有為な社会的人格を有する者を育成することを目的とする。

以上のように、本学の使命・目的等に関して、「建学の理念」、「大学憲章」および「学則」の文中において、具体的かつ明確に示していると自己評価している。

■エビデンス集 資料編

【資料 1-1-①-1】 建学の理念

【資料 1-1-①-2】 長野大学憲章

【資料 1-1-①-3】 長野大学学則

1-1-② 簡潔な文章化

【使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。】

前述のように、本学の使命・目的等については、具体的かつ明確な文章にし、「建学の理念」、「大学憲章」および「学則」で示している。これらの使命・目的等と連動性を持たせながらディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針を策定し、より具体的かつ明確な内容にしている。

このように本学の使命・目的および方針については、簡潔な文章にするとともに、大

学案内パンフレットや学修ガイド、大学ホームページ等で明示しており、簡潔な文章化が図られていると自己評価している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「建学の理念」、「大学憲章」および「学則」で示した使命や目的は、具体的かつ明確であり、また、意味・内容が一貫しているため、大学の個性・特色を分かりやすい表現で学内外に明示することを重要な責務として認識しながら、必要に応じてさらに改善していく。特に、平成 28(2016)年度が創立 50 周年を迎える節目であることや、大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、建学の精神に基づいた教育目的と 3 つの方針については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を堅持し、より分かりやすい文章となるよう改善していく。また、使命・目的及び教育目的がしっかりと教育に反映され、実効性のあるものとしていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

＜1-2 の視点＞

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。】

本学の教学面の特色は、端的に言えば「大学憲章」に明文化された基本目標のうちの最初の 2 つの目標、すなわち「教養ある職業人の育成」と「学生が『自己成長を楽しむ』ことができる支援体制の追求」に集約することができる。本学は、このような学生の成長像を定義しつつ、それぞれの学生の成長に向けて多角的に支援するために、「教育の質の向上」および「学生支援の拡充」を継続的に図り、「オンリーワン教育」を確立していくことを重視している。

「教育の質の向上」については、地域をフィールドにした少人数の体験型教育を通して、体験知と文献知を融合することを基本としている。本学では、地域社会や地域の企業・組織・団体と連携したゼミナールやプロジェクト研究、実習、インターンシップを中核的な学びと位置付けるとともに、学生が社会に求められる能力・姿勢・態度等を自分自身で気づき、実際に涵養できるように教職員は支援している。このような教育を展開する上では、各教員の研究の深化が求められ、またそれは教員個人のレベルに留まるのではなく、組織的な研究の活性化が極めて重要となる。本学では、教育面では「教育実践交流広場」の開催や授業参観の実施、研究面では「研究交流広場」の開催など、教

員間のピア・レビューによって、教育の質や教育の裏づけとなる研究の質を組織的に保証している【資料 1-2-①-1】【資料 1-2-①-2】。特に、教育実践交流広場については、全学の学生が受講する「現代社会の私たち」（福祉、環境、生命、情報の分野）や、初年次ゼミナールを担当する教員が、共通のガイドラインをもとに作成した教育方針・計画について報告するとともに、方針・計画について確認・修正したり、意見交換をしたりして、PDCAサイクルを組み込みながら教育の質の向上を図っている。

また、「学生支援の拡充」については、初年次教育の改革・充実や仕事の共同体（ゼミナールや実習教育など）中心の教育への移行により、学生に対する就学支援・生活支援・就職支援など多岐にわたるサポート体制を充実・強化してきている。これまで、シラバスやキャップ制の見直し、GPA(Grade Point Average)や学習ポートフォリオ導入の検討、全学的なFD(Faculty Development)活動の強化策およびティーチング・ポートフォリオ導入の検討、リメディアル教育やキャリア教育や課外活動活性化策の再検討などが議論され、学生の成長支援を徹底するという本学の個性追求がさらに深化されてきている。ゼミナールや実習担当教員によるアドバイザー制の導入により、学生相談体制がさらに強化されたとともに、大学教育センター、学生支援センター、キャリアサポートセンターの3センター学生支援対策室による、多岐にわたる学生支援の検討がなされてきている。学生の授業に関する質問等に対応するため全教員の研究室を開放するオフィスアワーをさらに充実させるなどきめ細かな試みも継続している。

これらの取り組みは、ホームページなどで紹介しており、本学の個性・特色の明示はなされていると自己評価している。

■エビデンス集 資料編

【資料 1-2-①-1】「教育実践交流広場」（過去3年間）開催一覧

【資料 1-2-①-2】「研究交流広場」（過去3年間）開催一覧

1-2-② 法令への適合

【学校教育法 83 条に照らして、大学として適切な目的を掲げているか。】

大学について、「教育基本法」では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする（第 7 条）」と謳われ、また、「学校教育法」では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする（第 83 条）」と謳われている。本学は、これらの法律をはじめ、「私立学校法」、「大学設置基準」等を含む関係法規を遵守し、前述の「1-1-① 意味・内容の具体性と明確性」のとおり、本学の使命・目的および教育目的を適切に設定しているので、法令への適合がなされていると自己評価している。

1-2-③ 変化への対応

【社会情勢等に対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直し等を行っているか。】

本学は「建学の理念」のひとつに「地域社会との密接な結びつきにより学問理論の生活化をめざす」ことを掲げて、地域文化の発展に力を発揮できる人材の育成を行ってきた。しかし、現代社会は価値観の広がりや文化の多様化の影響により、複雑化・流動化が進行し、先行きの不透明感がさらに増している。このような状況下にあつて、社会がのぞむ能力は、地域社会や産業界、世界の経済社会の動きと連動して、多種多様なものとなってきている。

それらの状況を踏まえ、平成 19(2007)年には、産業社会学部産業社会学科を環境ツーリズム学部環境ツーリズム学科に、産業社会学部産業情報学科を企業情報学部企業情報学科に、それぞれ改組した。

また、平成 20(2008)年には、前述のように「建学の理念」に基づき「長野大学憲章」を定め、本学の使命・目的をより明確にするとともに、平成 21(2009)年には、社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部の 3 つの学部において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、それらの方針に基づいた学生募集活動および教育活動が行われている。

さらに、産業界や地域社会からの要請に対応するために、英語・中国語などの語学科目を拡充するとともに、平成 24(2012)年より「特別コース」を開設し、学生の職業人として必要な能力の涵養を図っている。特別コースは、平成 24(2012)年に「公務員」、「情報処理技術者試験・簿記検定」、「国際キャリア」の 3 つのコースで始動し、平成 25(2013)年においては、「情報処理技術者試験・簿記検定」を「情報処理技術者試験」と「簿記・会計」に独立・再編し、それに「教員養成」を加えて 5 つの特別コースに拡充している【資料 1-2-③-1】。

そして、平成 24(2012)年には、教育研究および施設設備にかかる中期経営計画を策定し、その計画にもとづいた取組みを行うとともに、必要に応じて逐次見直しを行っている【資料 1-2-③-2】。また、平成 26(2014)年には、現在の学生の状況や社会の情勢を踏まえた教育研究を展開すべく研究・教育基本構想をまとめ、各学部および関係するセンターにおいてその具体化が検討されている【資料 1-2-③-3】。

以上のように、「建学の理念」をふまえ、「長野大学憲章」、「長野大学研究・教育基本構想」へと、時代の変化に対応して、大学の使命・目的を改訂していると自己評価している。

■エビデンス集 資料編

【資料 1-2-③-1】平成27年度「2015特別コース」のご案内

【資料 1-2-③-2】長野大学中期経営計画

【資料 1-2-③-3】長野大学研究・教育基本構想

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「建学の理念」、「大学憲章」および「学則」で示した使命や目的は、適切に設定されており、社会の変化にも対応できる体制が整っているため、今後も継続するとともに、必要に応じてさらに改善していく。特に、長野大学研究・教育基本構想の具体化が重点課題であると認識している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。】

「建学の理念」を踏まえた「大学憲章」は、平成20(2008)年3月に制定したものである。この決定にあたっては、学長室（学長の補佐機関）で作成した原案を、全学教授会や理事会、さらに学生自治会など、本学の構成員すべてに意見聴取を行い、討議と推敲に1年余を費やしている。

また、平成26(2014)年度に策定した長野大学研究・教育基本構想は、学長室で骨子を定め、全学教授会で複数回議論し、評議員会の意見を聞いて、理事会で定めた。本学の使命・目的等については、役員、教職員には最終決定までに十分理解され、支持を得ていると自己評価している。

1-3-② 学内外への周知

【使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。】

「建学の理念」および「大学憲章」は、大学ホームページに掲載しているほか、折に触れて学内外に示している。学内では、入学式での学長告辞で言及されており、新入教職員の辞令交付時の理事長挨拶でも説明されている。また、全学生に配布される『学修ガイド』に掲載し、ガイダンス時に説明している【資料1-3-②-1】。学外では、県内の企業向けリーフレット（「Step UP」）や、高校向けリーフレット、受験生向けの大学案内パンフレットなどで紹介されている【資料1-3-②-2】【資料1-3-②-3】。さらに、全国各地で開催される父母懇談会の席上でも説明している【資料1-3-②-4】。

これらのことから、本学の使命・目的等については、学内外の広範囲に示されていると自己評価している。

■エビデンス集 資料編

【資料 1-3-②-1】 学修ガイド

【資料 1-3-②-2】 Step Up

【資料 1-3-②-3】 大学案内パンフレット

【資料 1-3-②-4】 後援会会員用 長野大学ガイドブック 2015

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。】

本学は、それぞれの学部において「建学の理念」および「大学憲章」に基づきながら各学部の教育目的や3つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を策定し、それらをもとにして学生募集活動・教育活動を展開している。また、大学憲章の第2項で掲げる「学生の自己成長」を多角的に支援するために、平成24(2012)年には、教育研究および施設設備にかかる中期経営計画を策定するとともに、平成26(2014)年には、現在の学生の状況や社会の情勢を踏まえた教育研究を展開するために長野大学研究・教育基本構想を策定している。

このように大学の使命・目的を踏まえながら、大学教育センター、学生支援センター、キャリアサポートセンター、アドミッションセンターなどの関係委員会等で検討を行い、学長室や、各学部教授会および全学教授会の議を経て、3つの方針や中期経営計画等を定めている。各学部においては、これら3つの方針の整合性を確認する作業を通して、大学・学部の使命・目的や目的を共有する機会を増やし、学外への周知の方法を深化させてきている。大学の使命・目的や、3つの方針を軸とするPDCAサイクルを、学部ごとにそれぞれ組織的に稼働させてきていると自己評価している。

【使命・目的及び教育目的をディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映しているか。】

本学は、大学憲章の第1項において「教養ある職業人の育成」を掲げ、また、大学憲章の第2項において「学生が『自己成長を楽しむ』ことができる支援体制の追求」を掲げている。本学学生の成長の姿がまさしく「教養ある職業人」であり、それぞれの学部では、この教養ある職業人とそれぞれの専門性というものを踏まえ、学生の成長像を定義している。社会福祉学部では「福祉の向上に寄与できる人材」、環境ツーリズム学部では「持続可能な地域づくりを担う人材」、企業情報学部では「企業が求める問題解決能力をもつ人材」という成長像である。このように成長像を含む各学部の教育目標や、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、「建学の理念」および「大学憲章」といった本学の使命・目的に基づいて定めたものである。

各学部の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

社会福祉学部の教育目標

複雑化する福祉課題に対応するための知識と技術を身につけ、人びとの福祉の向上に寄与できる職業人を育成する。

社会福祉学部のディプロマ・ポリシー

【関心・意欲・態度】 現代社会におけるさまざまな生活問題に関心を抱き、人びとの支援に必要な技術を学ぶ意欲と姿勢をもっている。

【知識・理解】 人間と社会について幅広い視野をもち、人びとの福祉を向上させるための知識を有している。

【思考・判断】 複雑化する福祉課題を身近なものとしてとらえ、専門的な観点から多角的に分析し、解明することができる。

【技能・表現】 さまざまな立場の人の思いや考えを受けとめるとともに、自ら考えたことを言葉や行動で示すことができる。

社会福祉学部のカリキュラム・ポリシー

- ・ 人間と社会について幅広い視野が形成されるよう、バイオ（生命）・サイコ（心理）・ソーシャル（社会）の視点から分析・解明する科目を配置する（Bio-Psycho-Social Approach）。
- ・ 人びとの支援に必要な技術を学ぶために、ミクロ（個人、家族、グループ）・メゾ（地域社会）・マクロ（国、国際比較研究）レベルの専門的な知識を身につけることのできる科目を配置する。
- ・ 地域における総合的ケア体制推進の先進県である、長野県の特性を生かした独自性のある科目を配置する。
- ・ 福祉課題を身近なものとしてとらえることができるよう、演習・実習、インターンシップなどのより実践的な学びを保障する科目を配置する。

環境ツーリズム学部の教育目標とディプロマ・ポリシー

環境ツーリズム学部は、美しい豊かな自然環境を有する長野県で、自然環境の保全と調和し地域の歴史と文化を生かす観光振興により、持続可能な地域社会の発展を実現するための教育研究を行うことを学部の理念とする。すなわち、自然と文化の環境にかんする豊かな知識と「ホスピタリティ（もてなしの心）」を発揮して、自治体などの公共部門や観光・ホスピタリティ産業などをはじめとする民間部門など社会の幅広い分野で活躍する「教養ある職業人」を育成することを教育目標とする。

具体的には次の通りである。

- ・ 地域社会の伝統、文化、自然環境、観光、ビジネスに関する知識と理解を育む。
- ・ 自然環境と共生した地域社会の構築をめざす総合的な視野にもとづく思考力・判断力を育む。
- ・ 地域社会に立脚して広域的・全地球的な課題に取り組む意欲と関心を育む。
- ・ 地域の自然や文化の環境と調和した観光とビジネスを発展させるための具体的で実践的な技能を育む。
- ・ 社会の多様な成員とコミュニケーションをとり、より良い地域社会を築くためにリーダーシップが発揮できる表現力を育む。
- ・ さらにこれらの知識と能力の基盤を成す人間・歴史・世界・自然に対する幅広い識見と批判的思考力、いいかえれば人格形成の基礎としての確かな教養と良識を育む。

環境ツーリズム学部の教育課程の編成（カリキュラム・ポリシー）

以上の知識と能力を、地域社会を場とする様々な実体験・体験型学習を通して、少人数教育により修得する。この地域社会を場とする教育とは、地域内での連携と地域間交流の双方によって行われ、したがって特定の地域に閉ざされたものではなく、国内のみならず国際的に広く開かれたものである。

このような教育を実践する柱は、全学年において必修であるゼミナール等における教育と活動である。すなわち1年次の「課題探求ゼミナール」および「コミュニティ体験」、2年次の「入門ゼミナール」、3・4年次の「専門ゼミナール」および「社会調査研究」等の科目である。これらのゼミナール等において、地域社会を場とするフィールドワークや文献学習をとおして地域社会の現状を分析し、課題解決の方法を探究し、さらなる学習意欲を育む。そしてすべての学生は、卒業研究もしくはゼミナール論文の作成という課題を達成して卒業する。

企業情報学部教育目標

「企業や社会に関する主要な課題を発見し、それを解決することができる」人材を育成する。

企業情報学部のディプロマ・ポリシー

- ・ 企業・社会問題へ関心をもち、企業や社会に関する課題を発見・特定する姿勢を有する。（関心・意欲・態度）
- ・ 人間・社会・自然に関する幅広い識見を有し、企業や社会に関する主要な問題を解決する上で必要な、経営・情報・デザインの領域に関する専門的・総合的な知識を身につけている。（知識・理解）
- ・ 皆と協調し、相互にコミュニケーションを図りながら率先して行動し、課題発見・問題解決ができる。（関心・意欲・態度）
- ・ 論理的かつ多面的に考え、判断しながら課題発見・問題解決ができる。（思考・判断）
- ・ これまでにない新たな視点にたつて、課題を特定し、解決の方向性を探求することができる。（関心・意欲・態度）
- ・ 課題発見・問題解決の活動・成果をわかりやすく報告・発信することができる。（技能・表現）
- ・ 職業に関して十分な理解を持った職業人となり、仕事をとおして社会に貢献することができる。（関心・意欲・態度）

企業情報学部カリキュラム・ポリシー

- ・ プロジェクト型学習（課題発見・問題解決型学習）によって問題解決能力を身に付ける。

企業での仕事は一言でいえば「問題解決」である。つまり企業や社会が求める人材は、克服すべき問題を特定できる「課題発見能力」とその解決ができる「問題解決能力」を身に付け、リーダーシップと行動力を持った人と言える。将来を見据え、専門的知識を活用しながら、学生が主体的に関わるプロジェクト研究によって、長い企業人生を送る上で不可欠となる課題発見・問題解決能力を育成する。

- ・ 問題解決のために必要な複数分野の専門的な知識を身に付ける。

企業や社会の主要な課題を発見し、それらを解決するためには、複数の分野の専門的知識を融合させながら学習していくことが必要である。基礎的な学習から始まり、社会分野（経営・経済・地域／戦略・マネジメント・イノベーション（改革））・情報分野（システム・ネットワーク／ソフトウェア開発・システム運用）・メディア分野（デザイン・グラフィック・プランニング（企画立案））といった3つのクラスタ（科目群）から必要な専門科目を自覚的に選択し、課題発見・問題解決の糸口を探る力を育成する。

- ・ 問題解決ができる職業人となるために必要な能力を身に付ける。

企業や社会において価値のある仕事をするためには、問題解決能力を十分に発揮しなければならない。また、大学入学初期から将来を見とおし、職業について深く理解しておくことも不可欠である。低学年からのキャリア学習によって、しっかりとした職業観を持った上で自分自身のキャリアプランを立て、職業人に必要な諸能力を育成する。

また、長野大学が求める学生像（アドミッション・ポリシー）について、各学部ではホームページおよび学生募集要項から次のような情報発信をしている【資料1-3-③-1】。

社会福祉学部のアドミッション・ポリシー

社会福祉学部では次のような皆さんの入学を期待します。

「福祉に対する熱い想いをもち、地域社会における生活や福祉に貢献したいと考えている人。」

世の中には、暮らす上で何らかの困りごとをもつ人たちがいます。だれもが暮らしやすい社会をつくるためには、「いのち」や「こころ」「くらし」などに関する知識を学び、ひとと社会に関する多様な課題に対して自ら調べ、考え、ひとの意見を理解し、発言する能力を経験的に身につけていく必要があります。

「人が好き」・「コミュニケーションがうまくなりたい」・「困っている人やその家族、地域のために役立ちたい」・「誰もが安心して暮らせる地域社会をつくる手伝いがしたい」という考えのある皆さんに、福祉に関する幅広い知識と技術を学修してもらい、さまざまな領域で経験を積みながら活躍してほしいと考えています。

そのため、社会福祉学部での学修には、文章読解力や作文能力、多文化の理解など高等学校等での基礎的な学びが必要となってきます。特に国語は学びの中心であり、福祉を学ぶ上でとても大切な教科です。また、専門高等学校の福祉科や家庭科、看護科などで学んだ人は専門科目の学びをさらに活かすことができるでしょう。

環境ツーリズム学部のアドミッション・ポリシー

環境ツーリズム学部では次のような皆さんの入学を期待します。

自然と人間、文化、観光などにたいする関心をもち、環境を守りながら持続的に発展する地域社会をつくる積極的な姿勢と意欲をもつ人で、大学で学ぶために必要な基礎学力（読解力や思考力、日本と世界についての基本的な知識など）をもつ人。

例えば・・・

- ・ 自然の恵みを積極的に活用する最新の環境保全の考え方を学び、地球環境の未来を守りたい人。（環境）
- ・ 地域独自の自然環境や文化を活かした観光について学び、自然と調和した新しい観光や旅行の事業を担いたい人。（観光）
- ・ 人と人とのつながりを大切にしたビジネスの考え方を学び、地域産業の発展に貢献したい人。（ビジネス）
- ・ 人々のよりよい暮らしをつくるための制度や政策や住民の役割について学び、自分たちの住む地域を元気にしたい人。（地域づくり）

これらの分野についての教室での学びと体験型学習を通して、多面的な見方や論理的な考え方を身につけて、社会の様々な分野で活躍したいと思う人を歓迎します。

企業情報学部のアドミッション・ポリシー

企業情報学部では次のような皆さんの入学を期待します。

現代の社会では多くの人が企業の一員として働くことを通して社会に貢献しています。また現代社会や企業で生きていく上で、さまざまな解決すべき問題が立ちまわります。そのため本学部では経営・情報・デザインなどを中心とする多様な科目群を通して、こうした問題を解決するための力を育てます。

したがって本学部は、現代の社会や企業において生まれるさまざまな問題に取り組み、解決するために要求される能力を身に付けた魅力的な職業人になりたいと思う人の入学を期待しています。また、上のような課題に取り組むために、本学部では、コンピュータやネットワークの技術を学ぶとともに、コミュニケーションのあり方についても学びたい人の入学を期待します。

本学部の授業では、文章を読むだけでなく、企業や市場、企画やデザインについて議論し、場合によっては立案することが求められます。そのため、受験生の皆さんには、文章読解力や基礎的な数量的スキルを含むバランスのとれた学力を期待しています。また高校時代に課外活動やフィールドワークなどを通してコミュニケーションの基礎を学んできた人、将来につながる資格の取得をめざす人も歓迎します。

■エビデンス集 資料編

【資料 1-3-③-1】学生募集要項

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。】

本学は1法人1大学の小規模大学である。大学教育の目的達成に関わる課題解決に適切に対応するため、平成22(2010)年度に大学評議會を廃止し、全学教授会を教学にかかわる重要事項を審議し、全学的な意思の形成にあたる意思決定機関として位置付けた。また、学長のリーダーシップを強化し、意思決定に瑕疵がなく、円滑に進めるために、学長特別補佐制度を廃止して副学長制を導入した。さらに学長学部長会議を廃止して、企画立案および総合調整等を円滑に行う組織として、学長指名の教職員から構成される学長室を新設した。前述のとおり、本学では学生の自己成長を多角的に支援するために、「教育の質の向上」および「学生支援の拡充」を重視し、目的の遂行に必要な組織改革と運営等を改善してきている。とりわけ「学生支援の拡充」に関しては、既存の組織である大学教育センター、学生支援センター、キャリアサポートセンターのそれぞれがその機能を果たすとともに、連携して問題解決にあたる「3センター学生支援対策室」を設置して、学生支援のさらなる充実に努め、当該組織の円滑な運営を遂行している【資料 1-3-④-1】。使命・目的および教育目的と教育研究組織の構成との相互間の整合性はとれていると自己評価している。

加えて、本学の特色として、大学の正式な組織とは別に、教職員の自発的なグループによる討論が盛んである。たとえば、長野大学研究・教育基本構想を策定する時には、構想の文案をより平易でわかりやすい文章へと推敲するチームが自発的に生まれ、全学教授会に修正提案を行った。さらに、成案となった構想を実際の教育研究に具体化するための討論の場として、「地域に生きる大学意見交換会」が開催された。教職員の自発的なグループが、自由な雰囲気の中で討論することを通じて、大学の使命・目的及び教育目的が全構成員に浸透し、その実現のための推進力になっていると自己評価している。

■エビデンス集 資料編

【資料 1-3-④-1】組織図

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の将来は、「建学の理念」を踏まえた「大学憲章」に盛り込まれた内容を具体的に実践することを通じて、地域に貢献する知の共同体を構築できるかどうか懸っている。そのためには、内実を伴った理念や憲章を在学生や保護者、高校教師や高校生、企業や自治体、報道機関や一般市民に訴えて、本学への興味と関心を持ってもらうことが必要である。さまざまな方策を試み、新しい時代に即応した高等教育機関となるよう必要に応じてさらに改善していく。

【基準1の自己評価】

「建学の理念」や「大学憲章」は、機会あるごとに繰り返し周知されてきているが、理念や憲章は、具体的な実践事例を積み重ねることによってのみ構成員の共有財産となり、外部への発信力も生まれる。使命・目的等に関する内容について、基準を満たしていると自己評価しているが、さらに社会への情報発信力を高めるために、自己点検・評

価委員会やFD委員会をはじめ各部局の緊密な連携に基づいて、従来にも増して対外的にもわかりやすい具体的で組織的な教育実績を積み重ねていく。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 学者受け入れの方針の明確化と周知

【アドミッション・ポリシーを明示しているか。】

本学は、大学全体として求める学生の成長像を「教養ある職業人」として長野大学憲章に謳っており、この大学全体として共通する学生の成長像と学部専門性を踏まえて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの方針を定めている。入学者選抜の実施のための基本的な考え方となるアドミッション・ポリシーは、それぞれの学部のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて策定されており、アドミッションセンター運営委員会と学部教授会で点検している。

各学部のアドミッション・ポリシーは、「ホームページ」および「学生募集要項」に明示するとともに、オープンキャンパス、進学相談会、訪問講義、大学見学会、高校訪問等の募集のあらゆる機会において説明し、本学が求める学生像を高校生、保護者、高校進路担当教員等に対して周知に努めている【資料 2-1-①-1】【資料 2-1-①-2】。

なお、本学を志願する学生がどの入試で本学に挑戦するかを決めるための一助になるように、「学生募集要項」では入試区分別のアドミッション・ポリシーを次のように明示している。

入試区分	アドミッション・ポリシー
AO 入試	各学部の専門分野を学ぶ強い意欲があり、合格後、入学前学習プログラムに取り組むことで、入学後の学生生活をスムーズにスタートさせたい人
一般推薦入試	高等学校長からの推薦があり、合格後、入学前学習プログラムに取り組むことで、興味を持てる専門分野を見つけ、大学での学びに備えたい人
自己推薦入試	各学部の専門分野に興味があり、スポーツやボランティアなどの課外活動や各種資格取得などの取り組みについて実績があり、自己アピールができる人
経済支援特別入試	経済的理由で進学困難な状況が生じている人

一般入試	各学部の専門分野に興味があり、長野大学が独自に実施する科目の学力試験を受験する人で、専門分野を学ぶための基礎学力がある人
大学入試センター試験利用入試	各学部の専門分野に興味があり、各学部が指定した大学入試センター試験の教科・科目を受験した人で、専門分野を学ぶための基礎学力がある人
社会人・シニア特別入試、外国人留学生入試	入試ごとに設定された受験資格があり、各学部の専門分野を学ぶ意欲がある人
編入学	大学、短大、専門学校など卒業予定あるいは既に社会人として活躍されている人

入試区分別アドミッション・ポリシーを踏まえた入学前学習は、初年次教育の一環として全学部で実施されている。入学前の3月に入学予定者を来学させ、入学後の学習が円滑に進められるよう「入学準備講座」を行っている。また、学部によって異なるが、対話型AO入試・推薦入試合格者に対して課題図書のリポート等を課し、担当教員が添削指導を行うなど高校との連携強化を図っている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-1-①-1】長野大学ホームページ

【資料 2-1-①-2】学生募集要項

2-1-② 入学者受け入れの方針に沿った学生受け入れ方法の工夫

【アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しているか。】

本学では、入学志願者の能力・適性等を多面的・総合的に判定するという観点から、対話型AO入試、推薦入試（指定校推薦と一般推薦）、一般入試、大学入試センター利用入試、障害者特別入試、外国人留学生入試等の多様な入学者選抜を実施している。なお、外国人留学生入試においては国内での留学生入試とは別に、中国・韓国の協定締結校で毎年6月初め（中国協定校）と12月初め（韓国協定校）の時期にそれぞれ現地で実施している【資料 2-1-②-1】。

入学者選抜においては、入試区分別アドミッション・ポリシーを踏まえ、学生募集要項に基づき公正で確実な入試の実施に努めている。アドミッションセンター運営委員会では、試験区分ごとに教職員の入試実施体制を編成し、受験生が安心して受験できるよう万全な体制を整えている。

なお、アドミッションセンター運営委員会では毎年度、入試方法や合否判定基準等の見直しを行い、各学部教授会の意見を聞いて、全学教授会において当該年度の「学生募

集要項」を作成している。毎年、前年度の入試結果を踏まえて、入学者受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫について PDCA サイクルを組み込みながら実施している。

- ・ 平成 24(2012)年度入試では、アドミッション・ポリシーに沿った学生受け入れ方法の工夫として、東日本大震災並びに長野県北部地震の被災受験生に対して、入学検定料の免除とともに、被災の程度に応じ、1 年次授業料の全額、半額、1/4 の額を減免する「復興支援奨学生制度」を新設した。
- ・ 平成 25(2013)年度入試では、障害者特別入試にⅡ期を新設した。社会福祉学部では推薦入試 BⅢ期を廃止したが、環境ツーリズム学部および企業情報学部では対話型 AO 入試に随時型を新設し、一般入試 A では「世界史」と「地理」の 1 日のみの選択、一般入試 B では「英語」を廃止し「国語」のみとした。
- ・ 平成 26(2014)年度入試では、推薦入試の一般推薦にⅡ期を新設するとともに、大学入試センター試験利用入試のⅣ期設定をⅢ期に、外国人留学生入試のⅢ期設定をⅡ期に変更した。
- ・ 平成 27(2015)年度入試では、一般入試の試験科目を 3 学部共通とし、1 日目は「国語」および「英語・数学・日本史・現代社会・政治経済」から 1 科目、2 日目は「国語」および「英語・数学・日本史」から 1 科目の選択とした。「経済支援特別特待生入試」を「経済支援特別入試」、「入学試験における特待生制度」を「学費給付型特待生制度」に名称を変更し、環境ツーリズム学部および企業情報学部の対話型 AO 入試Ⅳ期設定をⅢ期に変更した。
- ・ 平成 28(2016)年度入試では、公立大学法人化への移行を前提にして、対話型 AO 入試随時型や障害者特別入試の廃止、大学入試センター試験利用入試の配点変更、環境ツーリズム学部と企業情報学部における AO 入試の実施方法や、指定校推薦入試における評定平均値を 3.2 から 3.5 に引き上げ等の変更を行った。

学生募集活動については、志願者と入学者を増加させるために、教育内容の充実に加え、公務員特別コースなどの 5 つの特別コースの新設や、入試制度の変更のほか、様々な取り組みを適宜行っている。具体的には、高校生等と直接接触できるオープンキャンパス、進学相談会、大学見学会等を重視するようにした。特に、オープンキャンパスでは参加者の満足度を高められるよう、模擬授業の担当講師を教員から在學生に変更するなど、在學生のゼミナール活動を紹介することによって、高校生の学びへの理解度が深まったと考えている。オープンキャンパスの運営には、在學生で組織する「ぴあメンター」が主体的に関わり、高校生および保護者に対してきめ細かな対応を行うなどの工夫をしている。

また、大学案内パンフレットでのキャリア関連情報の拡充や、学生の取り組み等の内容改善、広報紙（キャンパスニュース）の発行回数増により、高校生への情報提供の量と質を向上させた。高校訪問においては、高校教員 OB をアドバイザーとして 3 名採用し、広報担当の専任職員とともに担当校を決め、年 6 回程度訪問して情報提供と志願者情報を集約するとともに、マスコミへの情報提供の強化等を行った。その結果もあり、志願者数と入学者数は 4 年連続して上昇している。

さらに、アドミッションセンター運営委員会と広報委員会が密接に連携し入試と広報の連携を強化するとともに、学生募集活動の進捗状況を委員会のみならず全学教授会、法人の理事会等に随時報告し、大学と法人で情報を共有しながら学生募集活動を進めている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-1-②-1】長野大学留学生推薦入試募集要項

【入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。】

入試問題の作成は、アドミッションセンター運営委員会が年度当初に小論文や一般入試の国語、英語等の科目ごとに複数の専任教員を問題作成委員として委嘱し、作成にあたっている【資料 2-1-②-2】。その進捗管理はアドミッションセンター運営委員が科目ごとに担当し、問題原案完成後は、アドミッションセンター運営委員全員で全科目の検討点検を行い、修正変更の必要があれば、問題作成委員に戻し、完成稿はアドミッションセンター運営委員の担当委員が確認をしている。問題印刷の校正は3校まで行い、納品後はアドミッションセンター運営委員が最終確認をしている。入試実施当日は、受験生からの質問等に対応できるよう問題作成委員を入試実施本部に待機させている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-1-②-2】全学教授会アドミッションセンター運営委員会報告

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

【教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。】

各学部の過去5年間の入学定員、入学者数は「エビデンス集（データ集）」表2-1に示すとおりである。

大学全体の入学定員充足率は平成24(2012)年度は251名(充足率83.7%)、平成25(2013)年度は292名(97.3%)、平成26(2014)年度は309名(103%)、平成27(2015)年度は348名(116%)と4年連続して上昇し、2年連続で定員を確保した。

表 2-1-1 学部別志願者・入学者数の推移（過去5年間）

	定員		H. 23 (2011)	H. 24 (2012)	H. 25 (2013)	H. 26 (2014)	H. 27 (2015)
大学全体	300 名	志願者	349	395	429	520	578
		入学者	242	251	292	309	348
		定員充足率	80.7%	83.7%	97.3%	103.0%	116.0%

社会福祉	150 名	志願者	174	223	176	260	268
		入学者	115	127	113	133	150
		定員充足率	76.7%	84.7%	75.3%	88.7%	100.0%
環境 ツーリズム	75 名	志願者	66	86	127	120	168
		入学者	49	63	85	83	99
		定員充足率	65.3%	84.0%	113.3%	110.7%	132.0%
企業情報	75 名	志願者	109	86	126	140	142
		入学者	78	61	94	93	99
		定員充足率	104.0%	81.3%	125.3%	124.0%	132.0%

・社会福祉学部の入学定員充足率は、平成 24(2012)年度は 127 名(充足率 84.7%)、平成 25(2013)年度は 113 名(75.3%)、平成 26(2014)年度は 133 名(88.7%)であったが、平成 27(2015)年度は 150 名(100%)と、150 名定員とした平成 21(2009)年度以降初めて入学定員を充足することができた。

・環境ツーリズム学部の入学定員充足率は、平成 24(2012)年度は 63 名(充足率 84%)であったが、平成 25(2013)年度は 85 名(113.3%)、平成 26(2014)年度は 83 名(110.7%)、平成 27(2015)年度は 99 名(132%)と 3 年連続して改善した。ただし、平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度までの 4 年間の定員の充足率は平均すると 1.10 倍であるが、平成 27(2015)年度は歩留りが高く、1.3 倍以上に当たる 97 名を 2 名超過したので、平成 28(2016)年度は合格者を慎重に決定する必要がある。

・企業情報学部の入学定員充足率は、平成 24(2012)年度は 61 名(充足率 81.3%)であったが、平成 25(2013)年度は 94 名(125.3%)、平成 26(2014)年度は 93 名(124%)、平成 27(2015)年度は 99 名(132%)と 3 年連続して改善した。ただし、平成 24(2012)年度から平成 27(2015)年度までの 4 年間の定員の充足率は平均すると 1.16 倍であるが、平成 27(2015)年度は歩留りが高く、1.3 倍以上に当たる 97 名を 2 名超過したので、平成 28(2016)年度は合格者を慎重に決定する必要がある。

2-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在、本学は公立大学法人化に向けた準備が進められている。平成 28(2016)年度入試は私立大学としての入試であるが、実質上、公立大学法人入学者受け入れの入試となる。このため、アドミッション・ポリシーの点検とともに問題作成、採点及び配点等においては、大学入学者選抜実施要領の「入試情報の取扱い」のとおり、受験者本人への成績開示や試験の評価・判定方法開示などが必要であることから、これらに対し適切な対策を講じる予定である。また、各学部の入学者受け入れ方針の主旨を学生募集要項やホームページ、オープンキャンパス等で周知に努める。

さらに公立大学法人化への移行に伴い大幅な志願者増が見込まれることから、様々な新しい状況に対応できる入試実施体制の弾力化を検討し、各入試区分においても「全学体制」で確実に実施する。特に、平成 27(2015)年度入試で 1.3 倍を超過した環境ツーリズム学部と企業情報学部については、具体的には、AO 入試の入試方法の改革、指定校入試における指定校の厳選を行うとともに、平成 28(2016)年度入試で収容定員の 1.3 倍を超過しないように、それぞれの入試区分で慎重に合格者を選定する。なお、公立大学法人として初めの入試となる平成 29(2017)年度以降の入学選抜方法も併せて早期に検討し、入学志願者に対し可能な限り早期に周知できるよう準備を進める。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示しているか。】

本学は、「建学の理念」に基づき「大学憲章」を定め、使命や目的について明確にするとともに、これら使命・目的と連動性を持たせながら、社会福祉学部、環境ツーリズム学部、企業情報学部の学部ごとのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを平成 21(2009)年に定めている。これらの方針を策定するにあたり、大学全体として共通する学生の成長像である「教養ある職業人」を基礎にし、それぞれの専門性などを踏まえて学部ごとの教育目的や成長像を定義している。これらの方針は、学生にもわかりやすい表現が用いられ、大学ホームページおよび学部別『学修ガイド』においても明示されている【資料 2-2-①-1】。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-2-①-1】学修ガイド

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 授業内容・方法等に工夫をしているか。

【教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成しているか。】

本学の教育課程は、教養教育と専門教育とに分かれており、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。以下、本学の教養教育及びそれぞれの学部における教育目的、教育課程の編成方針、教育課程について記述する【資料 2-2-②-1】。

＜教養教育＞

教養教育の編成方針として、「信州の自然・文化・風土をフィールドとし、現代社会が提起する諸問題を多角的・総合的にとらえ、自らの役割を的確に認識し実行することのできる」人材の育成を掲げている。また、観点別の目標を次のように示している。

【関心・意欲】

常に知的好奇心を失わず、論理的・批判的に思考する意欲を有する。

【態度】

自学自習の態度をもち、生涯にわたって自己を啓発していく力を身につける。

【知識・理解】

現代社会が提起する諸問題を多角的・総合的にとらえる知識と理解力を有する。

【思考・判断】

自主的・自立的な人間として社会とかかわり、責任ある役割を担うことができる。

【技能・表現】

日本語や外国語および情報リテラシーの能力を高め、他者とのコミュニケーションを図ることができる。

このような編成方針及び観点別の目標に沿って、教育目標が達成されるように、本学の教養科目表は編成されている。各学部の導入科目と、一部科目を除き、以下のように3学部共通の構成としている。

- ① 高等教育で必要な教養科目（社会福祉学部の場合は「人間の理解」、「社会の理解」、「身体と表現」、「国際理解」の系列に細分化。環境ツーリズム学部及び企業情報学部の場合は「人間総合理解群」と「国際理解群」の系列に細分化）
- ② 外国語の習得をめざす教養科目（英語、中国語、ドイツ語、韓国語で構成）
- ③ 全身運動によって知的活動を活発化させる教養科目（「スポーツ実技」、「身体パフォーマンス」など。社会福祉学部では、この2つの科目は「身体と表現」系列に属し、環境ツーリズム学部及び企業情報学部では、「身体パフォーマンス」は「人間総合理解群」系列に属する）

特に、平成24(2012)年より、初年次教育の充実をはかるために全学共通講義として「現代社会の私たち」という科目を開講している。同科目の担当者は、3学部の教員で構成され、福祉、環境、生命、情報などの現代われわれが生きていく上で重要なテーマを設定し、かかるテーマの今後の方向性や自分なりの意見を学生同士の対話的な討論を通して検討している。この授業を開講する目的は、「公共の利益に関わらせながら、自己の進退・去就について決断しうる市民的判断力の育成」であり、学生の関心から出発しながら、同時に卑近な問題からより普遍的な問題へと視野を拡大すること、及び、学生も教員も自前の価値観や認識の枠組みを揺さぶられながら、教員自らが変っていくことを体験することを目指している。また、そうした能力形成に教員が寄与できるように、教員が自己改革することを目指している。

また、平成 26(2014)年に定めた「長野大学研究・教育基本構想」では、本学の教養教育および専門教育の基本方針を示すものであり、同内容は全教職員の中で確認されている【資料 2-2-②-2】。この構想の内容は、従来の教員から学生にむけて一方通行的に行

われる「知識の刷り込み」の授業ではなく、学生の主体的学習に転換するために、教員と学生とで一緒に作り上げる「協働型」の教育への転換を記したものである。その主な視点は、①「溜め」の支援、②「対話型討論」の浸透、③「方法」として教養、④「市民的判断力」の形成、⑤全身的身体活動の重視、⑥基礎的職業能力の養成であり、教職員が自らの役割を的確に認識し実行するための具体的な取り組みの方針となっている。

①「溜め」の支援

入学当初に、学生たちが自分の「いま」と「ここ」を振り返り、進路を考えることが出来るように、「溜め」の過程を設ける。この「溜め」の過程で、本学の教育プログラムを学生たち自身が批判的に吟味し、納得して履修計画と学習計画を作成することが出来るように援助する。

②「対話型討論」の浸透

一方通行の知識刷り込み型の講義ではなく、対話型討論を基本として、思いがけない視野の刷新と拡大を狙う少人数講義とゼミを全学に浸透させる。

③絶えず学び続ける「自己刷新能力」を育てる「方法としての教養」

自分の得意や専門と違う世界を知ることによって、得意や専門を刷新する「方法的な教養」を磨く。この「方法的教養」により、生涯にわたって、学び直し、新しい自分をつくる、自己刷新能力を形成する。

④自ら考え、判断できる「市民的判断力」の形成

人生の岐路にあたって、公共の利益と結びつけながら、去就を自力で判断できる市民的判断力を形成する。

⑤知性を開花させるための全身的身体活動の重視

感性と知性の活性化は、身体の活性化と結合して起こる。この観点から、全身的身体活動を重視する。

⑥将来の職業に必要な基礎的職業能力の養成

基礎的職業能力を高めると共に、資格取得等の5つの特別コース、社会福祉士等の資格課程、教職課程の充実をはかる。

<社会福祉学部>

社会福祉学部では、長野大学憲章に基づき「人びとの福祉の向上に寄与できる職業人を育成する」ことを教育目標として掲げており、この目標達成のために、ディプロマ・ポリシーを「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の4つの観点から設けている。

・社会福祉学部では、前述のカリキュラム・ポリシーに基づき、教養科目には「人間

の理解」として心理学・教育学・哲学系の科目、「社会の理解」として社会学・経済学・法学系の科目、「身体と表現」として生命やセクシャリティに関する科目、「国際理解」として歴史・文化に関する科目の4系列を配置している。

- ・社会福祉学部では、カリキュラム・ポリシーに沿い、カリキュラム表にはバイオ・サイコ・ソーシャルの視点から分析・解明する科目、ミクロ・メゾ・マクロレベルの専門知識を身につけることのできる科目、地域の特性を生かした独自性のある科目、福祉課題を身近なものとして捉えるための演習・実習、専門ゼミナール、インターンシップを設置している。
- ・社会福祉学部では、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、認定心理士、保育士の資格に対応した講義および演習・実習科目を系列的にパッケージした5つの履修モデルを設定している。

＜環境ツーリズム学部＞

環境ツーリズム学部では、長野大学憲章に基づき、「地域の自然環境を守りながら、地域独自の魅力を観光やさまざまなビジネスの資源として活かし、持続可能な地域づくりを担う人間を育成する」ことを教育目標として掲げており、この目標達成のために、ディプロマ・ポリシーを「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の4つ観点から設けている。

- ・環境ツーリズム学部では、前述のカリキュラム・ポリシーにおいて、地域社会を学びの場と位置付けたフィールドワーク型の教育研究を重視し、1年次から開始されるゼミナール教育や2年生から4年生の合同で進められる専門ゼミナールにおいて、長野県内外をフィールドとした教育研究活動を行ってきた。
- ・例えば、1年次の課題探究ゼミナールでは、学びに向かう動機形成を共通目標として、座学によるリテラシー能力の涵養とフィールドワークの併用を重視しており、平成25(2013)年度から1年生全員が執筆する報告書を刊行している。同時に、1年次で履修する専門基礎科目として地域環境概論、観光概論、地域社会学の3科目があり、これらに対応して2年次から環境コース、観光コース、地域ビジネスコースの3コースが設置されている。2年次以降の3コースに対応する専門科目群として、生態学系専門科目、観光学系専門科目、地域マネジメント系専門科目が設置されており、各コースで専門的な学びを進めながら、同時に、複数のゼミナールに所属することができ、3コースごとに設置された演習科目については、コースを越えて受講することもできる。このようなカリキュラム体制により、専門的な学びと分野横断的な学びが可能となっている。
- ・環境ツーリズム学部の3つのコースにおいて、フィールドワークを主体とした学びを進めることが、本学部の特色である。そのための代表的な科目として、教室棟や

研究棟に隣接した演習林を活用して動植物を調査研究する生態学系の「自然調査演習」、長野県内の市町村をフィールドに地域社会の抱える人口減少や高齢化といった課題を実地で学ぶための「地域調査演習」、自然環境の持続的な活用により観光資源の開発と活用をはかるための理論と手法を習得する「観光まちづくり事業論」などがある。各専門ゼミナールにおいても、フィールドワークを重視した教育研究が推進されている。

＜企業情報学部＞

企業情報学部では、長野大学憲章に基づき、「企業や社会に関する主要な課題を発見し、それを解決することができる人材を育成する」ことを教育目標として掲げており、この目標達成のために、ディプロマ・ポリシーを「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の4つ観点から設けている。

- ・企業情報学部の個々の授業科目は、前述のカリキュラム・ポリシーに従って編成されている。企業情報学部では、カリキュラム・ポリシーにもあるように、学生の問題解決能力を涵養するために、プロジェクト型学習（課題発見・問題解決型学習）を中核的な学習に据えるとともに、問題解決のために必要な複数の専門分野や、職業人基礎能力を総合的に学習することを基本としている。
- ・学生は、1年生においては「課題発見ゼミナールⅠ・Ⅱ」を、2年次以降においては「プロジェクト研究」を受講し、4年間にわたり様々な課題発見・問題解決活動に取り組んでいる。学生の興味・関心に基づきながら具体的かつ実践的なプロジェクトを展開しており、学生達は、企業イノベーションプロジェクト、3DCGプロジェクト、デザインプロジェクトなどのテーマを設定し、地域の企業・組織・団体と連携しながら、企業や地域の課題を解決する取組を実践している。これらの活動の成果は、学期末に開催されるゼミナール報告大会や関係する学会等で報告するとともに、連携しながら進めてきた企業・組織・団体等に提案・提起している。
- ・企業情報学部の教育目標の達成のためには、幅広い教養を身につける必要があることから、学生が人文科学、社会科学および自然科学を学べるように、教養科目を設置し、学部の専門教育科目以外を学修できるカリキュラム構成となっている。専門教育科目については、3つに分けられたクラスター科目（経営、情報、デザイン）にそれぞれ必要な科目が配置され、将来の進路を明確にする構成となっている。
- ・なお、学生の単位修得状況が良好ではない科目については、科目系列の設定を企業情報学部教授会で検討したり、担当者の見直しを行っている。なお、授業評価アンケートの結果や学生ワーキンググループの意見などを含めた学習者の評価から、教育内容へのフィードバックを行うことで各教員は自身の授業の改善点を探り、次年度の授業に活かしている。

以上、教養教育及び3学部の専門教育については、教育目的を踏まえ、教育課程の編成方針を適切に設定して明示するとともに、教育課程の編成方針に即して体系的な教育課程を編成している。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-2-②-1】学修ガイド

【資料 2-2-②-2】長野大学研究・教育基本構想

【授業内容・方法等に工夫をしているか。】

【教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。】

本学は、教授方法の工夫・開発・改善及び授業内容・方法の改善のため、ファカルティ・デベロップメント委員会(以下、「FD 委員会」という。)を設置している【資料 2-2-②-3】。FD 委員会は、教育・研究活動の組織的改善に関する事項や、教職員の教育・研究活動にかかる専門能力向上に関する事項、学生による授業評価の企画・実施・分析に関する事項などを審議・所掌し、教育・研究活動に従事する教職員の専門能力の組織的開発を促進するために設置されている。

FD 委員会は、上記事項を審議するとともに、教授方法等の改善を進めるために、「授業評価アンケート」「教育実践交流広場」「授業参観バトンリレー」「FD 学生ワーキンググループ」などを全学的取り組みとして実施している。

①授業評価アンケートの実施

FD 委員会では、年2回、学生による「授業評価アンケート」を実施している【資料 2-2-②-4】。前学期、後学期に開講される各授業の終了時において、学生に授業評価アンケートを記述してもらい、そのアンケートに基づき、担当教員が報告書を作成している【資料 2-2-②-5】。教員が作成した報告書は、ウェブサイト上で学生が閲覧することができ、教員の授業に対する改善点を学生に周知している。また、アンケートの結果は毎年蓄積され、授業改善のための資料となっている。同アンケートは、教員が担当する授業について自己省察をもとに見直し、改善する機会になるとともに、教育活動を活性化するための重要な機会であると認識している。受講した学生の声をもとに、それぞれの教員が今後の授業改善について検討するというPDCAサイクルを組み込みながら、大学全体の教育の質の向上に努めている。

②教育実践交流広場の開催

FD 委員会では、毎月定例的に、全学的取り組みとして「教育実践交流広場」を開催している【資料 2-2-②-6】。教職員参加による授業実践の報告と討議を行い、授業方法及び内容の改善を図っている。これらの授業実践にかかる検討は、主に教員同士の相互批判・相互確認を行う機会となっている。具体的には平成24(2012)年度より月に1回程度、1年生ゼミや全学共通講義の担当者がこれまでの授業での取り組みや次年度の授業の方針・計画について報告し、それをもとに質疑や討論の場を設けている。また、同広場で検討された講義について、ピア・レビューとしての授業参観を実施し、授業のあり方

に対する相互批判や省察を行っている。これらは、本学の教育改革において一定の成果をあげつつあり、今後は、これらの取り組みを継続させるとともに、教員の研究・教育の質の向上をねらいとした FD 研修の充実、教員間の相互研修に取り組んでいく。

③授業参観バトンリレーの実施

FD 委員会では、全学的取り組みとして「授業参観バトンリレー」を実施している【資料 2-2-②-7】。授業参観をした教員が参観をされた教員にバトンを渡し、バトンを渡された教員がまた授業参観をしてバトンを渡すという仕組みである。このバトンは多くの教員に渡され、教員相互の授業参観の仕組みとして確立しつつある。この授業参観については、半年ごとに教育実践交流広場において反省会を行い、その有効性や課題を検討するとともに、それぞれの授業の良かった点や課題等について確認している。

④FD 学生ワーキンググループの開催

FD 委員会と学生自治会の共同企画により「FD 学生ワーキンググループ」を実施している【資料 2-2-②-8】。年 2 回、学生と教員の授業に関する意見交換会を実施し、学生から出された意見を集約し、全学教授会において全教員に報告している。同会合を進めるにあたり、授業改善のための「学生との懇談会」という形で周知し、参加した学生から授業の進め方や内容にかかる様々な声を拾い、それぞれの授業の改善に生かすことに努めている。

⑤その他

授業・ゼミナールの進め方や内容を検討するため、年に 1 回外部から講師を招き FD 研修会を実施している【資料 2-2-②-9】。なお、教員の研究活動を活性化するために、研究交流広場を開催するとともに、外部講師を招いて学内研究会を年 1 回開催している。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-2-②-3】 ファカルティ・デベロップメント委員会規程

【資料 2-2-②-4】 平成 26 年度前学期授業評価アンケートに実施について

【資料 2-2-②-5】 2014 年度前学期授業評価アンケート報告書の提出について

【資料 2-2-②-6】 教育実践交流広場実施状況

【資料 2-2-②-7】 授業参観バトンリレー資料

【資料 2-2-②-8】 「学生 FD ワーキンググループの集い」について

【資料 2-2-②-9】 授業力向上に係る講師について

【履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。】

本学の各学部の卒業所要単位数の単位数は、系列ごとの最低必要単位数を満たしたうえで、社会福祉学部 124 単位、環境ツーリズム学 125 単位、企業情報学部 125 単位であり、単位制の実質を保つために、各学年における履修登録単位数の 1 学期（1 セメスター）の上限は、以下のように学年ごとに全学共通で定めている。ただし、通年のゼミナ

ール科目や一部の特色ある内容を持つ科目に限って、履修の便宜を図り、制限単位数に含めない措置をとっている。

学 年	各学期制限単位数	最低履修登録単位数
1 年次	21 単位以内	1 セメスター10 単位 (留学生 14 単位)
2・3 年次	20 単位以内	
4 年次	30 単位以内	

単位制の実質を保つために、ウェブシラバスに「授業概要」「授業の目標」「観点別の目標」「授業計画と予習復習」「評価方法」「前提科目」「発展科目」「テキスト」「障害のある学生への対応」「キーワード」などの項目を設け、学生が授業内容を把握し、毎回の授業に備えることができるようにしている。特に、すべての科目において「シラバス」の授業計画のなかに「事前の学習と事後の発展」のための「予習・復習」の指示を記載することを全学的な合意として実施している。さらに、基礎科目と発展科目には「Ⅰ」「Ⅱ」をつけ、「Ⅰ」から順番に履修する段階履修方式をとり、学生の理解度を基礎から積み上げて発展させるようにするとともに、演習・実習科目、初年次ゼミナール、専門ゼミナール、プロジェクト研究は 20 名以下で編成し、少人数で取り組めるようにしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

<教養教育の改善・向上方策>

研究・教育基本構想に明示された教養教育の目標を達成するために、「溜め」の具体化についてより推進し、その進捗について逐次確認していく。このような「溜め」を重視することによって、学生が主体的に学習を進め、将来について自覚的に考えていくことができるように支援していく。また、一部の資格関連科目を除いて、講義科目をテーマの特色を生かしながら市民的判断力の形成という教育目標をそれぞれの授業の中で明確にするとともに、受講者数の少人数化、グループワークの導入、SA(スチューデント・アシスタント)、TA(ティーチング・アシスタント)のサポートなどの様々な教育上の工夫を行っていく。さらに、それらの検討と並行しながら、3 学部の「教養科目表」の全学共通化を行うことによって本学のすべての学生にとって教養科目を学ぶ目的を内容面においても明確にしていく。

全学共通科目として進めている「現代社会の私たち」の取り組みは一定の成果を収めており、研究・教育基本構想の目標の一部を達成していると判断している。全学共通ゼミナールの教育内容は、「教育実践交流広場」などで議論と検討を続けており、「溜め」の具体化などの内容面の共通性を確認するとともに、科目名称や履修形態のちがいを調整していく。また、講義科目においても、上記の教育目標に沿って教育内容を見直していく。

<社会福祉学部の改善・向上方策>

社会福祉学部では、学生が目指すべき目標を自らの力で明確にし、能動的に学修する時間を確保し、段階的に実力をつけることができるように促していく。具体的には、双方向授業を行い、学生の習熟度を常に把握した授業を行ったり、プレゼンテーションの機会を取り入れた授業を行うことなどを実習教育だけでなく、通常の専門教育科目の講義においても実施することを検討する。さらに、専門教育科目においても分野別に実社会と授業内容とのかかわりについて体験学習ができるような工夫を検討する。

＜環境ツーリズム学部の改善・向上方策＞

環境ツーリズム学部では、ゼミナール教育において地域と協働する学習をより一層進めていくことで、学生が目指すべき目標を自らの力で明確にし、能動的に学修する時間を確保し、段階的に実力をつけることができるように促していく。具体的には、双方向授業を行い、学生の習熟度を常に把握した授業を行ったり、プレゼンテーションの機会を取り入れた授業を行うことなどを通常の専門教育科目の講義においても実施することを検討する。さらに、専門教育科目においても分野別に実社会と授業内容とのかかわりについて体験学習ができるような工夫を検討する。

＜企業情報学部の改善・向上方策＞

企業情報学部では、プロジェクト型学習をより一層進めていくことで、学生が目指すべき目標を自らの力で明確にし、能動的に学修する時間を確保し、段階的に実力をつけることができるように促していく。具体的には、双方向授業を行い、学生の習熟度を常に把握した授業を行ったり、プレゼンテーションの機会を取り入れた授業を行うことなどをゼミナール教育だけでなく、通常の専門教育科目の講義においても実施することを検討する。さらに、専門教育科目において、経営、デザイン、情報の分野別に実社会と授業内容とのかかわりについて体験学習ができるような工夫を検討する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。】

本学は、授業支援に関する方針を定め、計画的な実施を進めていくための中心となる

組織として大学教育センターを設置している【資料 2-3-①-1】。大学教育センターのセンター長は教員が、副センター長は担当課（教育支援課）の職員の課長が担っており、各学部教授会及び学部教務委員会と担当課の連携・協働が毎月の運営委員会においてのみならず、日頃の調整においても緊密に行えるようにしている。

特に、学生の学修・生活・就職上の諸問題を教職員協働で解決するために、「3センター学生支援対策室」を、大学教育センター、学生支援センター、キャリアサポートセンターの3センターのセンター長（センター長は教員）と副センター長（副センター長は担当課長）とで組織しており、その活動を全学教授会で報告している【資料 2-3-①-2】。さらに必要に応じて、学生相談室や「キャンパスソーシャルワーカー」との連携も行われており、退学防止においても有効な役割を果たしている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-3-①-1】長野大学 大学教育センター規程

【資料 2-3-①-2】3センター学生支援対策室資料

【オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。】

すべての教員が年度初めに、週2回（2コマ以上、別の曜日設定）のオフィスアワーの時間を担当科目の「シラバス」に載せ、授業の相談、補習的指導などにあたっている【資料 2-3-①-3】。平成27(2015)年4月からは、非常勤講師においても、これまでの担当授業時間の前後での学生の対応だけでなく、メールなどでの指導もできる態勢を取っている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-3-①-3】オフィスアワー資料

【教員の教育活動を支援するために、TA等を適切に活用しているか。】

大学院が設置されていない本学では、TAではなくSA(スチューデントアシスタント)の活用を力を入れており、技術・演習系の多くの科目においては担当教員とともに技術指導のサポートを行っている【資料 2-3-①-4】。特に、1年生の必修科目である「現代社会の私たち」などのグループワークを重視する科目においては、先輩学生がSAとなり、ファシリテーター役として授業のサポートを適切に行っている。また、新入生の学生生活オリエンテーションやガイダンス期間には、「オリター（オリエンテーションリーダー）」と呼ばれる本学独自の名称をもった学生サポーターが、学生生活指導や履修登録の相談から合宿での初年次教育の活動において、SAと同等の役割を果たしている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-3-①-4】長野大学スチューデント・アシスタント規程

【中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。】

本学は、中途退学者、留年者等を可能な限り出さないようにするため、①アドバイザー

一制の導入、②学生支援検討会の開催、③新入生向けの企画の実施、④父母懇談会の開催とそこでの対応、⑤キャンパスソーシャルワーカーの配置、⑥個別支援会議の開催、などの対策を行っている。それぞれの概要は以下のようにまとめることができる。

①アドバイザー制の導入

入試倍率が2倍を下回った平成12(2000)年度以降、本学では、増減はありながらも確実に退学者数が増え続け、平成11(1999)年度2.4%だった在学者に対する退学者の割合は、平成23(2011)年度には過去最高の4.9%に達した。このような増え続ける退学者を削減するための方策として、本学は「アドバイザー制度」を平成20(2008)年度に導入した【資料 2-3-①-5】。「アドバイザー制」は、ゼミ担当の教員をアドバイザー教員として割り当て、担当学生の出席状況から単位取得状況までの学業面を中心に指導するものであり、中途退学や留年に至るような単位修得が芳しくない学生（単位未修得学生）に対しては生活相談まで関わっている。

②学生支援検討会の開催

単位修得や出席が芳しくない学生の状況は、各学部の毎月の教授会において「学生支援検討会」を開き情報共有を行うとともに、指導の方針などを話し合っている【資料 2-3-①-6】。学生支援検討会で取り上げられた対応の困難な学生のケースは、さらに全学的に検討すべく3センター学生支援対策室で取り上げられ、問題解決にあたっている。さらに必要に応じて、学生相談室やキャンパスソーシャルワーカーとの連携も行っている。学生支援検討会の設置の経緯と背景は次のとおりである。平成24(2012)年6月の全学教授会において「退学者問題、困難を抱えた学生の問題：議題の所在と提案(1)」が学長室より大学にとって退学者の予防を行うことが急務であると報告された。その課題は、進学率が同世代の50%を超えるという「ユニバーサル段階」における日本の高等教育機関が抱える教育のあり方の問題でもあるという認識をもち、各学部や各センター（学生支援センター、大学教育センター）にその対策の指示が出された。その指示を受け、まず8月の全学教授会において、それまで学長室会議において集中的に議論されてきた退学者対策についてのまとめとして学生支援センターより「退学者減少にむけて」の報告が行われ、再度全学的に退学者を減少させるために「単位未修得者」及び留年生への対応について確認がなされた。その際、従来から行われてきた「学生支援検討会」を、学修支援の一環として学生の出席状況や成績状況の把握をより丁寧に行っていくことになった。本学の中途退学者等への対応策は、単に成績の芳しくない学生への指導にとどまらず、広く教育のあり方、すべての学生の問題として受けとめており、初年次教育の重要性を確認することにもなっている。

③新入生向けの企画の実施

新入生が大学生活に馴染み、人間関係をスムーズに築くことができるようにする取り組みは、中途退学者を出さないための対策とも連動しており、4年間の安定した学生生活の土台ともなっている。具体的には、4月入学式前より始まるオリエンテーション期間において、「入学前学生生活ガイダンス」から履修指導にとどまらない各種の新入生ガ

イダンスを行うとともに、すべての学部において一泊二日の合宿形式の「オリエンテーション合宿」を実施している【資料 2-3-①-7】。合宿では、先輩学生が企画・運営に関わるレクリエーション的なものから導入ゼミナールにいたるまで工夫が凝らされた催しが行われる。さらに、5 月には、全学あげでの「新入生歓迎スポーツ交流大会」を行っている【資料 2-3-①-8】。

④就職・教育懇談会(父母懇談会)の開催とそこでの対応

大学と長野大学後援会が共同で開催している「就職・教育懇談会(父母懇談会)」において、大学教職員が全国の後援会支部の地域に出かけて、学生の父母と直接面談して学生の状況を共有する重要な機会となっている【資料 2-3-①-9】。そこにおいて特に、単位未修得になっている学生については「学生カルテ」によって事前に学生情報を把握したうえでアドバイザー教員が面談にあたることによって生活習慣や学業の改善に結び付けている。

⑤キャンパスソーシャルワーカーの配置

中途退学者・停学者・留年者への対応策として、まず、学業継続に課題がある学生には共通な背景があるものの、その事情は個別的であるので、その個々の学生に寄り添うために、学生支援の担当部署にキャンパスソーシャルワーカーを置いている【資料 2-3-①-10】。キャンパスソーシャルワーカーは学生との面談にあたるだけでなく、学業継続・改善に向けて、家族との連絡、教員や学生相談室との連携をしつつ、また地域の行政機関、医療機関等ともネットワークを形成しながら、学業継続に向けて支援を行っている。

⑥個別支援会議の開催

個別支援会議は、欠席が続き、単位がとれず、大学にも来ていない、計画通りに単位取得ができない、これらの状況を放置すれば留年、退学に繋がりがねないような学生を支援するために適宜開催される【資料 2-3-①-11】。「個別支援会議」では、学業とアルバイトのバランスが取れない、何らかの理由により昼夜逆転生活など、生活の乱れが原因になっていることが多い学生や、発達障害等に気づかず適切な支援が受けられていない学生などの多様な学生に対して、一方的な生活指導ではなく、学生本人を中心に、家族、ゼミ担当教員、学生支援センター、その他関係する教職員で、必要に応じて課題の共有を行い、適切な支援策を検討し、実施している。特に、家族との連携をはかり支援していく上で重要な位置を占めており、学生個人の生活課題を見据えた指導支援が可能になっている。なお、休学希望者が増えており、休学の意義を確認したうえで、休学時の授業料(納付金)を半期 55,000 円、通年 110,000 円にしている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-3-①-5】 長野大学アドバイザー制度に関する申し合わせ事項

【資料 2-3-①-6】 学生支援検討会資料(全学教授会議事録)

【資料 2-3-①-7】 新入生オリエンテーション合宿のてびき

【資料 2-3-①-8】 第三回 長野大学新入生交流スポーツ大会

【資料 2-3-①-9】 就職・教育懇談会および支部総会アンケート結果

【資料 2-3-①-10】 キャンパスソーシャルワーカー配置の経過

【資料 2-3-①-11】 平成 26 年度 支援会議等

【学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。】

本学は、学修や授業支援に対する学生の意見等をくみ上げるために、様々な仕組みを構築している。

前述のように、前学期、後学期に開講される各授業の終了時において、「学生による授業評価アンケート」を実施し、そのアンケートに基づき、担当教員が報告書を作成している。教員が作成した報告書は、ウェブサイト上で学生が閲覧することができ、教員の授業に対する改善点を学生に周知している。受講した学生の声をもとに、それぞれの教員が今後の授業改善について検討している。また、年 2 回、学生と教員の授業に関する意見交換会（「FD 学生ワーキンググループ」）を実施し、参加した学生から授業の進め方や内容にかかる様々な声を拾い、それぞれの授業の改善に生かすことに努めている。

また、セメスターごとに「キャンパスミーティング」を開催している【資料 2-3-①-12】。これは学生支援センターと学生自治会との共同主催という形で開かれ、準備段階から学生自治会の様々な意見を知る機会になっている。キャンパスミーティング参加者は、一般学生、サークル代表者、学長を含む教職員である。ミーティングの冒頭では前回のミーティングで出された要望意見について、大学側が行った改善や進捗状況を担当教職員が報告することからはじめており、学生の意見をただ聞くだけの会合にしないような工夫を行っている。そして、2 年に 1 度、「学生生活実態調査」を、全学の在学学生を対象に実施している【資料 2-3-①-13】。質問項目はサークル活動、住居、通学方法、通学上の事故・問題、アルバイトの内容と時間、食生活、施設設備の要望等キャンパスライフに関わる事項を訊ねている。この調査では、ほぼ毎回 80%の回答率を得ており、学生の意見を汲み上げるための基礎資料となっている。また、入学後早期に 1 年生全員に「学生予備カード」の記入を求め、学びへの心的準備と不安、言語化しにくい要望の把握を行っている。これらの機会で作られた意見・要望を学生支援体制の改善へ結びつけるために、学生支援センターは、同運営委員会で協議の上、学生自治会、関係するセンター、部局、学長室、関係する教職員とともに検討し早急に対応するよう努めている。具体的には、学内喫煙マナーの向上やグラウンドの夜間照明改善、学食の改善、サークル活動への援助等を行っている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-3-①-12】 キャンパスミーティング議事録等

【資料 2-3-①-13】 学生生活実態調査

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修および授業支援にかかる方針・計画・実施体制を整備するとともに、中途退学者等への対応を適切に行うため教職員協働をより一層進めていく。また、オフィスアワーについては、教員側からの働きかけを強めることで、学生が相談しやすい運用に努めていく。SA については、予算の制限はあるが、学生の成長支援にもつながるので、さらなる取り組みを進めていく。

学生支援の立場から中途退学者、停学者、留年者の低減につなげるために、キャンパスソーシャルワーカーは、学生との面談にあたるだけでなく、学業継続・改善に向けて、家族との連絡、教員や学生相談室との連携をしつつ、また地域の行政機関、医療機関等ともネットワークを形成しながら、学業継続に向けて支援を行っている。この支援がより一層可能となるようにその運用体制を充実させるとともに、「個別支援会議」も適宜開催していく。

学生の意見の汲み上げは、具体的な問題に対応できるよう、よりきめ細かに意見の聴取ができる工夫を検討する。関連して、汲み上げた意見を大学としてどのように扱い、改善に生かしているのかについて、学生に周知する仕組みについて検討する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているか。】

本学における単位の認定は、1 単位の履修時間を、授業時間内及び授業時間外の学習時間を合わせて 45 時間としている。したがって、週 1 コマ開講の講義科目は、90 時間の学習をもって 2 単位と認定することになる。教室内での学習時間は、90 分（単位換算では 2 時間）の講義が 15 回、つまり単位換算では 30 時間しか行われない。したがって、60 時間に相当する（つまり単位換算では授業内の学習時間の 2 倍に相当する）教室外での学習時間の確保が必要となる【資料 2-4-①-1】。

セメスターごとの履修ガイダンスでは、『学修ガイド』の記載を参考にして、学生に単位の認定基準を説明してきた。しかし、単位制を実質化するために、平成 21(2009)年度以降のシラバスにおいて「授業時間外の学習」欄には、小テストの実施やレポート提出の予定を記載した【資料 2-4-①-2】。また、授業で使用したレジュメやパワーポイント資料を、従来以上に積極的に「講義資料庫」（情報システムを活用した講義情報の掲載・保管・配信の仕組み）に収めることにより、学生の復習に便宜を図ることにした【資料 2-4-①-3】。

したがって、本学では、小テストやレポートや期末試験など複数の成績評価を組み合わせて単位の認定を行っている。平成 21(2009)年度から GPA を導入するための準備として、秀（90 点以上）、優（80 点以上 90 点未満）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）及び不可（59 点以下）をもって評価を表わし、可以上を合格としている。なお、学生が成績評価に納得がいけない場合に、成績の基準や根拠を明らかにし、今後の学習に役立てることを目的として「成績の質疑」の制度を設けており、それぞれの成績評価がつく学期末から学期初めにかけて質疑を受け付けている【資料 2-4-①-4】。

卒業要件は、教養科目と専門教育科目の科目群ごとの、各学部で定められた必修要件、選択必修要件及び卒業所要単位数を満たすことが条件であり、厳正に適用されている。

進級制度については、これまで、教育の質を保障し、学年相応の学習能力を学生に身に付けさせることを目的として、2年次あるいは4年次における進級制度を協議してきた。平成23(2011)年度には、大学教育センターにおいて進級制度の原案を整理し、本学の教学上の意思決定機関である全学教授会に提案したが、形式的な進級制度の導入は退学者を増やすだけで教育効果があがらないとして、全学的な合意が形成されず、制度導入には至っていない。進級制度に代わりうるものとして、「4年間の計画的履修」を促す考え方と学生支援の充実（アドバイザー制度、学生支援検討会、3センター学生支援対策室）を進めている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-4-①-1】学修ガイド

【資料 2-4-①-2】学修ガイド

【資料 2-4-①-3】講義資料庫

【資料 2-4-①-4】成績質疑に関する資料

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生への適切な指導を着実に行うための検討を進めていく。例えば、GPA は学修成果が総合的かつ客観的に確認できる指針となり、学生の勉学意欲をより一層高めるための資料となることが期待できるので、今後速やかに導入するために検討を進めていく。また、教員間で隣接科目の内容、難易度について話し合いを行い、理解度に見合った評価方法を行っているかを精査することで評価の信頼度を高めていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備 【インターンシップ等を含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。】

大学憲章の第1項で「教養ある職業人の育成」を、また第2項で「学生が自己成長を楽しむことができる支援体制の追求」を掲げる本学にとって、就職・進学支援は中核的な事柄である。単に学生に働くという意識を涵養するのではなく、「どのように働きたいのか」、「どのような人になりたいのか」、「具体的に、どこで（業界・企業・職種）働きたいのか」等を自分自身で考えることができるように支援していくことが必要となる。また、学生自らが自己の将来や仕事というものを考えるためには、学生自らが常に目標を設定し、その達成状況や成長を段階的に確認し、それらを楽しみながら生活していくことができるように支援していくことが極めて重要となる。

学生の社会的・職業的自立に向けて、教育課程内外を通して「学生がどこで、どのように働きたいのかを考え、目標をもちながら自分自身の必要な知識や能力、姿勢を向上できる」ような体制を整備している。

<教育課程内>

1) 全学に関するもの

職業や仕事に関する考え方を育成するために「職業観養成科目」を配置している。1年次の早い時期から、将来の職業や仕事に対する考え方と見通しをもち、同時に社会人としてもつべき態度や思考力・判断力を身につけ、段階を追ってそれぞれの希望する仕事に近づくことができるようにするための科目である。

社会福祉学部は、「福祉の仕事」、「職業選択と生き方」、「組織キャリア論」、「インターンシップ」などを配置し、環境ツーリズム学部および企業情報学部は、「職業選択と生き方」、「組織キャリア論」、「インターンシップ」などを配置している。また、公務員、国際キャリア、簿記・会計、情報処理技術者試験の「特別コース」（後述）に登録している学生に限り、それぞれの特別コースに対応するゼミナールも履修できる。

2) 社会福祉学部に関するもの：社会福祉職に就く学生のための現場実習

社会福祉学部は、厚生労働省の定める社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るための科目として「相談援助実習」及び「精神保健福祉援助実習」を設置している。その目的として、①本学で学んだ知識と技術を、機関・施設などの社会福祉及び精神保健福祉の現場で実践的に理解する、②社会福祉及び精神保健福祉の専門職として求められる職業倫理・価値観を学び、援助者としての自覚を高める、の2点におき、児童や障害者、高齢者などの援助を必要とする人々への援助実践を施設、機関、地域において学ぶこととしている【資料2-5-①-1】。それぞれの実習形態は、1年次の「人間と社会の理解」における見学実習から4年次における「相談援助応用実習」、「精神保健福祉援助実習」に到るまでの学年積み上げ方式をとっている。

なかでも本学独自の实習として、2年次の夏季休業期間中に2泊3日～3泊4日の形態で行われる自治体・地域実習（「社会福祉基礎実習」）があげられる。早い時期におけるこのような密度の濃い現場体験実習は、学生に対して福祉専門職に就く上で前向きなインセンティブを与えており、社会福祉学部実習教育の基礎となっている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-5-①-1】平成 26 年度社会福祉実習関係実習先一覧

3) 環境ツーリズム学部及び企業情報学部に関するもの：学生の職業観を養成する体験学習

職業観養成科目の中に、仕事についての理解を深め、企業・組織における生き方を考える科目として「組織キャリア論」、「インターンシップ」が配置されている。「組織キャリア論」では、様々な職場の第一線で活躍している立場の方々に、それぞれの仕事の社会的な意義や仕組み、それを支える人々の組織構成、今後の展望や課題について講じてもらい、多様な仕事のあり方を把握すること、そしてその中から自分なりにどのように仕事をしていくのかについて考えることが目的となる。また「インターンシップ」では、自分自身の将来や仕事について考える準備学習の後、企業・NPO や自治体等、実際の現場で総計 80 時間程度の職場体験を含む総合的な学習を通して、しっかりとした職業観を育てるとともに、将来の就職への準備を促すことが目的となる。

「インターンシップ」では複数の指導教員が配置され、夏休み前にオリエンテーション、研修前の準備教育、研修テーマと研修希望先の決定等のための授業が行われ、夏休み中に受入機関において 10 日間程度の職場研修が実施される。後学期においては、職場体験にもとづいて研修テーマに関する報告書を作成するための指導がなされ、報告書の完成をもって履修が完結する。「インターンシップ」の受講者は、平成 22(2010)年度 35 人(企業 20、自治体 10、その他 9)、平成 23(2011)年度 39 人(企業 23、自治体 14、その他 2)、平成 24(2012)年度 33 人(企業 27、自治体 7、その他 0)、平成 25(2013)年度 54 人(企業 44、自治体 9、その他 2)、平成 26(2014)年度 53 人(企業 36、自治体 14、その他 5)となっている（同一年度に複数研修者あり）【資料 2-5-①-2】。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-5-①-2】平成 26 年度インターンシップ先一覧

<教育課程外>

正課科目との関係性を重視しながら、「就職ガイダンス」、「就活ゼミナール」、「合同企業説明会」（平成 26(2014)年度より「業界・仕事研究セミナー」）、「職業人基礎能力講座」、「資格・試験対策講座」、「国家試験対策セミナー・勉強会」を企画・運営している【資料 2-5-①-3】。

「就職ガイダンス」は春と秋の節目に実施し、就職活動の流れや進め方、採用環境や先輩の活動状況などについて説明し、就職活動への動機付けを行っている。また「就活ゼミナール」は毎週水曜日に開催し、自己理解や、職業興味検査、企業・業界研究、就職活動体験報告会、自己紹介書の作成、採用担当者の講演、模擬面接などを企画・実施している。さらに 3 年生全員に対して 10 月に「求職・キャリア面談カード」の記入・提出を求め、それをもとに 12 月までに個別面談を実施している。そして就職活動が本格化する前の 1 月下旬に本学主催の「合同企業説明会」（平成 26(2014)年度より就職活動の後ろ倒しに伴い「業界・仕事研究セミナー」に名称変更）を開催し、約 40 企業・組織の人事担当者と学生とが就職について情報交換ができる機会を設けている。大学院等への進学を希望する者に対しては、大学院受験情報を提供するとともに、入学試験のための専門科目や口頭試問対策や研究計画の作成についてゼミナールの担当教員等が指導に

あたるよう調整している。

また、学生が職業人として必要な基礎学力を身に付けられるように、本学では「職業人意識講座」、「マナー・コミュニケーション講座」、「リメディアル（基礎学力入門）講座」を企画・運営している。「職業人意識講座」は、環境ツーリズム学部及び企業情報学部の職業観養成科目「職業選択と生き方」や、社会福祉学部の職業観養成科目「福祉の仕事」と連携する形で運営され、学生が社会人やそれぞれの分野の職業人を意識し、今後どのように生きていくのかについて考えたり、目標・計画を立てたりする機会となっている。「マナー・コミュニケーション講座」は、福祉実習・インターンシップや就職活動が始まる前の段階で開講し、学生はそれらの能力や姿勢を実践的・体験的に習得する機会となっている。「リメディアル（基礎学力入門）講座」は、入学後すぐの段階で開講し、学生は大学での学びや将来の就職、資格取得を意識しながら基礎学力を習得する機会となっている。

さらに、学生が職業人として必要な専門基礎能力を身につけ、目指す職業に向けて対策を講じられるように、本学では平成 24(2012)年度より「特別コース」を設置し、運営している【資料 2-5-①-4】 【資料 2-5-①-5】。特別コースは、学生が採用試験や資格試験の合格を目指し、正課の授業と、正課外の講座を低学年から履修・受講できるように設計されている。正課の主たる科目として、「特別コースゼミナール」を配置し、それぞれの職業分野で生きていく上での動機形成や、基礎学力向上の支援を中心に行っている。また、専任教員を「特別コースコーディネーター」と称してそれぞれのコースに配置し、講座内容の企画・運営とともに、学生の学習状況・資格取得状況の把握、学生の動機付けなどに逐次努めている。さらに、正課外の講座については、それぞれの経験者を特任講師として採用・配置し、正課科目と正課外科目との調整を図りながら講座を運営している。特別コースは、平成 24(2012)年度に「公務員」、「情報処理技術者試験・簿記検定」、「国際キャリア」の 3 つのコースで始動し、平成 25(2013)年度においては「情報処理技術者試験・簿記検定」を情報処理技術者試験と簿記のレベルを上げて「情報処理技術者試験」と「簿記・会計」に独立・再編し、それに「教員養成」を加えて 5 つの特別コースに拡充している。

そして、社会福祉学部の学生が社会福祉職に就く上で重要な資格となるのが、社会福祉士及び精神保健福祉士といった国家資格である。これらの国家資格の試験対策を重視し、①東京アカデミーの講師招聘による 4 年生対象（一部は 3 年生も受講可能）のセミナー、②4 年生対象の国家試験対策勉強会を設け、国家試験対策室の教員等が支援している【資料 2-5-①-6】。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-5-①-3】平成 26 年度「就活ゼミナール」スケジュール

【資料 2-5-①-4】平成 26 年度「特別コースにかかる講座」、過去 3 年間「特別コース合格・資格習得等実績」

【資料 2-5-①-5】平成 27 年度「2015 特別コース」のご案内

【資料 2-5-①-6】平成 26 年度「国家試験対策セミナー日程表」、過去 3 年間「国家試験合格実績」

【就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。】

上記の活動を支援するために、キャリアサポートセンターならびにキャリアサポート課を設置

している。キャリアサポートセンターは、学生のキャリア開発および進路の支援に関する諸事項を審議し、関係部局間の連絡調整を図っている。センターのもとに「キャリアサポートセンター運営委員会」（就職、進学支援の基本方針の審議やキャリア教育のための企画立案を担当：各学部から選出された教員数人とキャリアサポート課員によって組織）、「キャリア開発室」（各種資格講座の企画・運営やインターンシップの推進などを担当：各学部から選出された教員数人とキャリアサポート課長によって組織）、「国試対策室」（社会福祉系の国家試験対策講座の企画・運営を担当：社会福祉学部から選出された教員数人とキャリアサポート課長によって組織）を置いている。

また、キャリアサポート課（就職・進学支援に関する諸業務を担当：正規事務職員 3 人、嘱託キャリアカウンセラー 2 人、非常勤職員 2 人によって組織）は、1) 就職・進学の指導（就職ガイダンス、就活ゼミナール、個別面談）、2) 就職先の斡旋・紹介、3) 求人企業の開拓や企業説明会の実施、4) 就職・進学・資格関連資料の整備など、就職・進学支援に関する諸業務を遂行している。

キャリアカウンセラーは、学生一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな就職・進学指導を行うとともに、就職活動が早期に決まらない 4 年生の状況把握やそれらへの個別指導に努めている。また、就職活動を終えた 4 年生を「就活サポーター」と称し、就活ゼミナールにおいて就職活動体験報告をしてもらうとともに、合同企業説明会において就職活動をひかえる 3 年生へアドバイスしてもらっている。そして、本学の卒業生を就活ゼミナールに招聘し、就職活動における心構えや、具体的な準備、企業・組織での仕事とそれらを通して思うことなどを教授してもらう機会を設けている。

（3）2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生の社会的・職業的自立に向けて教育課程内外において段階的に内容の改善・見直しを行ってきた。今後においては、教育課程内と教育課程外の連動性をさらに高めながら授業や講座、相談支援の内容について検討していく。学生が将来、社会人・職業人としてこのように生きていくという目標や計画を立て、実際にその目標に向けて取り組み、振り返り、さらに目標や計画を立てながら行動することができるような支援体制について検討していく。

教育課程外については、学生が職業人としての基礎能力や専門能力が総合的に習得できるような内容・運営について検討していく。特に、「特別コース」や「国家試験対策」の資格・試験対策を行う上では、専任教員（コーディネーター教員）による、1) 講座・セミナー・自主勉強会（過去問対策や模擬試験など）の企画・運営、2) 学生の状況把握、3) 学生の動機付け、を基礎にし、それぞれが希望する就職・将来に向けての支援を強化する。

また、多様な学生の状況に応じた職業紹介・企業紹介を行うとともに、企業や組織のニーズに応じた人材を育むためには、企業・組織との継続的な情報交換や求人開拓が極めて重要となる。インターンシップ担当教員、実習担当教員及びキャリアサポートセンター教職員が中心となり、企業・組織に対する「情報交換」（学生の状況説明、求める人材像や資格要件の確認）、「連携強化・関係深耕」（インターンシップ・実習の実施にかかる依頼・連絡・確認、企業・組織における課題把握）、「求人依頼・求人開拓（採用計画の確認、企業説明会への参加依頼）」に努める。

そして、学生の社会的・職業的自立に向けては、教職員によるキャリア支援活動とともに学生の自主的な活動や、卒業生のサポートが不可欠となる。「就活サポーター」のようなキャリア形

成に関する学生の自主的な活動や、卒業生によるキャリア教育支援について強化・拡充していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているか。】

学生の学修状況は、教育支援課による全学生の履修登録、出席状況、単位取得状況の管理に基づいて、毎月の各学部の「学生支援検討会」において、特に必修科目の学部学生の状況確認、課題のある学生の情報共有とその対応策の検討を行っている【資料 2-6-①-1】。その結果をふまえて担当アドバイザー教員は学生との必要な面談を行い、改善を図っている。アドバイザー教員は、学生との接触を密にとり、教育目的の達成のために学生の学修状況の確認に努めている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-6-①-1】学生支援検討会資料（全学教授会議事録）

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。】

学生の就職状況（内定企業・組織、就職内定率、就職決定率）や就職活動にかかる事業・業務計画については、毎月開催される全学教授会においてキャリアサポートセンターより報告し、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。また、キャリアサポートセンターの教職員が、企業への求人開拓や、毎年1月下旬に開かれる本学主催の合同企業説明会（平成26（2014）年度より就職活動の後ろ倒しに伴い「業界・仕事研究セミナー」に名称変更）への参加依頼のために、例年多くの企業・組織を訪問している。その際に、本学の卒業生がどのような姿勢で仕事に取り組んでいるのかを確認するとともに、それぞれの企業が事業を進めていく上で、どのような人材を求めているのかなどを聴取するように努め、学生の学習支援・キャリア支援の上での参考としている。

また、教員は、担当科目の授業のあり方を見直すために実施している「学生による授業評価アンケート」の内容を検討し、自らの学修指導の改善のための報告書を提出している【資料 2-6-②-1】。この取り組みを通して、それぞれの教員が授業改善のための自らの自己省察と情報共有と PDCA 過程の確立に役立てるとともに、報告書は学生の閲覧に

供している。アンケートの結果は毎年蓄積され、授業改善のための資料となっている。

さらに、平成 24(2012)年度から月に 1 回程度の頻度で、FD 委員会主催の「教育実践交流広場」を開催している【資料 2-6-②-2】。ここでは、1 年生ゼミや導入教育の講義の担当者がこれまでの授業での取り組みや次年度の方針・計画を報告している。また、同広場で検討された授業について、ピア・レビューとしての授業参観を実施し、授業のあり方に対する相互批判、省察を行っている。そして、年に 1～2 回程度、学生と FD 委員会との協議の機会を設け、授業改善のための学生との懇談会を実施するとともに、同会合において、懇談された内容について全学教授会等において報告し、今後、教員が授業を進めていく上での参考としている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-6-②-1】授業評価アンケート報告書

【資料 2-6-②-2】教育実践交流広場実施状況

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

FD 委員会では、授業評価アンケートの集計結果を学生に公開している。今後、教員の教育内容・手法の改善がどのように進んでいるのかを示すための資料を作成したうえで、学生に公開する予定である。

また、授業評価アンケートそのものについても、より教育内容・方法の改善につながるような工夫を検討していく。アンケートの質問項目においては、授業内容・方法の改善点とともに、学生が授業において理解が深まり、興味・関心が高まることを基礎にした内容に工夫し、学生の意向が教育内容・方法の改善につながり、その改善を学生が実感できるような体制を検討する。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。】

学生サービスと厚生補導にまず必要なことは、適切な学生情報の把握とその確認・整理である【資料 2-7-①-1】。その課題に対応すべく、学生支援センターのもとに、各学部の学生委員会、学生相談室、保健室、留学生支援室、障害学生支援室が配置されている。これらの組織は相互に連携をとり、必要に応じてゼミ担当教員、入試担当部署やキャリ

アサポートセンターとの情報共有を個人情報保護に配慮した上で行っている。これらの組織だけでは十分な情報収集機能は果たせない場合は、適宜、学生が所属するゼミ担当教員、キャンパスソーシャルワーカーとともに連携しつつ、情報共有にあたっており、必要に応じて連携調整を行っている。

学生の厚生補導については、学生個人に不利益が生じないよう配慮の上、厚生補導の内容を学則等に照らし合わせ学生支援センターや各学部学生委員会を通して 2 重 3 重に検討を行い、慎重に指導するよう上記の組織からなる体制を整えている。

このことは同時に学生サービスについても同様であり、学生支援センターは学生サービスを適切に提供する組織でもある。加えて学生サービスにあたっては、「キャンパスミーティング」や「学生生活実態調査」の結果を重視し、学生の声を反映させたサービス提供を行っている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-7-①-1】長野大学学生支援センター規程

【奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。】

本学には日本学生支援機構による奨学金（1 種、2 種）以外に、本学独自の奨学金制度を設けている【資料 2-7-①-2】。人物、学業ともに優秀な学生に対し授業料の減免を与える「特待生制度」、災害や主たる家計支持者の死亡等により授業料納付が困難になった学生に授業料を減免する「災害等による被災学生に対する授業料減免」、学生生活の援助という観点から家賃（家賃 3 万円以下）の一部を補助する「家賃補助」、兄弟姉妹、親子、夫婦が同時に在学している場合、下級年次の学生に対して 25%の授業料減免を行う「長野大学兄弟姉妹奨学金」である。そして利用目的は限定されるが「就職活動支援金」が制度化されている。

また、長野大学後援会（保護者会）や同窓会の支援を受け「応急短期貸付」、「長野大学後援会奨学金」（貸与）、長野大学同窓会奨学金（給付）を実施・運用しており、さらに国および民間の教育ローンの紹介も行っている。

もちろん、これらのうち貸与型奨学金を受ける場合には卒業後は返済することを自覚させるために申請審査時に個別面接を行っている。これら本学の経済支援制度への学生のニーズは強く、応募する学生は多く存在する。全学生のうち 42.1%(平成 27(2015)年 1 月現在)の学生が奨学金を受け、経済的側面からこれら学生の学生生活を支えている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-7-①-2】大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)

【学生の課外活動への支援を適切に行っているか。】

課外活動支援については、「課外活動表彰」、「夢チャレンジ制度」、「強化指定部制度」を実施し、支援・奨励している【資料2-7-①-3】【資料2-7-①-4】【資料2-7-①-5】。「課外活動表彰」は、スポーツ系、文化系問わず、学内外から高い評価をうけたもの、競技会等で優秀な成績を収めたものに対しその努力を顕彰し少額ながら金銭を授与している。

「夢チャレンジ制度」は、毎年、学生から夢がありかつ実現可能な企画を募集し、学生支援センターで審査し、実現性、チャレンジ性の観点から数企画を選び、必要な活動資金を提供するものである。毎年、10数件前後の応募があり、3件から5件程度を採択し企画に関わる資金等を支援している。その成果は毎年発表会が行われる。また「強化指定部制度」は、競技力があるサークル団体を指定し、さらに競技力向上のため練習資金等の支援を行い対外試合に優秀な成績を収められるよう体育館の優先利用等のバックアップをしている。これは指定部のみならず、他サークルにとっても指定されることが目標となり、スポーツサークルへのモチベーションアップ、活性化に貢献している。これら以外にはグラウンド整備、体育館の利用調整等を行い、学生の課外活動支援に努めている。その他、課外活動の支援には施設設備の整備、授業時間との調整が必要であり、大学教育センター、総務課との調整も時間確保とスポーツ空間確保の観点から実施している。

■エビデンス集 資料編

【資料2-7-①-3】長野大学課外活動表彰要領

【資料2-7-①-4】長野大学夢チャレンジ制度運営要領

【資料2-7-①-5】平成26年度 長野大学強化指定部 大会成績

【学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているか。】

本学の健康相談、生活相談、心的支援を担う部署は、学生支援センターに属する「保健室」、「学生相談室」、「キャンパスソーシャルワーカー」が担当している【資料2-7-①-6】

【資料2-7-①-7】。また学生と直接対応する学生支援課職員においても、言葉かけや会話を通して、学生の心身の変化に注意を払い、何か気になることがあれば、保健室、学生相談室との情報共有を図っている。特に日常生活に乱れが生じていたり、何らかの理由で出席が危うい学生には、学生支援課の窓口において出席確認を行い、学生の心身上の変化に特に注意を払い、サポートの一翼を担っている。

さらに保健室は、病気や怪我、静養を担当するだけではなく、保健婦の見守りや心身のサポートを求めてくる学生が多く見られており、学生の何らかの心的ニーズを発見し、学生相談室等につなげる重要な役割を行っている。

■エビデンス集 資料編

【資料2-7-①-6】保健室の状況

【資料2-7-①-7】平成26年度の学生相談室利用状況および来談者の特徴と考察

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【学生サービスに対する学生の意見等を汲上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているか。】

学生の意見等をくみ上げる機会として「キャンパスミーティング」を学生支援センターと学生自治会との共同主催で開催している【資料 2-7-②-1】。キャンパスミーティング参加者は、一般学生、サークル代表者、学長を含む教職員である。2年に1度、全学部在学学生を対象に実施している「学生生活実態調査」の質問項目は、サークル活動、住居、通学方法、通学上の事故・問題、アルバイトの内容と時間、食生活、施設設備の要望等キャンパスライフに関わる事項である【資料 2-7-②-2】。これらの情報から学生の意見をできるだけ汲み上げ、サービスの改善に努めている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-7-②-1】 キャンパスミーティング議事録

【資料 2-7-②-2】 学生生活実態調査

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

今後の学生サービスの向上に向け、積極的かつ継続的な取組みを行っていく。

各種奨学金制度や学費の延納・分納制度を設け、経済的な支援をより一層充実させていく。課外活動に対する支援についても、適切に行われているが、活動を行う施設・設備面においても計画的に整備を図っていく。強化クラブに所属する学生の中には、学業との両立に困難を感じている学生もあり、今後、学生委員会、アドバイザー教員、学生支援課が連携して支援を行っていく。全学生の声を反映させるために、学生アンケートの活用とアドバイザー教員との日常的な活動から、学生の意見を集めるための仕組みを確立させていく。アドバイザー制度における学生の面談記録、各種支援の記録を蓄積し、学生自身が目標を設定の上、アドバイザー教員がその達成度について確認・指導できるようにするための工夫を検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置しているか。】

本学の教員構成は【データ編 表 F-6】に示したとおりであり、3 学部の専任教員数が 55 名、非常勤教員数が 70 名である。本学の学部学科に定める専任教員数は 55 名であり、大学設置基準の定める必要専任教員数を確保できている。また、学位の種類及び分野に必要な専任教員を確保し、収容定員に応じて、適切に配置している。

【専任教員の年齢のバランスがとれているか。】

専任教員の年齢別構成は、60 代が 20.4%、50 代が 38.9%、40 代が 25.9%、30 代が 14.8%、20 代が 0%であり、特定の年齢層に偏ることなくバランスよく配置されている【データ編 表 2-15】。

専任教員が基準教員数の最低限度しか満たしていないことについて、急な退職などによる教育の質の低下が起こらないよう、若干の増員を模索することが課題である。また、ここ数年、定年退職を迎える教員が増えていることから、計画的に採用人事を進めている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【教員の採用・昇任の方針に基づく規定を定めて、かつ適切に運用しているか。】

教員の採用については、「長野大学人事委員会規程」「長野大学教員任用、選考規程」に基づき、円滑かつ公正に行われている【資料 2-8-②-1】【資料 2-8-②-2】。採用は原則として公募であり、人事委員会において選考基準を定め、選考委員を委嘱して採用候補者を選考している。書類審査では、教育・研究業績のほかにも、教育計画、研究計画に加え、担当科目の授業概要などを総合的に評価している。さらに、教育力と人物面を評価するために、人事・選考合同委員会において、模擬授業と面接を実施している。採用候補者は最終的に所属学部の教授会による投票によって決定（ただし、語学等全学的な教育に関わる候補者については、全学教授会による投票）し、その後、常務理事会の協議によって採用が決まる。

平成 26(2014)年度には学長室会議より人事委員会に、教員の採用について、より一層の公開性と透明性を確保するための諮問があり、「教員採用人事方針の検討について（答申）」がまとめられた【資料 2-8-②-3】。この答申によって、選考に関する書類を専任の教職員に開示するための手続きが始まった。また、本学の教育理念を理解し賛同する教員を採用するために、「長野大学研究・教育基本構想」をホームページに掲載することにした。

なお、特任教員及び客員教員については、「長野大学特任教員規程」「長野大学非常勤特任教員に関する内規」「長野大学客員教員規程」に基づいて採用されている。【資料 2-8-②-4】【資料 2-8-②-5】【資料 2-8-②-6】。

教員の昇任は、昇任候補者について、所属学部長が 1 月末に提出される履歴書と教育研究業績書を精査し、人事委員会に諮って「教授、准教授、昇任審査基準申し合わせ事項」に沿って総合的に評価している。その後、所属学部の教授会による投票を経て、常

務理事会に上申されて昇任が決まる【資料 2-8-②-2】【資料 2-8-②-7】。

以上のように、教員の採用・昇任は規程を定めて、円滑かつ公正に運用されている。

また、本学は平成 16(2004)年に、教員が主体的に教育研究活動の業績を向上させ、教員集団の組織的協働と交流活動を推進するために、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づき、任期制を導入した。本学の任期制は、任期 5 年のうちに業績評価を受け審査に通れば継続的在任資格を付与して再任用されるものである【資料 2-8-②-8】。業績評価は、全学業績評価委員会によって、「長野大学任期付教員の業績評価に関する要綱」に基づいて、教育、研究、管理運営への寄与、社会貢献に関する事項の 4 領域について総合的に行われている【資料 2-8-②-9】。業績審査の結果に異議がある場合は、理事長に対して不服申立てができ、「長野大学任期付教員の業績評価結果に対する不服申立てに関する要綱」に基づき、業績評価結果調査委員会が、再審査の必要の有無を調査する【資料 2-8-②-10】。本学の任期制は適正かつ円滑に行われ、教員の資質の向上に寄与している。しかし、導入から 10 年を経て、任期制が教員採用に不利ではないかという懸念もあり、時代にあった任期制を模索する時期にさしかかっている。

教員の配置は学位の種類及び分野に応じて、必要な学科の専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用については、「長野大学教員任用、選考規程」の改訂に伴い、平成 27(2015)年度より、年度当初の全学教授会に年間の人事採用方針を示し、計画的に採用人事を進めることになった。また、外国語や体育など全学に関する教育の専任教員は、所属学部とは別に全学的に選考する方策に改めた。

教員の教育活動を活性化するための取組みのひとつとして、教員が担当科目の授業のあり方を見直すために「学生による授業評価アンケート」を継続的に実施している。教員はアンケート結果に対する授業改善策を検討し、報告書を提出しており、それぞれの教員が授業改善のための自らの自己省察と情報共有と PDCA 過程の確立に役立てている。アンケートの結果は毎年蓄積され、授業改善のための資料となっている。また、教育交流実践広場において検討された講義について、ピア・レビューとしての授業参観を実施し、授業のあり方に対する相互批判、省察を行っている。これらは、本学の教育改革において一定の成果をあげつつあり、今後は、これらの取り組みを継続させるとともに、教員の研究・教育の質の全学的な向上をねらいとした FD 研修の充実、教員間の相互研修に取り組んでいる。なお、教員の研究活動を活性化するために、教員が研究成果を発表し意見交換を行う研究交流広場を開催するとともに、学外講師を招く学内研究会を年 1 回開催している。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-8-②-1】長野大学人事委員会規程

【資料 2-8-②-2】長野大学教員任用、選考規程

【資料 2-8-②-3】「教員採用人事方針の検討について（答申）」

【資料 2-8-②-4】長野大学特任教員規程

【資料 2-8-②-5】長野大学非常勤特任教員に関する内規

【資料 2-8-②-6】長野大学客員教員規程

【資料 2-8-②-7】教授、准教授、昇任審査基準申し合わせ事項

【資料 2-8-②-8】長野大学教員の任期制に関する規程

【資料 2-8-②-9】長野大学任期付教員の業績評価に関する要綱

【資料 2-8-②-10】長野大学任期付教員の業績評価結果に対する不服申立てに関する要綱

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立しているか。】

本学は、平成19(2007)年度に3学部体制に移行した。それに伴い、大学教育センターのもと、教養教育の運営に責任をもつ全学的な組織として「教養教育推進室」を設置した【資料2-8-③-1】。本学で教養教育とは、「教養教育推進室要綱」の第1条に掲げたように、「導入科目、全学共通講義科目、外国語科目、体育等」を指し、教養教育推進室は、「教養教育に関する研究・開発等を通じてその総合的推進を図る」ことを目的に設置されている。

教養教育推進室の室長は、大学教育センター運営委員の中から学長が指名し、月に1回定期的に教養教育推進室会議を主宰している。推進室の室員は、各学部から指名される教員と教育支援課長からなり、教養教育の基本方針に関する事項、教養教育にかかわる研究及び開発に関する事項、大学教育センターとの連絡調整に関する事項などを審議する（「教養教育推進室要綱」第4条）。

教養教育推進室では、上述の基本的な事項のほか、各学部の導入科目である1年次ゼミナールと外国語科目について、観点別の教育目標や授業内容・方法を確認し調整する担当者会議を定期的に行い、学生の指導に関わる様々な課題が積極的に検討されている。

また、教養教育推進室が中心になって、講義科目においては、全学共通講義の「現代社会の私たち」の担当者会議の運営、FDと連携した教育実践交流広場での模擬授業と討論の実施など一層の充実を進めている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-8-③-1】教養教育推進室要綱

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の専門的能力の向上は、大学の質の向上において不可欠なものである。人事委員会においては、本学の教育目標を実現する上で適正な人員配置を検討するとともに、必要な分野に計画的な採用を行っていくとともに、教員の専門的能力の向上のための施策を検討していく。例えば、教育実践交流広場や研究交流広場への教員のより一層の参加や授業の相互参観への一層の参加を促すとともに、全学教授会を全員参加の政策討議の場として確立し、教員の政策提案力量の向上を図っていく。任期制については、現状の問題点を把握し、改善すべき点を浮き彫りにしていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。】

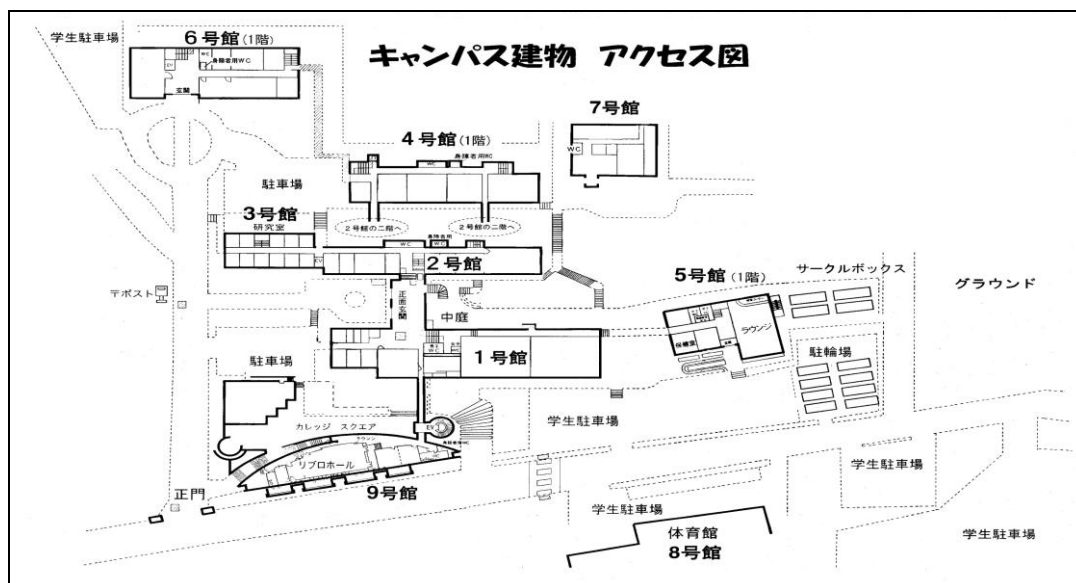
1) 施設設備の整備

本学は、教育・研究を行うに必要な校地、校舎等の大学設置基準を満たし、従来から施設設備の充実をはかってきている。校地については、大学設置基準(17,600 m²)を上回る 138,670 m²を有し、運動場(27,732 m²)は、校舎と同一の敷地内にあり、授業および課外活動に供している。体育館を除く校舎面積については、大学設置基準上の必要基準面積(11,635 m²)を満たし、15,377 m²を有している。

また、キャンパスの中庭や校舎屋上には、学生がくつろぐことのできる場を設け、多くの学生が利用している。さらに、キャンパス内の自然豊かな里山を活用した「AUN 長野大学恵みの森再生プロジェクト」が展開する過程において、遊歩道の整備、ビオトープの造成が進むとともに、地域連携センターのイベントやゼミの授業などでも利用されている。

その他、大学設置基準に規定されている学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、保健室、学生自習室、学生控室等や情報処理および語学の学習のための施設、体育館、課外活動等に関する施設等については、清掃、保安警備、管理・保守、防災など、適切な管理の下で運営されている。

施設配置概要



【教育目的の達成のため、コンピュータ等の IT 施設を適切に整備しているか。】

2) IT 施設の整備

本学の「新 IT キャンパス」のインフラストラクチャーは平成 26(2014)年度から本格稼働が始まっている。この新システムでは、学内外の情報ネットワークを 20 倍以上の帯域（速度）に向上させており、これによって本学は複数のギガビット回線で学外とつながっている。また、サーバ環境を仮想化することで、様々な新しい学びに柔軟に様々なサービスを提供できるようにしている。これにより、学内だけでなく地域全体を対象とした「IT キャンパス化」させることを可能にしている。情報通信技術（ICT）を活用することで、企業情報学部だけではなく環境ツーリズム学部、社会福祉学部とともに地域との連携を強化していく。

従前行われていた教職員の IT 活用能力を高める研修会は、現在十分に開催できているわけではない。新規採用の教職員の IT 能力は年ごとに向上しており、授業運営等には支障はないが、IT 活用能力の一層の向上のための研修会の開催が望まれる。学生のニーズや社会的な要請に対応した情報サービス・IT 環境の改善・充実についてさらに検討を進めていく。

【適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。】

3) 図書館の規模及び利用にかかる環境整備

①図書館の蔵書・設備と、利用しやすい環境づくり

長野大学附属図書館が蔵書している図書は 152,199 冊、定期刊行物 1,139 種、電子ジャーナル 3,240 点などである【データ編 表 2-23】。施設の面では、図書館全体が 2,746m²、閲覧室の座席数 229、全学収容定員に対して 18.0%である【データ編 表 2-24】。蔵書と施設の両面からみて、学生収容定員 1,200 名程度の規模の大学に求められる基準を満たしている。

図書の整備については、学生、教職員より購入希望図書を募り、毎月の図書館運営委員会で、不適切なものはないか審査をした上で図書を発注しそろえている。さらに開設科目の指定図書・参考図書をそろえるとともに、それぞれの科目に関連する図書を購入し「お勧め図書」として学生に周知し、これらの図書を特設の書棚に配架し、整備に努めている。

情報検索設備については、図書館システム CARIN が稼働している。CARIN の特徴は次の 2 点である。①学外の情報源を参照しながら知りたい情報をスムーズに検索できる利便性がある。②利用者への積極的な情報発信を可能にする。PC については、利用者が OPAC(コンピュータで検索する図書館の所蔵目録データベース)検索のために使う端末が 3 台設置され、うち 1 台は、車椅子でも利用できるようになっている。また利用者がデータベースの利用やインターネット検索をするために使う端末が 1 台設置されている。

これらの図書館設備の有効な利用を図るために、年度初めのオリエンテーションで説明するとともに、新入生についてはゼミナールを単位に全学生を対象に図書館ガイダンスを実施し、図書館の設備と利用の周知に努めている。

図書館では、学生の利用促進を図るために、上述のように、授業に関連する図書を整備する「お勧め図書」の方式を進めている。また、収納スペースの狭隘化の問題を解決すべく電子媒体のより一層の利用を進めている。本学図書館は地域住民も利用者登録を行えば図書を閲覧できるだけでなく、学外者に対しても 5 冊まで 14 日間の貸し出しのサービスを行っている。平成 26(2014)年度の学外者の利用実績は 1,363 人であり、全体の 3%弱である【データ編 表 2-24】。

②他の図書館等とのネットワーク

国立情報学研究所の CiNii (NII 学術情報ナビゲータ[サイニィ]) と接続し、論文や図書・雑誌などの学術情報を検索できるデータベース・サービスを提供している。また信州共同リポジトリに参加し、平成 24(2012)年 4 月よりサービスを提供している。信州共同リポジトリとは、長野県内 15 機関の大学・短大・高専が参加し、県内の高等教育機関による教育・研究・地域貢献活動の成果物を広く発信する基盤として作られたリポジトリである。周辺地域においては、平成 11(1999)年 2 月から上田地域図書館情報ネットワークに参加している。これにより、本学図書館が上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町の 5 市町村の公共図書館(室)のほか、塩田公民館をあわせて 11 施設とネットワークで結ばれ、利用者が近隣の図書館等でネットワーク内の施設が保有する蔵書を利用できるようになっている。

③学術情報の発信

本学は、『長野大学紀要』を季刊で発行している。主に本学の専任教員の研究成果を、原稿を編集委員会で精査した上で出版している。また本学の紀要や教育研究成果を電子媒体で閲覧できるように長野大学リポジトリを設置し公開している。特に、長野県内の地域資料を収集する地域資料室を設け、本学と関係の深い「上田自由大学」に関する資料展示なども職員体制の許す範囲で企画し、行っている。

【開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。】

④図書館の開館時間と運営体制

開館時間は平日は 8:30 から 20:00、土曜は 8:30 から 15:00 であり、最終授業終了後も学生が図書館を利用できるようにしている。また、定期試験の前と期間中については閉館を 21:00 に延長して学生の試験準備に供している。図書館を十分利用できる環境を整えるため、職員体制として、専任職員 3 名、臨時職員 1 名が配置されており、平成 27(2015)年 4 月 1 日現在において 4 名全員が司書資格を保持している。

【教育目的の達成のために、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用しているか。】

4) 快適な教育研究環境の整備

講義、演習室は少人数から 400 名近い学生を収容できる教室を有している。施設面ではほぼ全教室にプロジェクターとスクリーン等が設置されている。また、プロジェクターが常設されていない教室において情報機器を利用した授業を行うことができるようにするため、貸し出し用のプロジェクターを備えている。

学生には入学時にパソコンの購入を推奨し、学内無線 LAN により学内のどこからでもネットワークを利用できる環境を整えている。

また、通常の講義、演習室の他、介護実習室やコンピュータ演習室等、学部の教育目標を達成するために実習設備を備え有効に活用されている。

授業に関する情報（シラバス、授業資料、レポート課題、成績等）や休講、補講情報、学修ガイド等はポータルサイトに掲載され利用されている。また、出席登録システムによる出席情報も教員と学生で情報を共有している。また、学習意欲が高い学生のために、特別に学習室を設けその便宜を図っている。具体的には、企業情報学部の学生が利用している部屋（情報、デザインなど）、環境ツーリズム学部の学生が利用している部屋、社会福祉学部の学生が利用している部屋（心理学、教職など）などがある。

【施設・設備の安全性（耐震等）を確保しているか。】

5) 施設・設備の安全管理への配慮

本学のすべての施設設備は、消防法に定められた防災機器が完備し、定期的な点検整備及び法定点検により、安全性が十分確保されるとともに、耐震性についても十分な対策がとられている。さらに、施設設備の安全性は、保守管理業務を外部業者にアウトソーシングし、確保されている。

【施設・設備の利便性（バリアフリー等）に配慮しているか。】

6) 施設・設備の利便性への配慮

本学が標榜しているバリアフリーキャンパス整備の一環として、平成 22(2010)年度に障害者（特に車いす・松葉杖等使用者）が雨天の場合などの建物間の移動をスムーズにできるよう、1 号館から 5 号館に通じる中庭の外部通路に屋根を設置した。また、4 号館（教室棟）の階段に、これまで片側にのみ設置していた手すりを両側に設置した。さらに、教育支援課・学生支援課の事務室を改修し、明るいエントランスと清潔感のあるカウンターを設置した。また、体育科目履修者や強化指定部など体育会系サークル部員の学生が、体育館を快適に利用できるように、シャワー室を含むロッカールームを改修した。平成 23(2011)年度には 1 号館の屋上の防水工事、および 8 号館（体育館）の屋根の改修工事を実施し、利便性に配慮している。

特に、学生が快適なキャンパスライフを送ることができるように、平成 21(2009)年度に学生食堂を全面改修した。車いすの学生も利用しやすいようにバリアフリーを配慮し、席数も以前よりも大幅に増やし、344 席にしている。加えて、新たな憩いの場としてウッドデッキのテラスを新設し、屋外で自然を感じながら食事ができるようにした。また、学生食堂は学生が学習したり、空き時間に落ち着いて過ごせる場として、利用マナーを学生に指導するとともに、環境整備に努めている。今後さらにアメニティに配慮した学生の居場所を増設できるように、現在検討を進めている。

【施設・設備に対する学生の意見等を汲上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。】

7) 施設・設備に対する学生の意見等の汲み上げ

本学では、学生の意見等をくみ上げる機会としての「キャンパスミーティング」や約80%の学生が回答している「学生生活実態調査」において、施設設備の要望などを汲み上げており、適切に対応している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【授業を行う学生数（クラスサイズ等）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。】

本学では、学生が履修登録した後に受講者数を確認し、適正な教室となるよう配置している。200名を超える講義が生じないように努めている【資料 2-9-②-1】。

なお、本学では、授業科目の性格によりそれぞれの科目で定員を設定し、教育効果を上げるよう努めている。特に1年生の科目では、ゼミナールはすべての学部で1クラスの人数を20名以下に、情報リテラシーに関する科目では18名～35名に設定している。

また、演習科目等を中心にSAの補助が入り、教育効果を上げるよう授業をサポートしている。特に、2年生以上の演習科目やゼミナールも少人数により授業が円滑に行われている。また、英語科目は学生数にも配慮するとともに学生の習熟度別にクラスを編成し、学生のレベルにあった指導を行っている。

■エビデンス集 資料編

【資料 2-9-②-1】授業ごとの学生数の資料

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

建築後40年近く経過した施設・設備については、耐震性に対する対策を講じるとともに日々点検整備を行っており安全性について問題はないが、計画的に改修・改善を行う予定である。バリアフリーについても、学生の要望を参考にしながら、今後とも計画的に進めていく。長期的なキャンパス整備計画を作成することで総合的な施設・設備の整備を進めていく。

今後の中長期的な施設整備については、様々な項目をワーキングチームで検討しており、学生の教育支援・学生生活支援・キャリア支援の文脈から、現在も検討を進めている。緊急時・災害時の即応体制づくりも、今後の検討課題である。

【基準2の自己評価】

「建学の理念」や「長野大学憲章」に基づき、学生の受入れ、教育課程の編成と教授方法の工夫、学修及び授業の支援、単位及び卒業の認定、教育目的の達成状況の評価、学生サービス、教員の確保と配置、教育環境の整備など、学生の入学から卒業に至るまで一貫性をもって教育研究活動が行われている。学生の成長像を明確にし、「学生の自己成長を支援する」というコンセプトをもとに、基準2全体については十分満たしながら教育研究活動が行われていると自己評価している。

特に、学生の受入れに関しては、アドミッション・ポリシーを明示し、ホームページ、学生募集要項等で周知している。アドミッション・ポリシーに沿った質を守り適切な学

生数を確保することは、相反する側面もあるが、検証し改善することに聖域を作らず行われている。

また、本学では、各学部のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを適切に定めそれらに則り、学部の教育目標を達成するための教育課程が編成されており、各専門分野には十分な実績を有した教員が配置されている。

さらに、本学の校地校舎等の学修環境については、立地状況に適したものになっている。施設の維持管理は、教育研究活動と安全な学生生活を確保するため、老朽化した施設設備の更新、適切な保守管理等により、十分な環境が提供されているものとする。今後は、大学全体の将来計画に基づくキャンパス整備計画が策定されることになる。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。】

学校法人長野学園の目的は、寄附行為の第3条において、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と規定している【資料 3-1-①-1】。また、寄附行為および就業規則において、組織構成員としての倫理に関連する内容を規定している【資料 3-1-①-2】。

服務規程では、服務の原則として第2条に、「教職員は学園の名誉を重んじ、法令を遵守し誠実にその職務を遂行しなければならない」と定め、第2項に「教職員は学園ならびに長野大学の方針、諸規則、指示・命令を誠実に守り、自己の業務に専念し、職場秩序の保持に努めなければならない」と規定している【資料 3-1-①-3】。

上記により、組織倫理に関する規定に基づき、本学では適切な運営を行っている。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-1-①-1】学校法人長野学園寄附行為

【資料 3-1-①-2】就業規則

【資料 3-1-①-3】学校法人長野学園服務規程

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。】

学校法人長野学園では、理事会および評議員会を定期的に開催し、法人運営に関する事項を審議している。また、長野大学では、全学教授会、学部教授会、学長室（会議組織）、大学運営会議、その他各種委員会を開催し、教学に関する大学運営について審議している【資料 3-1-②-1】【資料 3-1-②-2】【資料 3-1-②-3】【資料 3-1-②-4】【資料 3-1-②-5】。このような運営体制を整え、人材の育成、円滑な組織運営、学生確保などに継続的な努力をしている。

毎年度、私立学校法に基づく事業計画・事業報告を作成し、教職員に周知するととも

に、ホームページに掲載して公表している【資料 3-1-②-6】 【資料 3-1-②-7】。
上記により、使命・目的を実現するために、本学では継続的な努力をしている。

■エビデンス集 資料編

- 【資料 3-1-②-1】 長野大学全学教授会規程
- 【資料 3-1-②-2】 長野大学教授会共通規程
- 【資料 3-1-②-3】 長野大学全学教授会組織運営規程
- 【資料 3-1-②-4】 長野大学学長室規程
- 【資料 3-1-②-5】 長野大学運営会議規程
- 【資料 3-1-②-6】 事業計画
- 【資料 3-1-②-7】 事業報告

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【質の保証を担保するための関連法令を遵守しているか。】

学校法人長野学園およびその設置する長野大学は、学校教育法、私立学校法等の規定に基づき、適正に組織運営を行っている。大学設置基準をはじめとする大学に関連する諸法令、文部科学省からの通達および事務連絡、日本私立学校振興・共済事業団や日本私立大学協会などの関係諸団体からの情報などを十分に理解したうえで適切に対応し、法令遵守に努めている。

また、法令等に規定されている申請や届出等については、遺漏のないように関係部署等において、適切に処理している【資料 3-1-③-1】。

上記により、本学では質の保証を担保するための関連法令を遵守している。

■エビデンス集 資料編

- 【資料 3-1-③-1】 文書取扱規程

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。】

長野大学の教育・研究環境を快適に保つために、労働安全衛生法および就業規則に基づき、事故、災害、健康被害等の防止に努めている【資料 3-1-④-1】。

危機管理については、長野大学危機管理委員会規程に基づき、本学における災害、事故、犯罪、人権侵害、研究者倫理等に起因して発生する問題による被害の防止・軽減を図っている【資料 3-1-④-2】。また、長野大学危機管理基本マニュアルを作成し、適宜加筆・修正を行っている【資料 3-1-④-3】。

特に、防火対策として、防火管理規程および長野大学自衛消防隊規程に基づき、火災の予防と近年頻発している地震時の出火の防止に備えている【資料 3-1-④-4】【資料 3-1-④-5】。

文部科学省から、平成26(2014)年11月5日（津波防災の日）に緊急地震速報の訓練の実施依頼があり、本学には専用受信端末が設置されていることから、この全国的な訓練

に参加した。学生・教職員が、あわてずに自分の身を守れるかを確認した。

また、障害のある学生に対しては、「障害のある学生との懇談会」に合わせて、避難訓練を実施している【資料 3-1-④-6】。

【環境や人権について配慮しているか。】

環境や人権への配慮をより一層徹底するために、平成12(2000)年4月から施行した「長野大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を廃止し、平成22(2010)年4月に「長野大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定した【資料 3-1-④-7】。ハラスメントに関しては、具体的な事例に対応するために、相談員を置き、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の訴えに対応する体制を整えている。これらについては、学生に対して「ストップハラスメント」（リーフレット）を配布して周知するとともに、ガイダンス時に説明も行っている。【資料 3-1-④-8】

さらに、長野大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針により、人権を侵害し、適正な就労・研究・就学環境の形成を阻害するセクシュアル・ハラスメントを決して容認せず、その防止の注意を喚起している【資料 3-1-④-9】。

また、平成27(2015)年4月には衛生委員会を設置し、衛生管理活動の円滑な推進を図り、労働環境をさらに快適なものにしていく体制を整えた【資料 3-1-④-10】。環境面に関連しては、受動喫煙防止法に基づき、学内全面禁煙を目指して、現在分煙措置を講じている。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-1-④-1】 就業規則

【資料 3-1-④-2】 長野大学危機管理委員会規程

【資料 3-1-④-3】 長野大学危機管理基本マニュアル

【資料 3-1-④-4】 防火管理規程

【資料 3-1-④-5】 長野大学自衛消防隊規程

【資料 3-1-④-6】 障害のある学生との懇談会

【資料 3-1-④-7】 長野大学ハラスメント防止等に関する規程

【資料 3-1-④-8】 ストップハラスメント（リーフレット）

【資料 3-1-④-9】 長野大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針

【資料 3-1-④-10】 学校法人長野学園衛生委員会規程

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【教育情報および財務等の経営情報を公表しているか。】

学校法人長野学園の基本情報や、法人経営および財務に関する情報、長野大学の教育研究に関する情報、自己点検・評価に関する情報等を、大学ホームページに掲載して公表している【資料 3-1-⑤-1】。

財務情報についても、大学ホームページに公開しており、年度ごとの事業報告書と計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書）を掲

載している【資料 3-1-⑤-2】。

上記により、本学では教育情報および財務等の経営情報を公表している。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-1-⑤-1】長野大学ホームページ

【資料 3-1-⑤-2】事業報告書および財務の概要

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人長野学園およびその設置する長野大学において、経営の規律と誠実性については、適切な対応ができていると自己評価している。

今後、人材育成をはじめとする様々な社会のニーズに応えられるよう、経営の規律と誠実性については、これまでどおり維持していく。

3-2 理事会の機能

＜3-2 の視点＞

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。】

学校法人長野学園および長野大学の使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定をするのは、理事会である。最高意思決定機関である理事会を日常的に開催することは、非常に困難であることから、理事会業務委任規程の第3条で、「この学園の日常の業務を処理するために常務理事会を設ける」ことを規定し、常務理事会において迅速な対応ができるように、あらかじめ理事会の一部の業務を委任し、また、理事会の意思決定が円滑にできるように調整をしてきた【資料 3-2-①-1】。

こうすることにより、学外理事の負担が軽減でき、教学部門の調整も促進できる体制が確立している。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-2-①-1】理事会業務委任規程

【理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。】

理事会の運営については、学校法人長野学園寄付行為の、特に第16条に規定されて

いる内容に則って、適切に運営している【資料 3-2-①-1】。

【理事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。】

理事の選考については、学校法人長野大学寄付行為の第 6 条に規定されている内容に則って、適切に選考している。

【理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。】

本法人の理事会において、理事の出席状況は理事会開催状況一覧で確認できるとおり、良好である【資料 3-2-①-2】。

また、欠席時の委任状について、本法人では、学校法人長野学園寄附行為の第 16 条で、理事会開催通知を会議の 7 日前までに発しなければならないことが規定されており、その際に議案書をも同封している。各理事は会議に欠席する場合には、文書により議案に対する賛否の意思表示をしている。

上記により、本法人では理事会を寄附行為に基づいて適切に運営している。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-2-①-2】 学校法人長野学園寄附行為

【資料 3-2-①-3】 理事会開催状況一覧

【資料 3-2-①-4】 理事会開催通知

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人長野学園では、理事会、常務理事会など、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制が整備されており、適切に機能しているので、今後もこの体制を維持し、業務を継続していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【教育に関わる学内意思決定機関の組織を整備し、適切に機能しているか。】

学長は、学校教育法に則り、長野大学学則第 45 条において「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定されている【資料 3-3-①-1】。また、学校法人長野学園寄附行為において、学長は理事に選任され、法人与教学が一体となって意思を決定し、業

務を執行できる体制になっている【資料 3-3-①-2】。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-3-①-1】長野大学学則

【資料 3-3-①-2】学校法人長野学園寄附行為

【教学に関する重要な意思決定機関又は審議機関の組織上の位置づけが明確になっているか。】

大学の意思決定組織を整備するために、平成 22(2010)年度に、学長室および副学長の制度を導入した。学長室の会議は学長を補佐し、企画立案および総合調整等を行っている。一方、学長によって指名された副学長は、学長を直接補佐し、教学の業務を分掌している。同時に、全学教授会は、教学の決議機関に位置づけ直された。

【教育に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的および学修者の要求に対応できるよう適切に機能しているか。】

平成26(2014)年度には、学校教育法の改正に伴い、大学運営における学長のリーダーシップを確立するために、副学長や教授会等の規定を見直した。これによって、副学長は「学長を助け、命を受けて公務をつかさどる」ことができるように規程が整備された【資料 3-3-①-3】。また、教授会は学長が教育研究に関する重要な事項の決定を行うに当たり意見を述べることと、学長が最終決定を行うことを明文化した【資料 3-3-①-4】。

一方、「学問の自由」に基づき大学自治を保証する法改正の趣旨も尊重して、各規程には「教授会の意見を聴き、学長が定める」という条文を明記した。さらに、「全学教授会の意見と学長の決定が異なる場合、学長は全学教授会に対し充分説明するものとする」と掲げた【資料 3-3-①-5】。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-3-①-3】長野大学学長室規程

【資料 3-3-①-4】長野大学全学教授会規程

【資料 3-3-①-5】「戦略的に大学を運営するためのガバナンス体制の構築に向けて」長野大学全学教授会付帯決議（平成 27(2015)年 2 月 4 日）

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備しているか。】

本学における意思決定は、教学については全学教授会が、経営については理事会が行ってきた。主に戦略的な事項については、学長が学長室会議を主催して、教育研究の組織体制と活動条件の整備、将来発展構想を企画立案し、また、人事制度の設計方針や予算の編成方針を検討してきた。一方、主に実務的な事項については、学長が大学運営会議の議長になって、教学に関する全学的な情報交換、連絡調整および執行について検討した【資料 3-3-②-1】。二つの会議は定期的に開催され、成案を得たものは、順次、全

学教授会および理事会に諮る体制が軌道に乗った。

平成 22(2010)年度以来、2 名の副学長が「総務・広報」と「教育・学務」を分担し、意思決定から業務の執行まで学長を補佐してきた。

さらに、平成 26(2014)年度には、学長室に学長の秘書機能を持たせ、学長室会議の議題の優先順位を整理するとともに、学長のスケジュール管理を行って、この体制が一層円滑に機能するようになった。

学長のリーダーシップの背景には、学長を補佐する体制のほかに、学長選考過程も関与している。学長候補者推薦委員会は学長候補者の推薦を依頼するときに、「改革を推進するにあたりリーダーシップを発揮できる人物」という文言を明記し、学長候補者選挙管理委員会と共催で「選挙資格者会議」および「候補者の所信を聴く会」を開催し、学長候補者に本学のビジョンや将来計画等の所信を聴く機会を設けた【資料3-3-②-2】【資料 3-3-②-3】。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-3-②-1】長野大学運営会議規程

【資料 3-3-②-2】長野大学学長候補者選考規程

【資料 3-3-②-3】「長野大学学長候補者の推薦について（依頼）」および「学長候補者選挙日程のお知らせ」

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長が適切なリーダーシップを発揮するために、副学長による補佐とともに、学長室会議・大学運営会議における戦略的・実務的事項の審議や、全学教授会における教育研究にかかる全学的な合意形成が効果的に行われている。副学長の職務については、「学長を助け、命を受けて公務をつかさどる」と規定化されたため、「総務・広報担当」の副学長と「教育・学務」担当の副学長の役割・権限をより明確にし、教職員の意見を十分に聴取しながら正副学長による適切なリーダーシップが発揮できるような体制を検討する。

一方、学長の秘書機能は一年間の実施によって、ある程度の有効性は認められた。今後、職務の定着と拡充を図るとともに、学長秘書の専任化を考える。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。】

本学は学校法人長野学園（以下「法人」）が設置し、大学運営を行っている。法人の理事長は「この法人を代表し、その業務を総理」し、また、常任理事は「理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」職務を持つ【資料 3-4-①-1】。

一方、学長は「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と教学の最高責任者であるとともに、法人においても、1号理事として理事に選任され、法人の意思決定に参画し、経営責任を分担する立場にある。また、法人と教学のコミュニケーションを促進し、活発な情報交換を行って、円滑な意思決定をするために、副学長2名と学部長1名を、2号理事として評議員から選出している。

法人においては、理事会が年に4回定期的に開催され、理事長が議長となって、法人の業務を決し、理事の職務を監督している。理事会には、教学から学長、副学長、各学部長、および事務局次長が出席することによって、大学における業務の執行状況を報告している。また、意思決定の円滑性を高めるために、毎月、常務理事会が開催されている【資料 3-4-①-2】。常務理事会では、法人の重要事項以外で、理事会業務委任規程【資料 3-4-①-3】に委任された事項について協議し、決している。以上のように、法人と教学のコミュニケーションは良好で、円滑な意思決定が可能となっている。

大学においては、学長室会議において戦略的な事項を、大学運営会議において業務の執行に関する事項を企画・立案し、全学教授会で決していた。学長室会議と大学運営会議には、各学部長と事務局各課長が出席することにより、各部門間のコミュニケーションが活発となっている。平成27(2015)年度からは、学長のリーダーシップを確立するための規程が整備され、全学教授会の意見を聴いて学長が最終決定をする体制を確立している。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-4-①-1】 学校法人長野学園寄附行為

【資料 3-4-①-2】 常務理事会開催状況一覧

【資料 3-4-①-3】 理事会業務委任規程

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。】

大学においては、学長のリーダーシップを確立するとともに、教授会の意見を述べる役割が明確にされた。これに伴い、学長と教授会の相互チェック機能を維持するために、教授会の意見と学長の決定が異なる場合の取り扱いを、全学教授会の付帯決議というかたちで明確にした【資料 3-4-②-1】。

【監事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。】

法人において、監事の定数は2名で、法人の業務や財産を監査している。監事の選考については、学校法人長野大学寄付行為の第7条に規定されている内容に則って、適切に選考している【資料 3-4-②-2】。監事は、理事および職員、評議員以外で、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選出している。

【監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。】

監事は、理事会と常務理事会に毎回出席して、法人や教学からの提案について、業務や財産の状況に関して意見を述べることによって、理事会が法令を遵守した適正な意思決定ができるよう相互チェックの機能を果たしている【資料 3-4-②-3】【資料 3-4-②-4】。

【評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。】

評議員会の運営については、学校法人長野学園寄付行為の、特に第19条に規定されている内容に則って、適切に運営している。評議員会は年に4回定期的に開催され、予算や事業計画などについて、理事長の諮問に答えるとともに、役員に対して意見を述べている。評議員会は理事会の前に開催しており、評議員会で出された意見を理事会に報告している。

【評議員の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。】

評議員の選考は、寄付行為に規定されており、適切に選考している。評議員会の構成は、学長のほかに、職員から9名、卒業生（同窓会）から3名、地域の学識経験者から10名が選任されている。学外からの評議員を13名選任することによって、学内の意見に偏らないようチェック機能を有するとともに、地域の期待を法人の決定に反映できる。

【評議員の評議員会への出席状況は適切か。】

本法人の評議員会において、評議員の出席状況は評議員会開催状況一覧で確認できるとおり、良好である【資料 3-4-②-5】。また、評議員会開催通知と議案書を会議の7日前までに送付しており、評議員が会議に欠席する場合でも、文書により議案に対する賛否の意思表示ができるしくみを整えている。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-4-②-1】 「戦略的に大学を運営するためのガバナンス体制の構築に向けて」長野大学全学教授会付帯決議（平成27(2015)年2月4日）

【資料 3-4-②-2】 学校法人長野学園寄附行為

【資料 3-4-②-3】 理事会開催状況一覧

【資料 3-4-②-4】 常務理事会開催状況一覧

【資料 3-4-②-5】 評議員会開催状況一覧

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。】

本学では、理事長をトップとする理事会及び常務理事会が大学運営を担っている。前述したように、理事長は「この法人を代表し、その業務を総理」し、また、常任理事は「理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」職務を持っており、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

また、校務をつかさどり、所属教職員を統督する学長は、教学の最高責任者である。学長を補佐する副学長制や学長室の体制も整備されており、全学教授会との相互チェックを行いながら、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整えている。

【教職員の提案などを汲上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映しているか。】

教学にかかる戦略的事項について協議・検討する学長室会議については、教職員の提案を汲み上げる会議体として機能している。例えば、学生の職業人として必要な能力の涵養を図るために平成 24(2012)年に開設した「特別コース」は、学長室会議において教職員の提案により誕生したものである。特別コースの必要性等について学長室会議に教職員共同で提案がなされ、同会議で何度か議論を重ねながら方針・概要・カリキュラム等を検討し、開設にこぎつけている。平成 24(2012)年に「公務員」、「情報処理技術者試験・簿記検定」、「国際キャリア」の 3 つのコースで始動したものが、平成 25(2013)年には、「情報処理技術者試験・簿記検定」を「情報処理技術者試験」と「簿記・会計」に独立・再編し、それに「教員養成」を加えて 5 つの特別コースに拡充することができた。

また、大学のガバナンス改革の一環として、「職員の統治力量向上」について検討してきた。平成 25(2013)年 8 月に学長室会議において「職員統治力量向上に関する小委員会」が設置され、平成 26(2014)年 1 月の中間報告を経て、平成 26(2014)年 5 月に小委員会のもとに 3 つのプロジェクトチーム（「職員会議設置」・「横断型プロジェクト」・「職員人事制度」）が組織された。平成 26(2014)年 12 月には「職員全員の総意」として最終報告（提案）が学長室会議に提出され、全学教授会でも承認されている。

「職員会議」は職員全員が参加のもと、職員個々が意見や政策提言できるための情報の共有や勉強会を開催する場である。「横断型プロジェクト」は若手から中堅職員が課を超えて集まり、戦略的または日常業務的な案件を検討し、ボトムアップで業務改善を行う組織である。そして、「職員人事制度」は職能資格、能力開発、目標管理制度からなる人事制度を整備して、試行に入るもので、課長のマネジメントが強化され、職員の能力開発が進む。

上記の 3 つの提案が承認されたことで、職員の統治力量が向上するとともに、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営を可能にしている【資料 3-4-③-1】【資料 3-4-③-2】。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-4-③-1】職員統治力量の向上に関する検討結果(提案)（平成 26 年 12 月 18 日）

【資料 3-4-③-2】「職員人事制度」見直しに当たっての留意事項（平成 27 年 3 月 4 日）

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、法人と教学のコミュニケーションによる円滑な意思決定を行うための連携体制は整備されている。また、ガバナンス機能を発揮するにあたり、十分な相互チェックも行われている。学長のリーダーシップの強化に伴う学長と教授会の相互チェック機能を、規程と付帯決議によって明文化した。実際に、教授会の意見と学長の決定が異なった場合には、細心の注意を払って、規程と付帯決議を運用していく。

また、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営については、「職員の統治力量向上」のために1年半に及び検討し、具体的な取り組みが始まったことは大きな成果である。しかし、「職員人事制度」は未だ試行の段階であり、評価者研修などを充実させるとともに、2年後を目途に総括を行う。日常業務の改善のみならず、学長に適切な方針・政策を提起する現場の教職員一人ひとりの統治力量の向上に寄与できるか否かを見定めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能しているか。】

学校法人長野学園が設置する学校は、長野大学のみである。「学校法人長野学園、長野大学事務局の事務処理に関する規程」および「学校法人長野学園、長野大学事務局の組織に関する規程」に則り、各組織の円滑な管理運営を図っている【資料 3-5-①-1】【資料 3-5-①-2】。小規模大学のため、法人事務局と大学事務局とを置いてはいるが、法人事務局の業務は総務課が所掌し、大学事務局の総務課と兼務している形である。また、教務・学生・就職等の学務に関係する事務組織は、教育・学生支援部を置き、その下に教育支援課・学生支援課・キャリアサポート課を設置している。法人大学事務組織図【資料 3-5-①-3】のとおり、組織を有機的に関連させ、機能させている。

【事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置しているか。】

事務の遂行に必要な職員を確保するとともに、小規模大学であることもあり、他の業

務と兼務が可能なものは兼務をすすめるなどの工夫をして対応しており、適切な配置ができています。さらに、定期的に課長会議を開催し、学内の諸会議の報告や、連絡・調整事項などを議題として、円滑な運営を促進するとともに、課員への周知を迅速にし、業務のスピードアップを図っている。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-5-①-1】 学校法人長野学園、長野大学事務局の事務処理に関する規程

【資料 3-5-①-2】 学校法人長野学園、長野大学事務局の組織に関する規程

【資料 3-5-①-3】 法人大学事務組織図

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【業務遂行の管理体制を構築し、適切に機能しているか。】

通常の業務については、理事会・評議員会をはじめ、全学教授会・大学運営会議など主要な会議には、必要に応じて課長が出席し、関係部署との連携や効率的な事務処理が可能となる体制を確立し、決定機関での議決に対して、迅速に遂行できる態勢をとっている。

また、平成 24(2012)年度に、5 年間の「中期経営計画」が策定され、本学の課題を明確にした【資料 3-5-②-1】。しかし、その内容には、流動的な要素が極めて高い事項が含まれているため、その都度見直す必要がある。また、現在学長室のもとに複数のタスクチームをつくり、「長野大学研究・教育基本構想」を策定する際には、そこに常任理事や法人事務局員も参加しており、成案が得られる体制を整えている【資料 3-5-②-2】。

これによって「中期経営計画」と併せて、教学部門と管理部門の戦略課題が明確になり、それらを共有化することによって、両部門の連携を踏まえた戦略課題の定期的な点検・評価の基盤を整備できる機能がある。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-5-②-1】 長野大学中期経営計画

【資料 3-5-②-2】 長野大学研究・教育基本構想

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【職員の資質・能力向上のための研修（SD）などの組織的な取り組みを実施しているか。】

大学スタッフとしての専門能力の育成、マネジメント能力の育成、各種資格取得の奨励をしてきている。「各人の能力開発の必要性に応じた研修を、一層計画的・組織的に実施し、職能開発を進め、教育・研究活動と大学経営を支える職員の育成を目指している。

平成 21(2009)年度に「長野大学事務職員研修規程」を、平成 23(2011)年度に「長野大学自己啓発助成要綱」をそれぞれ制定し、自発的な能力開発を促す体制を強化した【資料 3-5-③-1】 【資料 3-5-③-2】。「長野大学事務職員研修規程」においては、本学事務職員に求められる専門的能力としてリーダーシップ、教育研究支援、組織運営の 3 つを取り上げ、職員の能力開発と資質向上を図るための個人研修と団体研修を計画的に実施す

るよう努めている。また、「長野大学自己啓発助成要綱」では、本学が認めたものについて、大学職員としての資質と技能等の向上のための通信講座の受講、資格の取得、講習会の受講、図書の購入に要する費用を助成している。

本学に設置しているファカルティ・デベロップメント委員会は、教育・研究活動に従事する教員だけでなく、支援する職員の専門能力の組織的開発をも促進するために運営している。【資料 3-5-③-3】

■エビデンス集 資料編

【資料 3-5-③-1】 長野大学事務職員研修規程

【資料 3-5-③-2】 長野大学職員自己啓発助成要綱

【資料 3-5-③-3】 ファカルティ・デベロップメント委員会規程

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境の変化に対応し、本学が取り組む業務が増加し、教員だけでなく職員の負担もかなり増加している。多様な学生への対応、学生募集活動の増加、地域連携にかかる業務の増加等々である。

こうした状況下でも、職員のモチベーションを高く保つための、職員の資質・能力向上の機会は用意しているので、これをさらに充実させるとともに、効果の測定・評価へもつなげるしくみを構築する。

また、将来構想を明らかにし、その計画や方向性を職員に示したうえで、今後は、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制を再考するとともに、職員の配置による業務の効果的な執行体制を維持させて、さらなる効率化を図る。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。】

平成 24(2012)年 3 月に、本学園理事会で「中期経営計画」が承認され、これに基づき、計画実現のための検討が進められることとなった【資料 3-6-①-1】。計画の主要な柱は、①「収入の安定・増加に関する改革」、②「環境ツーリズム学部と企業情報学部の学部統合」、③「社会福祉学部の改編（社会福祉学部における小学校教職課程の設置）」の 3 つであった。特に、①については、1) 教育の質の改革、2) 就職支援力の強化、3) 広報

入試・学生募集体制の強化、4) 特別コースの設置による学生募集力の強化、5) 国家試験・免許取得への支援、6) 退学者の減少、の 6 つの方向性を定め、それぞれの部署で具体的な方策を検討し実行してきた。それぞれの効果については先述の通りであり、それらの諸策が奏功し、収入の安定・増加に対して大きな影響を与えている。

一方で、②「環境ツーリズム学部と企業情報学部の学部統合」については、準備委員会に関する要綱が制定され、当該委員会で検討を重ねた。その過程では、3 回の文部科学省の大学設置室への事前相談も行っている【資料 3-6-①-2】。また、③「社会福祉学部における小学校教職課程の設置」については、他の資格課程の設置をも視野に入れて、学部で検討を進めた。その後、現在の経営状況・財政状況の中で、このような改革を具体化できるかについてより踏み込んだ議論が行われ、平成 24(2012)年 9 月 26 日開催の理事会において、既定方針が変更され、環境ツーリズム学部と企業情報学部の学部統合を凍結し、併せて、社会福祉学部における小学校教職課程の設置も凍結した。

こうした状況を踏まえ、今後の長野大学の教育・研究活動を考えたときに、最良の方法が公立大学法人化であると考え、平成 26(2014)年 3 月 6 日に、「長野大学の公立大学法人化に関する要望書」を上田市へ提出した。その際に、公立大学法人化後の財務シミュレーションを行っている【資料 3-6-①-3】【資料 3-6-①-4】【資料 3-6-①-5】。

平成 26(2014)年 11 月、上田市に長野大学公立大学法人化検討委員会が設置され、検討が進められている。この公立大学法人化という本学の将来構想と併せて、この中期経営計画については見直したり、新たな計画を策定することが極めて重要となる。諸環境の変化を踏まえて、これらの見直しや新計画の策定を通して、適切な財務運営を図っていく。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-6-①-1】長野大学中期経営計画

【資料 3-6-①-2】企業情報学部新学科設置に伴う環境ツーリズム学部・企業情報学部統合学部準備委員会に関する要綱

【資料 3-6-①-3】長野大学の公立大学法人化に関する要望書

【資料 3-6-①-4】平成 24 年 9 月 26 日開催の理事会議案第 1 号資料

【資料 3-6-①-5】予算編成方針

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【安定した財務基盤を確立しているか。】

前述のように、本学では、中期経営計画において「収入の安定・増加に関する改革」を柱に掲げ、教育改革や学生募集改革にかかる諸策を講じている。収入の約 8 割を学生生徒納付金が占めるため、その増加を図り安定した財務基盤の確立に繋げていくためには、教育改革とともに、学生募集の改革・改善が極めて重要であると捉え、積極的に取り組んでいる。

教育改革としては、講義・ゼミナールを中心とした教育の質の改革とともに、特別コースの設置や国家試験対策の強化、就職力の強化などを行っている。高校生にとって学びの内容や成長像・将来像がよりイメージしやすくなるように努めている。

また、学生募集の改革・改善としては、高校訪問を担当する学生募集アドバイザーを導入し、県内および近県高校への本学の教育改革の取り組みを周知させている。特に、特別コースの取り組みや社会福祉士等の国家試験への対応が評価されて志願者の増につながり、平成 26(2014)年度には全学として新入生の定員確保ができた。一方支出においては、人件費抑制等の経費削減を継続して実施した結果、平成 22 (2010) 年度から赤字となっていた帰属収支差額が平成 25(2013)年度には、黒字に転じた【資料 3-6-②-1】【資料 3-6-②-2】。今後においても安定した財務基盤の確立に向けて、不断の教育改革や学生募集改革などを図っていく。

【使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。】

本学が平成 26(2014)年 3 月に上田市に要望した公立大学法人化については、関心が高く、学生募集は好調で平成 27(2015)年度は各学部とも入学定員が充足した。但し、平成 24(2012)年度に 2 年間の時限付で実施した本俸抑制の予定期間が終了し、平成 26(2014)年度は本俸抑制を解消した。これは、学生募集が容易でない中、3 年連続で入学者増加を実現している状況も踏まえ、教職員のモチベーション維持を図ったことによるが、これにより平成 26(2014)年度は帰属収支差額が支出超過となっている。

消費収支差額においては、単年度では支出超過であるが、繰越消費収入超過額は 20 億 8 千万となり、翌年度に繰り越している。また、現預金を多額に保有し、借入金がないため将来財務に当面負担はない。但し、施設の老朽化が進んでいることから別途施設計画を作成し、基本金への組入れが急務となっている。

上述のように、教育改革や学生募集改革などが奏功し、志願者・入学者増につながっている。本学は、これらの改革を不断に行うとともに、公立大学法人化という設置者変更にかかる課題を進めている。本学は、「地域に生きる大学」としてさらに存在価値を高めるべく教育改革、学生募集改革、組織改革を軸とした大学改革を継続的に進めながら、志願者・入学者の増加に努め、収入を増加させていく。一方で、これらの大学改革を進め、学生の成長支援を進めていく上で妥当な人件費や、教育・研究費、さらには施設設備費を見込み、収支のバランスをとりながら、安定的・継続的な運営を図っていく。

【使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。】

科研費、官公庁等の補助金、受託研究費をはじめ、外部資金獲得及び財源の多様化を図ることは本学においても重要な課題と認識し、取り組んでいる。これらの獲得については一定の成果が生まれており、本学の研究・教育の推進や質の向上につながっている。この外部資金において最も一般的なものは、競争的資金の獲得である。「教育 GP」や「21 世紀 COE プログラム」に見られるように、教育から研究まで様々な形で整備された支援プログラムに対して、適切に申請し、外部資金の導入を積極的に図っていく。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-6-②-1】財務運営の状況（事業報告 参考資料）

【資料 3-6-②-2】計算書類

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、中期経営計画や研究・教育基本構想を策定し、教育改革、学生募集改革、組織改革などを軸とした大学改革を進めている。特に教育改革を中心とした学生募集力の強化に注力し、志願者・入学者の増加へとつながっている。本学は、「地域に生きる大学」としてさらに存在価値を高めるべく大学改革を継続的に進めながら、志願者・入学者の増加に努め、収入を増加させるとともに、これらの大学改革を進める上で妥当な費用を想定しながら適切な財務運営を図っていく。また、教育目的の達成のために収支のバランスを保つとともに、研究費をはじめ外部資金の獲得に向けて努力を続けていく。本学は、上田市に公立大学法人化にかかる要望書を提出し、現在、その検討過程にある。これらの組織改革を想定しながら、中期経営計画で残された課題について改めて検討するとともに、新たな目標・計画等について検討し、それに基づき安定的・継続的な運営を図っていく。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【学校法人会計基準や経理規定等に基づく会計処理を適正に実施しているか。】

会計処理については、文部科学省からの法令改正等の通知、日本公認会計士協会からの会計処理の改正等の通知を踏まえ、学校法人会計基準および本法人の経理規程に則って適正に行っている【資料 3-7-①-1】。会計処理上の問題については、会計監査業務委託先の有限責任監査法人トーマツに適宜相談して、指導・助言を受けて対処し、適正な会計処理を行っている。

また、会計処理システムを活用し、処理上の精度の確保とともに、人的労力の省力化を図っている。

【予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。】

当初の事業計画や予算に変更が生じ、補正予算の編成が必要になった場合には、その補正予算の編成内容を理事会において決議している。平成25(2013)年度において、教育ネットワークシステムの入れ替えに伴い、補正予算を編成した。補正予算を編成する必要がないと判断した場合には、予備費の使用で対応している【資料 3-7-①-2】。

【資料 3-7-①-1】 経理規程

【資料 3-7-①-2】 平成 25(2013)年度 第 1 回補正予算

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施しているか。】

監査法人による外部監査については、年度内に期中監査2回と本監査との計3回の実施をしている。

また、内部の監査については、監事により、財務状況、業務遂行状況と理事の職務執行状況の監査を行っている。監事は、監査法人と連携し、内部監査時には監査法人の公認会計士が同席し、意見交換を経て「監事報告書」を作成し、5月に開催している評議員会および理事会において監査報告を行っている【資料 3-7-②-1】。

■エビデンス集 資料編

【資料 3-7-②-1】 監査報告書 （事業報告）

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人長野学園では、学校法人会計基準や経理規程等に基づく会計処理を適正に実施しており、また、会計監査等を行う体制を整備し、厳正に実施しているので、この体制を維持するとともに、これまでどおり適正な業務の遂行を継続していく。

加えて、監査法人による外部監査において指摘されている、内部監査室の設置の必要性について、その実現をめざして、学内諸条件の整備・調整を進めていく。

【基準 3 の自己評価】

学校法人長野学園では、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守基準を満たし、寄附行為等本学園の諸規程に基づき、法人部門と教学部門との連携を密にして、有機的な関係を維持して運営されている。

教学部門では、学長のリーダーシップの下、研究、教育に関する事項について、教職協働の強化をも視野に入れて、質の向上、改革に取り組んでいる。

会計については、学校法人会計基準、および経理規程等本学園の諸規程に則り、適切な会計処理をし、さらにその向上に努めるとともに、経営基盤の強化・安定化を図り、入学生の確保収支バランスの改善に取り組んでいる。また、教育に関する情報や、財務に関する情報の公表については、基準を満たしているとの自己評価をしているが、今後さらにわかりやすい工夫をして発信する。

基準 3「経営・管理と財務」について、基準を満たしていると自己評価している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか、】

本学における自己点検・評価の目的は、「自己点検・評価に関する規程」に「教育研究活動等の現状を把握し、自主的、体系的かつ定期的に改善、改革を行う」と示されている【資料4-1-①-1】。また、学部委員会は「全学委員会と有機的な連携を保ちつつ、教育研究の組織体制とその活動内容及び教授方法等の学部独自の課題」について点検・評価を行うことになっている。

大学の使命・目的に即した自己点検・評価を行うために、平成21(2009)年度の日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価では、①恵みの森での環境教育、②社会福祉学部デー、③ICT活用教育、④障害学生への学習支援、⑤ボランティア活動の5つに重点を置いた【資料4-1-①-2】。

平成25(2013)年度の自己点検・評価では、PDCAサイクルを重視する観点から、前述の認証評価で「自己評価報告書」において、改善・向上のための《方策》として掲げた事項と、評価機構から【改善を要する点】・【参考意見】として指摘された事項について、平成21(2009)年度から平成24(2012)年度末までの進捗状況を《点検》した【資料4-1-①-3】。

今回の自己点検・評価の重点課題は、「長野大学憲章」を具体的に実現するために、①特別コースなどの資格取得教育と、②「方法としての教養」に裏付けられた「市民的判断力」の形成について、自己点検・評価を進めることを基本方針とした。また、本学が日本経済新聞社産業地域研究所の「大学の地域貢献度ランキング」において、私立大学部門で5年連続第1位であることを考慮し、大学独自の基準（基準A）として「地域貢献」を設定することとした。

以上のように、本学の自己点検・評価は、大学の使命・目的に即して、自主的・自律的、また、継続的に実施されている。

■エビデンス集 資料編

【資料 4-1-①-1】 自己点検・評価に関する規程

【資料 4-1-①-2】 長野大学自己評価報告書〔平成21(2009)年〕

【資料 4-1-①-3】 長野大学 自己点検・評価報告書〔平成26(2014)年〕

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施しているか。】

本学における自己点検・評価体制は、平成 9(1997)年に制定され、平成 13(2001)年改訂された「自己点検・評価に関する規程」に基づいて実施されている。大学には「全学自己点検・評価委員会」を置き、各学部には「学部自己点検・評価委員会」を置く実施体制で、いずれも学長の下に設置された実施委員会である。

「全学自己点検・評価委員会」の構成メンバーは、副学長 2 名、学部長 3 名、事務局長、学長が指名する教職員など 11 名であり、委員長は学長の指名である。「学部自己点検・評価委員会」の委員は、学部長が全学委員長と協議のうえ指名することになっている。必要があれば、学外の有識者を学長が委嘱することもできる体制となっている。

平成 25(2013)年度より、各部局に業務計画と業務報告を求めて、評価体制が強化されるとともに、PDCA サイクルを組み込んだシステムが実質的に機能するようになった。

今回の認証評価に伴う自己点検・評価では、全学的に自己点検・評価を進めるために、自己点検・評価委員会が「第二回認証評価の受審と今後のスケジュールについて」を作成し、学長室会議と大学運営会議の協議を経て、全学教授会で報告・了承された。この中で、日本高等教育評価機構の認証評価の仕組みについて共通理解を深め、①大学の質保証と PDCA サイクルの確立の観点に立ち、②5 つの基準と各評価項目について担当部局と点検スケジュールを確認して、③「長野大学憲章」の具体化という重点課題を定めた【資料 4-1-②-1】。

以上のように、本学における自己点検・評価の体制は適切に機能している。

■エビデンス集 資料編

【資料 4-1-②-1】 「第二回認証評価の受審と今後のスケジュールについて」

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【自己点検・評価を定期的に実施しているか。】

本学における自己点検・評価の周期は「原則として 4 年を一期として実施する」ことになっている。平成 11(1999)年の「自己革新の追求」の公表を出発点に、平成 15(2003)年の外部評価報告書『ファカルティ・デベロップメント外部評価報告書 2003』、平成 16(2004)年の『自己革新のさらなる追求』を出版してきた。平成 21(2009)年には、日本高等教育評価機構の認証評価を受審し、11 の基準について大学評価基準を満たすとともに、特に優れた点として、「『AUN 長野大学恵みの森』における、自然環境を利用した教育活動が教育 GP（質の高い大学教育推進プログラム）に選択されるなど、大学の特徴的なものとなっていることは高く評価できる」と認定された。平成 25(2013)年度の自己点検・評価では、改善・向上のための《方策》について進捗状況を《点検》した【資料 4-1-③-1】。

各年度の自己点検・評価については、各部局において業務計画と報告を策定している。

平成 25(2013)年度より、「事業計画および予算」が理事会において承認されると、各センターおよび委員会は事業計画をブレイクダウンして、「業務計画書および報告書」にまとめている【資料 4-1-③-2】。これは業務計画、中間報告、業務報告などを簡潔に記述するもので、1 枚のフォーマットに半年サイクルで加筆していくものである。複数の部局にまたがる課題は大学運営会議で調整することとしている。いわば一年周期の自己点検・評価に相当し、PDCA サイクルの機能化をねらったものと言える。

総合的、周期的な自己点検・評価に加えて、教育研究に的を絞った日常的な活動も行われている。研究活動の改善・改革については、研究推進室が毎月「研究交流広場」を開催し、ここでの報告と討論を「長野大学紀要」に掲載することによって、学問領域を超えた研究交流を促進している。また、教育活動の改善・改革については、FD 委員会が毎月「教育実践交流広場」を開催し、全学共通講義や全学共通ゼミをテーマに「市民的判断力」の形成について検討して、主として初年時教育の充実に取り組んでいる。二つの「広場」は定期的・継続的に実施され、研究と教育の向上を通じて、教育の質保証に寄与していると評価できる。

以上のように、本学における自己点検・評価は適切な周期で実施されている。しかしながら、点検・評価の実施からその報告書の公表までに時間を要してしまう現状がある。

■エビデンス集 資料編

【資料 4-1-③-1】「長野大学における自己点検・評価のあゆみ」

【資料 4-1-③-2】「業務計画書および報告書」（過去3年分）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心に、全学的な実施体制を組んで、適切に実施されている。大学の使命・目的を見失わないように、全学教授会において、自己点検・評価の意義と重点課題を確認している。毎年、各部局に業務計画と報告を求めたことで、PDCA サイクルも機能化してきた。周期的な自己点検・評価は行われているものの、報告書の公表には時間を要してしまう現状があり、報告書の作成を組み込んだ点検・評価の在り方を工夫しなければならない。今後とも、自己点検・評価を適切に実施することによって、大学教育の質を保証し、地域に認められる大学へと成長を続けたい。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っているか。】

自己点検・評価に用いるエビデンスについては、総務、教育支援、学生支援など各事務組織が保有しているデータを収集・整理して、総務課が学校基本調査などのデータと照合したうえで、自己点検・評価委員会において一元管理している。また、これらのエビデンスは全教職員が閲覧できるように、ポータルサイト上に掲載されている。

教育方法の改善については、FD 委員会が各学期に「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施し、集計結果を各担当教員にフィードバックして、授業改善のための報告書の提出を求めて、学内において公表し、学生が履修登録の参考にできるようにしている【資料 4-2-①-1】。

これらのエビデンスは各部署が実施する自己点検・評価に活用され、透明性の高い点検・評価を可能にしている。

しかしながら、IR(Institutional Research)については、平成 26(2014)年度現在で担当部署が設置されておらず、全学的な評価には至っていない。総務課の中で先行事例の調査が始まったところである。

■エビデンス集 資料編

【資料 4-2-①-1】「2014 年度 後学期 授業評価アンケート報告書のご提出について(依頼)」

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。】

本学が特に重視しているエビデンスは、「学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）」【表 2-1-1】と「就職の状況（過去 3 年間）」【表 2-10】である。学生募集状況（入口）と就職状況（出口）について、前年度と比較できる見やすいフォーマットに加工して、毎月実施される常務理事会および全学教授会に報告されている。これによって、入口と出口の現状把握が十分に行われるとともに、全教職員に対して入口と出口のエビデンスを「見える化」することによって、学生募集上の機動的な対策や就職活動に対するきめ細かい支援が実施できるようになっている【資料 4-2-②-1】【資料 4-2-②-2】。

一方、教育の中身については、認証評価のエビデンス集に用いる定量的なデータに加えて、高い成果をあげた学生の活躍に関する定性的なデータの収集に力を入れている。具体的には、地域貢献やゼミ活動、就職活動において高い成果のあった学生を入試・広報課でインタビューしている。これらの定性的なエビデンスは広報誌（「Campus News」や「地域連携センターニュース」）や大学ホームページ（「夢をかなえた先輩たち」）で地域に公表するほか、大学の正面玄関に掲示することによって、学生の成果を讃えている。

社会福祉学部が特に重視しているエビデンスは、社会福祉士および精神保健福祉士の国家試験に関するデータである。毎年、国家試験の結果が出るたびに、国家試験の受験

者数と合格者数、合格率に加え、各学生の就職内定先に関するデータを国家試験対策室が収集している【資料 4-2-②-3】。二つの国家試験において全国的にも高い合格率を達成できたのは、学生の努力はもとより、過去 10 年間におよび継続的なデータ収集とその分析によって、効果的な国家試験対策を実施できたからである。

■エビデンス集 資料編

【資料 4-2-②-1】 常務理事会報告資料「入試結果」

【資料 4-2-②-2】 常務理事会資料「就職・内定結果」

【資料 4-2-②-3】「社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の結果（過去 10 年）」

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学では自己点検・評価を全学的に実施するために、自己点検報告書および認証評価結果については、自己点検・評価委員会、全学教授会、理事会において報告するとともに、平成 21(2009)年度の認証評価および平成 25(2013)年度の自己点検・評価の自己点検・評価報告書を、全教職員に対して配信し、常時参照できるようポータルサイト上に掲載している【資料 4-2-③-1】【資料 4-2-③-2】。

社会への公表については、過去においては冊子版の報告書を編集し、平成 11(1999)年度の『自己革新の追求』、平成 15(2003)年度の『ファカルティ・デベロップメント外部評価報告書 2003』、平成 16(2004)年度の『自己革新のさらなる追求』を関係諸機関に提供した。前述のように近年は、大学ホームページからの公表に切り替え、平成 21(2009)年度の『長野大学 自己評価報告書』、平成 25(2013)年度の『長野大学 自己点検・評価報告書』の全文を学外からも閲覧できるようにしている。

FD に関する公表については、「授業評価アンケート」の結果と報告を学内において開示している。さらに、授業改善は、教員が相互に実際の授業を見ることによって大きく前進すると考えている。このため、学内においては、教員どうしの授業参観を奨励するために「バトンリレー方式」を導入するとともに、社会に対しては、「市民開放講義」の対象科目を増やし、授業改善の成果を教職員や市民に実際に見てもらえる機会を提供している【資料 4-2-③-3】。

■エビデンス集 資料編

【資料 4-2-③-1】 長野大学 自己評価報告書

<http://www.nagano.ac.jp/outline/ninsho/index.html>

【資料 4-2-③-2】 長野大学自己点検・評価報告書

【資料 4-2-③-3】「生涯学習講座および授業の一般開放のご案内」

<http://www.nagano.ac.jp/outline/facilities/local/koza/index.html>

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学において、自己点検・評価は誠実に実施されている。過去の自己点検報告書や現在のエビデンスは教職員がいつでも閲覧できる環境を整え、エビデンスにもとづいた自己点検・評価が可能である。

社会への公表は大学ホームページへの掲載によって情報公開している。公表すべき内容については申し分ないと評価しているものの、公表する時期が遅れがちであるという課題を認識している。今回の平成 27(2015)年度の認証評価は速やかに公表できるよう準備を整えている。

一方、教育の質の保証は、必ずしも定量的に示すことのできるエビデンスによってのみ進めるものではないと思われる。高い成果をあげた学生の活躍を紹介すること、実際の授業を見学することなどを通して、質の保証を進める方法を模索していきたい。IR については、他大学の先行事例の収集の段階から、今後 2 年をめどに、分析の段階へと進めるように計画する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能しているか。】

自己点検・評価結果は、全学教授会及び常任理事会に報告され、その課題は学長及び副学長、学部長が分担し、具体的な改善改良に向けて検討が開始される。本学の自己点検・評価に関する規程には、「本学の教職員は、自己点検・評価を自らの営為として受け止めるとともに、自己点検・評価の委員会活動に協力しなければならない。」とあり、自己点検・評価結果に基づく改善を義務化している【資料 4-3-①-1】。平成 27(2015)年度は、平成 25(2013)年度に実施した自己点検・評価結果の改善・向上方策の取組み状況について、自己点検・評価委員会で検証を行い、関係部局と連携しながら改善につなげることをしている。

また、自己点検・評価とは別に、FD 委員会が中心となって、カリキュラム、授業方法（アクティブ・ラーニング含む）、学生支援の検証及び改善を検討するための会議が開催され、自主性の高い動きが現れてきている。

■エビデンス集 資料編

【資料 4-3-①-1】自己点検・評価に関する規程

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価結果は、大学運営の改善・向上へ反映されていると判断できる。しかしながら、PDCA サイクルによるチェックを行い、それを企画立案し、各部局にお

ける年度毎あるいは中長期の大学事業計画に反映させ、実行につなげる明確な仕組みが制度として確立しているとは言えない。自己点検・評価の「適切性」「誠実性」を保ちつつ、自己点検・評価結果の効果的な活用を行うために、全学的な PDCA サイクルの仕組みの確立を具体的に検討していく。

【基準 4 の自己評価】

本学の自己点検・評価は、平成 11(1999)年度から開始され、現在まで概ね 4 年の周期で実施されるとともに、自己点検・評価委員会により恒常的に実施する体制が整えられており、データは各部署に集積されている。現状把握のためのデータ収集及び分析を行う体制も整ってきており、評価結果は大学ホームページ掲載により公表され、自己点検・評価の誠実性についても確保している。

自己点検・評価が大学の質保証に重要であるとの認識が教職員の間に浸透し、点検・評価結果を教育や大学運営に活かす仕組みを整えた。更に、学長室が中心となって教職員の意見や提案を汲み上げることで、実態の伴った中身のある PDCA サイクルが回り出している。但し、PDCA サイクルの仕組みを確立するためには、エビデンス集約の在り方を見直すなど、より効果的な自己点検・評価実施体制の確立が必要であり、今後検討していく。

自己点検・評価は教育研究水準の向上に資するために行うものである。本学は近年、学生募集状況が改善し、地域貢献活動が高く評価され、国家資格の合格率が向上するなどの成果をあげてきた。このような教育研究水準の向上は、不断の自己点検・評価、とりわけ、PDCA サイクルが回り始めたことの結果であると自負している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 「地域に生きる」大学としての責任と地域課題の解決

A-1 地域と連携した各種事業の充実と促進

《A-1 の視点》

A-1-① 地域と連携した教育ならびに研究活動の推進の礎となる地域の自治体との密接な関係を結ぶことができているか。

A-1-② 地域における高等教育機関として地域社会における生涯学習やその他のニーズに対応した教育活動を展開できているか。

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域と連携した教育ならびに研究活動の推進の礎となる地域の自治体との密接な関係を結ぶことができているか。

本学は、地域社会との様々な連携活動の礎となる地域における自治体との協定（上田市、坂城町、青木村などの周辺自治体）を結ぶとともに、高校 9 校（蓼科高校、軽井沢高校、高遠高校、中野立志館高校、坂城高校、東御清翔高校、丸子修学館高校、臼田高校、エクセラン高校）との協定を締結している。協定を結んでいる自治体を中心とした行政委員等の派遣数は、平成 24(2012)年度に 117 名、平成 25(2013)年度に 79 名、平成 26(2014)年度に 166 名、計 362 名である。

本学では、各学部の学びや研究内容などの交流を促進し、まちづくりや地域活性化、人材育成に寄与することを目的として協定を締結してきた。活動内容は、まちづくりや地域活動、生涯学習に関すること、地域共生など地域のニーズに即した活動となっている。自治体等との関わりにかかる概要は、以下のようにまとめることができる。【資料 A-1-①-1】

➤ 上田市との連携

平成 17(2005)年 3 月に、包括的連携に関する協定書を締結し、地域づくり、情報、健康福祉、環境・観光の 4 分野について連携・協働に基づき様々な活動に取り組んでいる。

また、平成 20(2008)年 1 月に官学連携の拡大による魅力的な上田地域づくりを推進するため「信州の学海」プロジェクトを締結し、「学校支援ボランティア」や「上田 4 大学リレー講座」などを行っている。

平成 27(2015)年度より、上田市と地方創生事業について連携し、地方自治体との取り組みをより一層強化する予定である。

➤ 坂城町との連携

平成 18(2006)年 10 月に、研究及び教育の実践モデル都市に関する協定を締結し、まちづくりや地域活動、生涯学習支援、健康、福祉、教育、環境、情報、経営等に

について連携を通じ、「長期総合計画」の策定、「坂城町講座（経営、語学、スポーツなど）」や「学校支援ボランティア」など様々な活動に取り組んでいる。

➤ 青木村との連携

平成 19(2007)年 8 月に、相互の発展に資するため、社会資源および研究成果等の交流を促進し、福祉、教育、学術の分野等において連携・協力するために社会福祉学部と協定を締結し「学校支援ボランティア」など様々な活動に取り組んでいる。さらに、平成 27(2015)年 2 月には、地域の課題解決のために活躍する人材育成をめざし、全学的な協定締結を行っている。

➤ 立科町商工会との連携

平成 21(2009)年 12 月に、相互の発展に資するため、社会資源および研究成果等の交流を促進し、観光、環境、健康、教育、産業、学術の分野で連携・協力するために協定を締結し「ホームステイ中国語会話」「地域活性化講演会」など様々な活動に取り組んでいる。

➤ 鹿教湯温泉との連携

平成 24(2012)年 3 月に、鹿教湯温泉 100 年ブランド創造プロジェクトと、相互の発展に資するため、社会資源および研究成果等の交流を促進し、デザインによる観光振興、まちおこし、地域づくり等の分野で連携するために協定を締結し、「デザインを通じた観光地域づくり」など様々な活動に取り組んでいる。

➤ 県内高校（協定校）との連携

訪問講義の実施や教員研修、高校の環境・観光・福祉・総合学習、高校生と本学学生の合同調査・合同企画などを行っている。

以上のように、地域に根付きながら教育・研究活動を展開する上での基礎として、自治体や高校との関係は適切に構築できていると自己評価している。

■エビデンス集 資料編

【資料 A-1-①-1】協定書

A-1-② 地域における高等教育機関として地域社会における生涯学習やその他のニーズに対応した教育活動を展開できているか。

本学は、地域の教育機関との連携に関しては、現在 9 つの高校と協定を結んでおり、平成 26(2014)年 10 月に新たに臼田高校（現佐久平総合技術高校）との協定締結を行った。また、協定を結んでいる高校を中心とした学外への教員派遣は、平成 24(2012)年度に 26 名、平成 25(2013)年度に 26 名、平成 26(2014)年度に 14 名、累計 66 名の派遣数となっている。

学外への教員派遣は、平成 22(2011)年度から長野県キャリア形成訪問事業を受託したことにより、社会福祉学部と地域共生福祉研究所が協力して福祉施設の職員対象の研修会への講師派遣が増えており、平成 24(2012)年度に 48 名、平成 25(2013)年度に 49 名、平成 26(2014)年度に 53 名、累計 150 名の派遣数となっている。

市民が参加するプログラムとして、平成 22(2010)年度から上田市からの受託事業とし

て実施している「地域づくりコーディネーター養成講座(現在は地域づくり人材育成講座)」や上田市内 4 大学の教員が講師となり開講している 4 大学リレー講座がある。また、従来、英会話などの講座を行ってきた自主公開講座については、平成 21(2009)年度から学外の専門家を講師として招き、現在まで継続している。さらに、地域社会における生涯学習へのニーズにより対応するために、大学で行われている授業を広く地域に開放する「市民開放授業」について平成 26(2014)年度から準備を進め、平成 27(2015)年度から開講している。

また、福島からの移住者を講師として招いて平成 24(2012)年度に開催した「農ある里山暮らしのすすめ講座」は、現在も継続しており、市民と協働して企画したプログラムとして、多くの市民の参加を得ることができている。

さらに、地域にある企業・組織等との連携においては、平成 23(2011)年に「株式会社カシヨキャリア開発センター」と共同研究を、「食品トレイ見えるリサイクル研究会」からの受託研究を行った。平成 26(2014)年度は、「シナノケンシ株式会社」からの受託事業を実施し、平成 27(2015)年度も継続する。この他にも、後述のように、本学の 3 つの学部では、それぞれの学部の教育・研究上の特徴を生かしながら地域にある企業・組織・団体と連携・協力し、様々な問題解決活動を展開している。

以上のように、本学の資源を活かした形で高大連携の取り組みや、様々な事業・講座・研究活動を展開しており、地域に存在する様々なニーズや課題に具体的な形でこたえることができていると自己評価している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

自治体、高校、企業・組織と連携した協働事業は順調に増加している。「地域に生きる」大学としてさらに地域社会への存在価値を高めていくことが求められる本学にとって、そのコンセプトを明確にし、それと整合性のある事業に整理し、展開していくことが極めて重要となる。今後においては、地域連携にかかる方針・内容・体制をより明確にしながら各種事業を展開していく。

A-2 「地域に生きる」大学としての教育改革と、社会的な評価

《A-2 の視点》

A-2-① 「地域に生きる」大学として継続的な教育改革や、学生の成長支援の体制が強化できているか。

A-2-② 教育改革の推進や、学生の成長支援体制の強化により、具体的な実践や成果が生まれ、社会的な評価が得られているか。

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①「地域に生きる」大学として継続的な教育改革や、学生の成長支援の体制が強化

できているか。

本学は前述のように、平成 20(2008)年 3 月に長野大学憲章を策定し、そこでは教育目標として「教養ある職業人の育成」を、教育コンセプトとして「学生が『自己成長』を楽しむことができるように支援する」を掲げている。学生の成長の姿がまさしく「教養ある職業人」であり、本学のそれぞれの学部では、この教養ある職業人や、それぞれの専門性、さらには学生が将来「地域社会の中で活躍する」ということを踏まえ、以下のような学生の成長像を定義し、それぞれの成長支援に取り組んでいる【資料 A-2-①-1】。

- 社会福祉学部「福祉の向上に寄与できる人」
- 環境ツーリズム学部「持続可能な地域づくりを担う人」
- 企業情報学部「企業が求める問題解決能力をもつ人」

本学学生にとって、このような成長に向けて共通に必要なのが「市民的判断力」、「基礎的職業能力」（「職業人専門能力」および「職業人基礎能力」）と考え、授業、ゼミナール、実習、講座においてそれらの能力の涵養を支援している。

1)「市民的判断力」は、福祉、環境、生命、情報等の分野の全学共通講義や、初年次ゼミナールの受講〔平成 24(2012)年度より〕を中心として涵養する。特に、全学共通講義として進めている「現代社会の私たち」については、学生同士の対話や討論、協働作業を重視しながら運営しているため、学生は様々な人の意見を聞くことを通して現代社会の中でどのように生きていくのかについて考える機会となっている。

2)「基礎的職業能力」は、各学部の専門の講義、実習、ゼミナール、プロジェクト研究及びキャリアサポートセンターの各種講座を中心として涵養する。それはさらに「職業人専門能力」と「職業人基礎能力」の 2 つに分けられる。

①「職業人専門能力」は、福祉・心理、教育、環境、観光、経営、情報など各学部の講義、実習、ゼミナール、プロジェクト研究や、社会福祉士・精神保健福祉などの国家資格対策講座、さらには公務員採用試験・教員採用試験の合格などを柱とする「5 つの特別コース」〔平成 24(2012)年度より〕の講座の受講を中心として涵養する。特にゼミナール・プロジェクト研究については、地域社会や地域にある企業・組織と連携しながら実践的かつ問題解決的な視点をより重視しながら運営しているため、学生はこのような活動に取り組むことを通して、地域社会の課題発見・問題解決的な姿勢が醸成される機会となっている。

②「職業人基礎能力」は、職業人意識（職業観養成）、基礎学力、コミュニケーション、マナーなどにかかる講義・講座の受講を中心として涵養する。

以上のように、「地域に生きる」大学として、教育目標を設定し、学生の成長像を定義しながら教育改革を推進するとともに、学生の成長支援体制の強化に努めていると自己評価している【資料 A-2-①-2】。

■エビデンス集 資料編

【資料 A-2-①-1】Step Up

【資料 A-2-①-2】地域連携センターニュース（過去 3 年間）

A-2-② 教育改革や学生の成長支援により、具体的な実践や成果が生まれ、社会的な評価が得られているか。

これらの教育改革の推進や、学生の成長支援体制の強化により、1)『日経グローバル』（日本経済新聞社）の「大学の地域貢献度ランキング」において 5 年連続で私立大学部門全国第 1 位、2) 日本学生支援機構の優秀学生顕彰において 7 年連続受賞、3) 社会福祉士国家試験合格率（現役合格率）が全国大学の中で上位にランクイン、4) 地域内就職率の高さ、等の成果、社会的な評価へと結びつきは始めている。

また、これらの社会的な評価に加えて、教養科目、専門科目・資格の拡充や、問題解決型のゼミナールの強化などが奏功し、平成 24(2012)年度より段階的に入学者数が増加している。これらの拡充・強化によって高校生にとり本学の学びの面白さや、学生の成長像が以前よりイメージしやすくなったことがその理由ではないかと考えている。

それぞれの学部における地域での取り組みやその成果、社会的な評価について、【卒業後の就職状況】、【地域における教育活動】、【学生による地域貢献活動】、【社会的評価】（社会福祉学部は、【社会福祉士資格取得状況】を含む）ごとに整理すると以下のようになる。

<社会福祉学部>

【卒業後の就職状況】平成 26（2014）年 3 月卒業者

- 長野県出身者の県内就職率 93.4%
- 業界別進路 医療・福祉 67%、卸小売 7%、教育・学習支援 6%、公務 5%、その他
- 主な就職先 長野県職員、山形村役場、上田千曲高校、伊那養護学校、長野市社協、長野県立病院機構、千曲荘病院、かりがね福祉会、ちいさがた福祉会、上田明照会、JA 長野会 等

【地域における教育活動】

■ 社会福祉基礎実習

県内 13 市町村の福祉施設・団体・機関で実習を実施。施設の役割や職員の仕事など福祉サービスを体験的に学習することが狙い。また、福祉先進県である長野県の福祉モデルを現場で感じてもらう狙いもある。平成 26(2014)年度は 2 年生の 87.5%(98 名)が参加した。

■ ふれあい学校体験

平成 25(2013)年に始動した取り組みで、主に 1 年生の教職をめざす学生が、市内小中学校の特別支援学級の児童・生徒とふれあい、体験するボランティア活動。平成 26(2014)年度は、12 名の学生が体験した。

【学生による地域貢献活動】

■ 学校支援ボランティア

上田市、青木村、坂城町、立科町の小中学校、養護学校に学校支援ボランティアとして学生を派遣するもので、平成 22(2010)年度以降、継続的に取り組んでいる。ボランティア登録をした学生は、事前研修を経て、およそ 1 年間毎週ボランティアに通うことになる。平成 26(2014)年度は、16 名の学生が参加した。

■ 手づくり「支援機器」の製作と養護学校への贈呈

平成 26(2014)年に、障害や自閉症などで会話に困難のある子どもたちに、手づくりのコミュニケーション支援機器を上田養護学校に贈呈した。

【社会福祉士資格取得状況】

社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験合格をめざす学生を支える「国家試験対策室」があり、1 月下旬に行われる国家試験に向けて、5 月から 1 月までの間、100 時間を超える「国家試験受験対策セミナー」を開催している。

さらに学生が自主的に行う「勉強会（グループ学習）」の運営を支援し、自主的に実力を養う環境を整備。その結果、全国平均を上回る合格率を確保している。

区 分	平成 21 (2009)年	平成 22 (2010)年	平成 23 (2011)年	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年
社会福祉士 合格率 (現役合格者)	36.0%	47.7%	38.6%	42.5%	61.7%
全国平均	27.5%	28.1%	26.3%	18.8%	27.5%

■ 過去 10 年間の社会福祉士合格者数（現役のみ） 675 名

■ 過去 10 年間の精神保健福祉士合格者数（現役のみ） 171 名

【社会的評価】

■ （独）日本学生支援機構「優秀学生顕彰」の受賞

（独）日本学生支援機構が、全国の大学、短大等を対象に優秀な活躍をした学生を表彰する制度で、「学術」「文化・芸術」「スポーツ」「社会貢献」の 4 分野が対象となっている。

年度	氏名	受賞テーマ
平成 25(2013) 年度	【社会貢献分野 奨励賞】 K.K さん	視覚障害者に生じている生活の しづらさを解消するための活動

平成 22(2010) 年度	【社会貢献分野 大賞】 M.M さん	スペシャルオリンピックスに参加する知的障害のある人たちの支援活動
平成 19(2007) 年度	【社会貢献分野 優秀賞】 M.Y さん	聴導犬の必要性や役割を啓発し、募金箱の設置や資料配布などの普及・広報活動
平成 18(2006) 年度	【社会貢献分野 大賞】 S.A さん	視覚障害者のガイドランナー活動

<環境ツーリズム学部>

【卒業後の就職状況】 平成 26(2014)年 3 月卒業者

- 長野県出身者の県内就職率 100%
- 業界別進路 卸小売 31%、生活関連サービス 8%、医療・福祉 8%、運輸・郵便 6%、公務員 3%、教育・学習支援 3%、その他
- 主な就職先 埼玉県警、東京東信用金庫、JA 信州うえだ、しなの鉄道、郵便局、美ヶ原高原ホテル、ツルヤ、株式会社五龍館（白馬ホテル）、浅間自然環境事務所 等

【地域における教育活動】

- 上田の伝統野菜（山口大根、うえだみどり大根）普及活動
「山口大根」は、上田市山口地区に 400 年以上前から作られ、長野県から「信州の伝統野菜」にも認定されている。平成 15(2003)年の「山口大根の会」発足によって山口大根の復活に関する取組が始まり、平成 18(2006)年から本学は構成メンバーとして大根の普及活動に取り組んでいる。
- 駅からハイキング（JR 東日本とコラボレーション）
上田市の観光地（魅力）を歩きながら体験・体感してもらうために、平成 22(2010)年から JR 東日本とのコラボレーションにより「駅からハイキング」を企画・実施（計 6 回実施）。平成 23(2011)年には JR 東日本長野支社から感謝状が贈呈された。
- 西塩田地区の休耕地および里山の再生プロジェクト
地域の NPO 法人“食と農のまちづくりネットワーク”と連携し、福島で被災し移住してきた農家の方たちと共に、西塩田地区の休耕地および里山の再生プロジェクトに平成 23(2011)年以降、取り組んでいる。

■ 河川環境の再生活動

新潟でサケを含む河川環境の再生に関わる活動を行う「新潟水辺の会」および上田道と川の駅 の運営主体である「おとぎの里」と連携して、海と川を行き来する回遊魚であるサケを、千曲川中流域に戻すための取り組みを実施している。平成 24(2012)年度より、近隣小学校へのサケ卵・稚魚の飼育を通じた環境教育活動や、千曲川中流域における自然状態を模したサケの孵化場の研究開発、千曲川におけるサケ稚魚放流会のサポートなどを行っている。

■ 被災地里山救済・地域性苗木生産プロジェクト「たねぷろじえくと」

平成 25(2013)年に始動した取り組みで、上田地域の小学校（塩田西小学校など）、宮城県白石市の白石第二小学校、被災地・宮城県山元町の小学校児童が被災地で採取した種子から苗木を育てて、数年後に被災地・宮城県山元町に植栽することによって、被災地に豊かな里山を再生させるプロジェクト。

【学生による地域貢献活動】

■ 雪害からの農業再生ボランティア

上田市内で平成 26(2014)年 2 月の大雪により、農業用ビニールハウスの倒壊など甚大な被害が発生したことを受けて、マンパワーに限界がある高齢な農業従事者を支援するために学生たちが地域の農業復興支援のボランティアを実施した。

【社会的評価】

■ （独）日本学生支援機構「優秀学生顕彰」受賞

年度	氏名	受賞テーマ
平成 24(2012)年度	【社会貢献分野 奨励賞】 T.K さん	大学のキャンパス内にある里山「AUN 長野大学恵みの森」の自然を活用し、「草木染め」や「堆肥づくり」を通して地域の方々と交流しながら環境保全の理念を発信。

■ 農林水産省「食と地域の『絆』づくり」で優良事例に選定（平成 22(2010)年）

農林水産省「食と地域の『絆』づくり」優良事例選定とは、『絆』に着目してグループなどの結びつきによる地域活性化の取組みを先駆的事例として選定し、奨励するもの。公募で 80 団体の応募があり、その中から 20 都道府県の 23 事例が選定され、環境ツーリズム学部古田睦美ゼミナールの活動「地大根の料理イベントとレシピ集作りによる地域活性化」が選定された。

■ 「信越観光圏 旅行商品企画コンペ」最優秀賞受賞（平成 25(2013)年）

長野新幹線延伸に向けて滞在交流型観光の促進を目指す信越観光圏協議会（長野県、新潟県内の 16 市町村で構成）が開催する「信越観光圏 旅行商品企画コンペ」において、環境ツーリズム学部観光コースの学生が提案したプランが最優秀賞を受賞した。

<企業情報学部>

【卒業後の就職状況】平成 26(2014)年 3 月卒業者

- 長野県出身者の県内就職率 82.9%
- 業界別進路 卸小売 47%、複合サービス 5%、運輸・郵便 5%、情報通信 4%、製造 4%、医療・福祉 4%、その他
- 主な就職先 山洋電気、KYB・YS、新幹線メンテナンス東海、JA 信州うえだ、ヤマト運輸、信州名鉄運輸、クスリのアオキ、パワーエッジ（情報通信）、JIEC 等

【地域における教育活動】

■ 佐久グランドホテルとコラボレーションイベント

平成 26(2014)年に佐久グランドホテルが創立 30 周年を迎えるにあたり、同ホテルがさらに地域に愛されるホテルとなるべく、「お客様にして欲しい思い」を基礎に、同ホテルの事業力や佐久の地域資源を活かしたウェディング事業、宿泊事業等を提案。

■ 坂城町工業案内パンフレット

「ものづくりの町・坂城」を広報すべく、平成 26(2014)年度に長野大学の学生と、坂城町、「テクノハート坂城協同組合」らが共同で「坂城町工業案内パンフレット」を製作し、製作に関わった学生が山村弘町長に手渡した。

■ 小諸城デジタルアーカイブプロジェクト

平成 26(2014)年に始動した取り組みで、小諸フィルムコミッションと協働で進める小諸城をデジタルアーカイブするプロジェクト。小諸城を記録した古文書や絵図録をもとに城のデジタルアーカイブを行っている。

■ 上田バス株式会社との連携プロジェクト～上田バス車体の新デザイン

上田バス株式会社と草軽交通株式会社の産学連携プロジェクトで、平成 25(2013)年に、上田をイメージした 40 作近いバスの車体デザインを提案した。その中から「貸切バス」と「路線バス」の新デザインが同プロジェクトで誕生した。

【社会的評価】

■ (独)日本学生支援機構「優秀学生顕彰」受賞

年度	氏名	受賞テーマ
平成 26(2014) 年度	【学術分野 優秀賞】 M.S さん	文化財の劣化状態を分光分析に基づいて CG 再現できるようにし、また、古い工芸作品を高精度にデジタルアーカイブする技術を開発した。
平成 25(2013) 年度	【学術分野 奨励賞】 Y.R さん	航空機の操縦席から見える様々な視界を再現するシステムを開発した。
平成 24(2012) 年度	【学術分野 大賞】 T.S さん	スマートフォンで撮影した画像をもとに、ヘモグロビンや血中酸素飽和度が測定できるアプリケーションを開発。 肌の表面状態を計測し、測定したデータから貧血などの症状を手軽に診断できるようにした。
平成 23(2011) 年度	【学術分野 奨励賞】 T.S さん	デジタルアーカイブ技術のマルチプラットフォーム化により、スマートフォン等の性能面で制約のあるシステム環境において、美術品や人間の肌を計測データに基づいて精密に 3DCG 再現する技術を開発した。
平成 22(2010) 年度	【学術分野 奨励賞】 M.T さん	複合現実技術を用いて分光レンダリングする際に生じる、色再現精度向上に関する研究。分光的に再現することで、色再現精度の向上を実現した。
平成 21(2009) 年度	【学術分野 優秀賞】 M.H さん	美術品や文化財の反射特性を計測・記録・分析し、それを基に高精度な 3DCG で画像再現するデジタルアーカイブ技術を開発した。
	【学術分野 優秀賞】 G.M さん	源の空間分布と分光分布の推定に関する研究。分光感度が未知の RGB カメラによりシーン内の光源の空間分布と分光分布を高精度に推定することが可能となった。
	【学術分野 奨励賞】 A.T さん	人間の肌の反射特性を計測データに基づいて明らかにし、数学モデルとして定式化した。

平成 20(2008) 年度	【学術分野 奨励賞】 M.H さん	日本刀などの美術品を CG で再現する技術を開発した。本物の美術品にそっくりな質感で、しかも自由な視点や自由な照明での映像化を目的とした CG 再現技術を開発した。
-------------------	----------------------	--

■ 「LIFE DESIGN 信州 2014」で「ユニバーサルデザイン賞」グランプリ受賞

「LIFE DESIGN 信州」は、信州の地域資源を素材とするデザインを選考するコンペ。8 回目となる平成 26(2014)年度のテーマは、「信州＋北陸～新デザインの可能性～」。当該コンペにおいて企業情報学部デザインコースの学生の作品が「ユニバーサルデザイン賞」のグランプリを受賞した。

以上のように、本学においては教育改革の推進や学生の成長支援の強化により、学生の主体的な実践や取り組みが生まれ、それらが社会的に評価されてきていると自己評価している【資料 A-2-②-1】。

■エビデンス集 資料編

【資料 A-2-②-1】 地域連携センターニュース（過去 3 年間）

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては、上述の教育改革や学生の活躍により、社会的評価とともに学生募集へと結びつきは始めている。一方で、少子化が今後さらに加速する中において「上田や周辺地域の若者を地元で育て、地元で活躍してもらい、地元で定着してもらう」ためには、幾つかの課題が存在すると思われる。

第 1 の課題は、地域経済の混迷である。上田やその周辺には金型・計測・自動車部品など海外展開等により業績を伸ばしている企業がある一方、デフレ経済や円安等の経済環境の変化を受けて生産活動・事業展開が困難な中小企業が多く存在する。地元の若者は、これら企業に勤める子弟や、自営業を営む子弟が多く、極めて厳しい家計の中で、子弟の教育費（学費）が捻出されている。元々本学は公設ということから安価な授業料を設定しているが、今後においては授業料の検討などを行いながら、地元の若者がより入学しやすい状況をつくることが重要となる。

第 2 の課題は、地域の企業・組織を取り巻く環境の変化である。上田やその周辺の多くの企業・組織は成熟段階にあり、社会や消費者・利用者にとって有用な価値や、仕組み、サービスを新たな視点に立ちながら創造・展開していくことが重要となる。その中で必要な人材は、課題発見姿勢、多面的視点、論理性、協調性、創造性、それらをあわせ持った「主体的に判断できる人」であり、このような有為な人材を地域に送り出すことが求められる。そのような成長を育むためには、地域社会や企業・組織と連携した取り組みをさらに強化するとともに、様々な協働作業や対話というものを本学の教育の中心に据えるように検討することが重要となる。

〔基準 A の自己評価〕

地域社会に有為な人材を送り出すことを本学の主たる使命とし、学生が将来、地域で活躍することを念頭におきながら教育改革の推進や、学生の成長支援体制の強化、さらにはその基礎にある地域社会や企業・組織との連携を積極的に進めることができた。今後においては、このような使命・目的をこれまで以上に重視し、方針・内容・体制を明確かつ拡充しながら、「地域社会に生きる」大学としてさらに存在価値を高められるような取り組みを展開していく。

これらの課題認識に立ち、例えば、学生がゼミナールや実習・インターンシップを進めるにあたっては、企業・組織・自治体や地域住民との連携をさらに強化しつつ、地域づくりや、企業・福祉組織の課題発見・問題解決活動に協働で取り組み、それらの活動により学生自らが地域社会に求められる能力・姿勢に気づいたり、能力等を実際に向上させることができるよう支援していくことが極めて重要となる。これらの活動により自身の将来像（就職業界・組織、職種）を明らかにし、学生が目標を持ちながら学ぶことが可能になると考える。

一方で、前述のように、中途退学者等への対応も大きな課題である。中途退学等の主な理由としては「経済的事由」および「就学意欲を見出せない」を挙げることができる。授業料等の検討による地元の学生が入学しやすい状況を確保しつつ、各種企業・組織と連携した将来を意識した学びを全学的に推進しながら、これらの人数の低下に努めていく。

本学は、「若者を地元で育て、地元で活躍してもらい、地元に着定してもらおう」ことを重要な課題と認識しつつ、協働学習型の教育を基礎とし「地域社会の課題発見・問題解決を担う（新たな地域の創造に寄与できる）人」の育成に一体となって取り組んでいく。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	学校法人長野学園寄付行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 F-2】	長野大学 CAMPUS GUIDE 平成 28（2016）（大学案内）	
【資料 F-3】	長野大学学則	【資料 F-9】と同じ
【資料 F-4】	平成 28（2016）年度学生募集要項 平成 28（2016）年度指定校推薦入試学生募集要項 平成 28（2016）年度留学生推薦入試募集要項	
【資料 F-5】	平成 27（2015）学修ガイド〔履修要項〕	
【資料 F-6】	平成 27（2015）年度事業計画および予算	
【資料 F-7】	平成 22～26（2010～2014）年度事業報告および財務の概要	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	規程集	
【資料 F-10】	学校法人長野学園役員名簿、評議員名簿 学校法人長野学園理事会、評議員会開催状況一覧	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-①-1】	建学の理念	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-①-2】	長野大学憲章	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-①-3】	長野大学学則	【資料 F-9】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-①-1】	教育実践交流広場実施状況	
【資料 1-2-①-2】	研究交流広場	
【資料 1-2-③-1】	平成 27（2015）年特別コースのご案内	
【資料 1-2-③-2】	長野大学中期経営計画	
【資料 1-2-③-3】	長野大学研究・教育基本構想	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-②-1】	平成 27（2015）学修ガイド〔履修要項〕	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-②-2】	Step Up	
【資料 1-3-②-3】	長野大学 CAMPUS GUIDE 平成 28（2016）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-②-4】	後援会会員用 長野大学ガイドブック平成 27（2015）	
【資料 1-3-③-1】	平成 28（2015）年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-3-④-1】	組織図	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-①-1】	長野大学ホームページ	
【資料 2-1-①-2】	平成 28（2015）年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-②-1】	平成 28（2015）年度留学生推薦入試募集要項	【資料 F-4】と同じ

長野大学

【資料 2-1-②-2】	全学教授会アドミッションセンター運営委員会報告	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-①-1】	平成 27 (2015) 学修ガイド〔履修要項〕	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-②-1】	平成 27 (2015) 学修ガイド〔履修要項〕	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-②-2】	長野大学研究・教育基本構想	【資料 1-2-③-3】と同じ
【資料 2-2-②-3】	ファカルティ・デベロップメント委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-2-②-4】	平成 26 (2014) 年度前学期授業評価アンケートに実施について等	
【資料 2-2-②-5】	平成 26 (2014) 年度前学期授業評価アンケート報告書の提出について等	
【資料 2-2-②-6】	教育実践交流広場実施状況	【資料 1-2-①-1】と同じ
【資料 2-2-②-7】	授業参観ボタン・リレー資料	
【資料 2-2-②-8】	「学生 FD ワーキンググループの集い」について	
【資料 2-2-②-9】	授業力向上に係る講師について	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-①-1】	長野大学大学教育センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-①-2】	3 センター学生支援対策室資料	
【資料 2-3-①-3】	オフィスアワー資料	
【資料 2-3-①-4】	長野大学スチューデント・アシスタント規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-①-5】	長野大学アドバイザー制に関する申し合わせ事項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-3-①-6】	学生支援検討会資料（全学教授会議事録）	
【資料 2-3-①-7】	新入生オリエンテーション合宿のてびき	
【資料 2-3-①-8】	第三回 長野大学新入生交流スポーツ大会	
【資料 2-3-①-9】	就職・教育懇談会および支部総会アンケート結果	
【資料 2-3-①-10】	キャンパスソーシャルワーカー配置の経過	
【資料 2-3-①-11】	平成 26 年度支援会議等	
【資料 2-3-①-12】	キャンパスミーティング議事録等	
【資料 2-3-①-13】	学生生活実態調査	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-①-1】	平成 27 (2015) 学修ガイド〔履修要項〕	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-①-2】	シラバス	
【資料 2-4-①-3】	講義資料庫	
【資料 2-4-①-4】	成績質疑に関する資料	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-①-1】	平成 26 (2014) 年度社会福祉実習関係実習先一覧	
【資料 2-5-①-2】	平成 26 (2014) 年度インターンシップ先一覧	
【資料 2-5-①-3】	平成 26 (2014) 年度「就活ゼミナール」スケジュール	
【資料 2-5-①-4】	平成 26 (2014) 年度「特別コースにかかる講座」、過去 3 年間の「特別コースの実績」	
【資料 2-5-①-5】	平成 27 (2015) 年特別コースのご案内	【資料 1-2-③-1】と同じ
【資料 2-5-①-6】	平成 26 (2014) 年度「国家試験対策セミナー日程表」 過去 3 年間「国家試験合格実績」	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-①-1】	学生支援検討会資料（全学教授会議事録）	【資料 2-3-①-6】と同じ
【資料 2-6-②-1】	授業評価アンケート報告書	【資料 2-2-②-5】と同じ
【資料 2-6-②-2】	教育実践交流広場実施状況	【資料 1-2-①-1】と同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-①-1】	長野大学学生支援センター規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-①-2】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)	

【資料 2-7-①-3】	長野大学課外活動表彰要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-①-4】	長野大学夢チャレンジ制度運営要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-①-5】	平成 26（2014）年度 長野大学強化指定部 大会成績	
【資料 2-7-①-6】	保健室の状況	
【資料 2-7-①-7】	平成 26（2014）年度の学生相談室利用状況および来談者の特徴と考察	
【資料 2-7-②-1】	キャンパスミーティング議事録等	【資料 2-3-①-12】と同じ
【資料 2-7-②-2】	学生生活実態調査	【資料 2-3-①-13】と同じ
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-②-1】	長野大学人事委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-2】	長野大学教員任用、選考規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-3】	「教員採用人事方針の検討について（答申）」	
【資料 2-8-②-4】	長野大学特任教員規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-5】	長野大学非常勤特任教員に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-6】	長野大学客員教員規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-7】	教授、准教授、昇任審査基準申し合わせ事項	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-8】	長野大学教員の任期制に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-9】	長野大学任期付教員の業績評価に関する要綱	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-②-10】	長野大学任期付教員の業績評価結果に対する不服申立てに関する要綱	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-③-1】	教養教育推進室要綱	【資料 F-9】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-②-1】	授業ごとの学生数の資料	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-①-1】	学校法人長野学園寄付行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-①-2】	就業規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-①-3】	学校法人長野学園服務規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-②-1】	長野大学全学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-②-2】	長野大学教授会共通規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-②-3】	長野大学全学教授会組織運営規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-②-4】	長野大学学長室規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-②-5】	長野大学運営会議規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-②-6】	平成 27（2015）年度事業計画および予算	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-1-②-7】	平成 22～26（2010～2014）年度事業報告および財務の概要	【資料 F-7】と同じ
【資料 3-1-③-1】	文書取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-④-1】	就業規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-④-2】	長野大学危機管理委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-④-3】	長野大学危機管理基本マニュアル	
【資料 3-1-④-4】	防火管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-④-5】	長野大学自衛消防隊規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-④-6】	平成 26（2014）年度前学期・後学期障害のある学生との懇談会開催結果	
【資料 3-1-④-7】	長野大学ハラスメント防止等に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-④-8】	ストップハラスメント（リーフレット）	
【資料 3-1-④-9】	長野大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する指針	【資料 F-9】と同じ

長野大学

【資料 3-1-④-10】	学校法人長野学園衛生委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-⑤-1】	長野大学ホームページ	
【資料 3-1-⑤-2】	平成 22～26（2010～2014）年度事業報告および財務の概要	【資料 F-7】と同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-①-1】	理事会業務委任規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-①-2】	学校法人長野学園寄付行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-2-①-3】	理事会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-①-4】	理事会開催通知	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-①-1】	長野大学学則	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-①-2】	学校法人長野学園寄附行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-①-3】	長野大学学長室規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-①-4】	長野大学全学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-①-5】	「戦略的に大学を運営するためのガバナンス体制の構築に向けて」長野大学全学教授会付帯決議（平成 27 年 2 月 4 日）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-②-1】	長野大学運営会議規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-②-2】	長野大学学長候補者選考規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-②-3】	「長野大学学長候補者の推薦について（依頼）」および「学長候補者選挙日程のお知らせ」	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-①-1】	学校法人長野学園寄附行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-①-2】	常務理事会開催状況一覧	
【資料 3-4-①-3】	理事会業務委任規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-②-1】	「戦略的に大学を運営するためのガバナンス体制の構築に向けて」長野大学全学教授会付帯決議（平成 27 年 2 月 4 日）	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-②-2】	学校法人長野学園寄附行為	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-②-3】	理事会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-②-4】	常務理事会開催状況一覧	【資料 3-4-①-2】と同じ
【資料 3-4-②-5】	評議員会開催状況一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-4-③-1】	職員統治力量の向上に関する検討結果(提案)(平成 26 年 12 月 18 日)	
【資料 3-4-③-2】	「職員人事制度」見直しに当たっての留意事項（平成 27 年 3 月 4 日）	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-①-1】	学校法人長野学園、長野大学事務局の事務処理に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-①-2】	学校法人長野学園、長野大学事務局の組織に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-①-3】	法人大学事務組織図	
【資料 3-5-②-1】	長野大学中期経営計画	【資料 1-2-③-2】と同じ
【資料 3-5-②-2】	長野大学研究・教育基本構想	【資料 1-2-③-3】と同じ
【資料 3-5-③-1】	長野大学事務職員研修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-③-2】	長野大学職員自己啓発助成要綱	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-③-3】	ファカルティ・デベロップメント委員会規程	【資料 F-9】と同じ
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-①-1】	長野大学中期経営計画	【資料 1-2-③-2】と同じ
【資料 3-6-①-2】	企業情報学部新学科設置に伴う環境ツーリズム学部・企業情報学部統合学部準備委員会に関する要綱	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-6-①-3】	長野大学の公立大学法人化に関する要望書	
【資料 3-6-①-4】	平成 24 年 9 月 26 日開催の理事会議案第 1 号資料	
【資料 3-6-①-5】	予算編成方針	
【資料 3-6-②-1】	財務運営の状況（事業報告参考資料）	

【資料 3-6-②-2】	計算書類	【資料 F-7】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-①-1】	経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-7-①-2】	平成 25（2013）年度 第 1 回補正予算	
【資料 3-7-②-1】	監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-①-1】	自己点検・評価に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-①-2】	長野大学自己評価報告書 平成 21（2009）年	
【資料 4-1-①-3】	長野大学自己点検・評価報告書 平成 26（2014）年	
【資料 4-1-②-1】	「第二回認証評価の受審と今後のスケジュールについて」	
【資料 4-1-③-1】	「長野大学における自己点検・評価のあゆみ」	
【資料 4-1-③-2】	「業務計画書および報告書」（過去 3 年分）	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-①-1】	「平成 26（2014）年度 後学期 授業評価アンケート報告書のご提出について（依頼）」	【資料 2-2-②-4】と同じ
【資料 4-2-②-1】	常務理事会報告資料「入試結果」	
【資料 4-2-②-2】	常務理事会資料「就職・内定結果」	
【資料 4-2-②-3】	「社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験の結果（過去 10 年間）」	
【資料 4-2-③-1】	「長野大学自己評価報告書」 http://www.nagano.ac.jp/outline/ninsho/index.html	【資料 4-1-①-2】と同じ
【資料 4-2-③-2】	長野大学自己点検・評価報告書	【資料 4-1-①-3】と同じ
【資料 4-2-③-3】	「生涯学習講座および授業の一般開放のご案内」 http://www.nagano.ac.jp/outline/facilities/local/koza/index.html	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-①-1】	自己点検・評価に関する規程	【資料 F-9】と同じ

基準 A. 「地域に生きる」大学としての責任と地域課題の解決

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域と連携した各種事業の充実と促進		
【資料 A-1-①-1】	協定書	
A-2. 「地域に生きる」大学としての教育改革と、社会的な評価		
【資料 A-2-①-1】	Step Up	【資料 1-3-②-2】と同じ
【資料 A-2-①-2】	地域連携センターニュース（過去 3 年間）	
【資料 A-2-②-1】	地域連携センターニュース（過去 3 年間）	【資料 A-2-①-2】と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。